

# 会 議 録

## 令 和 3 年 第 1 回 定 例 会

会期：令和3年3月 2日  
令和3年3月23日  
(22日間)

小 海 町 議 会

# 第 1 回定例会会議録目次

議事日程等	2
第 1 日 (招集、上程、説明、報告、一部採決)	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
同意第 1 号 (小海町農業委員会委員の任命同意)	15
議案第 2 号、3 号 (規約の変更)	16
議案第 4 号 (契約議決)	17
議案第 5 号～12 号 (条例)	18
議案第 13 号～20 号 (予算・補正予算)	21
第 2 日 (議案質疑・付託)	
議案第 5 号～20 号	25
第 8 日 (一般質問)	
第 5 番 小池 捨吉 議員	94
第 2 番 渡辺 均 議員	98
第 9 番 的埜美香子 議員	113
第 11 番 新津 孝徳 議員	127
第 7 番 篠原 伸男 議員	134
第 10 番 井出 薫 議員	143
第 22 日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	157
議案第 5 号～12 号 (条例改正・制定)	159
議案第 13 号～20 号 (予算・補正予算)	165
同意第 2 号	172
署名	174

令和 3 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和3年3月 2日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和3年3月23日 午後 3時22分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第7番議員、第8番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和3年3月 2日 至 令和3年3月23日 22日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第1号	小海町農業委員会委員の任命について	原案同意
議案第2号	佐久広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決
議案第3号	南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について	〃
議案第4号	建設工事請負契約の変更について	〃
議案第5号	小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について	〃
議案第6号	キャリブール小海事業レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第7号	小海町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について	〃
議案第8号	小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第9号	小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃

議案第10号	小海町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第12号	小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第13号	令和3年度小海町一般会計予算について	〃
議案第14号	令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について	〃
議案第15号	令和3年度小海町介護保険事業特別会計予算について	〃
議案第16号	令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	〃
議案第17号	令和3年度小海町水道事業会計予算について	〃
議案第18号	令和2年度小海町一般会計補正予算（第8号）について	〃
議案第19号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	〃
議案第20号	令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	〃

《追加議案》

同意第2号	教育長の任命同意について	原案同意
-------	--------------	------

会議の顛末	令和3年3月 2日 午前10時00分に始め
	令和3年3月23日 午後 3時22分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒 澤 弘 会計管理者 井 出 浩
	副 町 長 篠 原 宏 子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男 生涯学習課長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出知之
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 黒澤五雄
	書 記 池田知美

### 会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	3/2	3/3	3/9	3/10	3/12 AM	3/12 PM	3/16	3/19	3/23
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	12	7	6	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 8 番 篠原義従 議員								
		第 9 番 的埜美香子 議員								

# 令和3年第1回定例会

## 小海町議会定例会会議録

「第1日」

\* 開会年月日時 令和3年3月2日 午前10時00分

\* 閉会年月日時 令和3年3月2日 午後 3時33分

\* 開会の場所 小海町議会議場

### 会議の経過

#### ○ 開 会

議長

皆さんおはようございます。令和3年小海町議会第1回定例会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。季節の移ろいは早く、令和3年も早3月となりました。今日は荒れ模様であります。日ごとに温かい日差しを感じる季節となってきました。春の訪れに心膨らむ一方で、この冬は昨年来の新型コロナウイルスの感染症問題で、恐怖に怯える日々でもありました。ここにきて感染第3波の波も収まりつつありますが、首都圏では減少傾向に下げ止まりが見られ、依然として気の抜けない日々が続いております。感染終息への期待が大きいワクチン接種も始まってきましたが、全国民に接種が届くにはまだ時間がかかりそうであります。早く鎮静化の目途が立ち、延期されていましたが、東京オリンピック、パラリンピックが今年こそ無事に開催されることを願うと共にマスクの要らないような日常生活の戻ることを願う所であります。本日開催の第1回定例会であります。令和3年の町の予算を決定する議会であります。議員の皆様には適切な審議、判断をお願いするところであります。そして、我々、議会議員として17期の議員であります。議員としての任期もこの4月までと迫る中で、本議会が任期最後の定例会であります。議員の皆様には町政発展の為、また町民の為に尽力をされてきましたことに感謝を申し上げます。今期を持ちまして退任される方もいますが、再度挑戦される方には再びこの議場に戻り、よりよい町づくりに邁進されるよう、ご期待を致します。ただ今の出席議員数は11人です。第7番 篠原伸男議員は所用により午前中欠席との連絡がありました。定足数に達してお

	りますので、ただ今から令和3年第1回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。
<b><u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u></b>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第8番篠原義従君、及び第9番的埜美香子君を指名いたします。
<b><u>日程第2 「会期の決定」</u></b>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る2月16日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長新津孝徳君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 本日招集の、令和3年小海町議会第1回定例会の運営につきましては、去る2月16日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は、人事案1件、規約変更案2件、契約議決1件、条例案8件、当初予算案5件、補正予算案3件の合計20件であり、会期は本日より3月23日までの22日間とする案を作成いたしました。なお、本日の昼休み12時30分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。一般質問の通告は3日、議案質疑終了後午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ10日水曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	

議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p><b><u>日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」</u></b></p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>本日ここに、令和3年小海町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただき定刻に開会できますことを、心から厚く御礼申し上げます。令和3年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民皆様方のご理解をいただくとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。早いもので、私の任期も残すところ1年となりました。「元気な小海町をつくりたい」という公約のもと町長に就任し、間もなく3年が経過しようとしています。私が申し上げるまでもなく、この1年は世界中が新型コロナウイルス感染症対策に迫られ、振り回された1年だったのではないかと思います。2度にわたる緊急事態宣言の発出によって外出自粛などが叫ばれ、飲食業や観光業などを中心に瀕死の状態といってもいいほどの痛手を被る結果となってしまっています。特に日本においては全世界の皆様が注目していた東京オリンピック・パラリンピックの開催が1年延期されることになり、世界に大きな衝撃が走りました。このオリンピックを商機と見込んでいた皆さんの損失は相当なものではなかったかと思えます。そしてこのコロナウイルスは、たった1年で社会の仕組みや価値観を大きく変えてしまいました。おそらく誰もが想像もしなかったことではないでしょうか。そのような中、私たちのような地方には、チャンスともいえる社会的な変化が起き、今まさに大きな流れへと成長している真ただ中です。一昨年まではただ単に働き方改革の一環として取り入れようとしていたテレワークやワーケーションであります。今や必要不可欠な要素となっていることは皆様もご承知のとおりです。首都圏との距離が比較的近い当町にとっても大きなチャンスであることは間違いのないと思えます。こんなことは予想もしていませんでしたが、今思えば3年前から取り組んでいる「憩うまちこうみ事業」は、このチャンスを活かす取り組みにとって大きく</p>

貢献できるのではないかと思います。協定企業も14社となりました。テレワークなどの利用も想定した旧たぬき屋の施設を有効に利用するとともに、新たな施設の設置と企業の誘致なども検討していきたいと考えております。ワクチン接種につきましても、先行きが不透明なことが多く、皆様になかなか確実な情報をお知らせすることが出来ませんが、国の動向を注視しながら、万全の体制を整えていく所存でございます。1日も早く接種が行き渡り、町民の皆様が安心して生活できるよう努力してまいります。

さて、令和3年度の主な事業ですが、新規事業として、本間村上地籍に新たに35区画程度の宅地造成のための調査設計を行います。現在分譲地は大田団地に1区画、大畑に1区画ありますが、双方とも売却の目途がたちましたので新たな造成に着手したいと考えております。八千穂高原インターに近いというメリットを最大限に活かし、移住定住に繋げたいと思います。その他には、佐久平クリーンセンターへのゴミ処理委託、大畑に町営住宅建設、新型コロナワクチンの接種、また、昨年検討委員会において議論をいただいた小海駅周辺再整備につきましても具体的な調査設計を行いたいと考えています。

継続事業につきましては、集落支援事業、憩うまちこうみ事業、移動販売事業の充実、町民のやる気と元気を創出するチャレンジ支援金事業、小中学校のICT化・エアコン設置、町道整備、橋梁長寿命化工事等インフラの整備、県営畑地帯総合整備事業小海原地区、間伐促進、鳥獣被害対策などの農林業の推進、子育て世代住宅取得助成事業や住宅リフォーム助成事業、新型コロナ対策による町民及び事業者応援事業、大学等進学者への支援金の支給、奨学金の貸付上限額を月10万円に引き上げるなど、引き続き全ての町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施してまいります。

こうした中、編成した令和3年度全体の予算規模は総額5,336,374千円となり、前年度比164,152千円、3.0%の減額となりました。

令和3年度各予算の内訳は、

一般会計	3,946,000千円	(148,000千円の減額)
国民健康保険事業特別会計	531,000千円	(1,000千円の増額)
介護保険事業特別会計	686,077千円	(18,709千円の減額)
後期高齢者医療特別会計	79,297千円	(843千円の減額)
水道事業会計	収益的収入合計で94,000千円(2,400千円の増額)	

でございます。

次に各款・会計ごとに概要を申し上げます。

歳入予算につきましては、町税は、コロナ禍による所得の減少を勘案し、対前年比 35,358 千円減額の 553,768 千円を計上しました。地方交付税は国の交付額の増額及び前年度実績をもとに、対前年比 40,000 千円増額の 1,720,000 千円を計上いたしました。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金や社会資本整備総合交付金の増額等により、前年度比 105,604 千円増額の 238,908 千円を見込みました。県支出金は、災害復旧費補助金が大幅に減額になったことなどから 84,239 千円減額の、162,616 千円を計上いたしました。財産収入は、本間大田団地 1 区画、大畑分譲地 1 区画の販売代金など 38,883 千円を計上しました。繰入金は、減債基金及び森林環境譲与税基金からの繰入のほか、宅地造成調査費などの財源に充てるため財政調整基金から 108,500 千円の繰入金を計上いたしました。町債は、過疎対策事業債において、ハード事業で 220,000 千円、ソフト事業で 43,700 千円、合計 263,700 千円とし、地方交付税を補填するための臨時財政対策債を 80,000 千円、緊急防災・減災事業債を 5,500 千円計上し、町債の合計は前年度比 61,600 千円減額の 349,200 千円を計上しました。次に歳出予算ですが議会費の総額は 68,540 千円を計上し、前年に比べ 0.3%の増額となりました。主たる要因は、議員改選による増額によるものです。内容につきましては、議員報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費となります。総務費の総額は 608,002 千円を計上し、前年に比べ 19.3%の減額となりました。総務管理費では、昨年中止になった「女性議会」に代わり、「子ども議会」の開催を予定するほか、防犯カメラの管理運用で 2,386 千円、職員等研修講師謝金として 1,000 千円、公用車 1 台の購入で 1,800 千円、憩うまちこうみ事業関係費で 12,328 千円、地域おこし協力隊関係費で 28,485 千円、また、小海駅周辺再整備調査設計に 10,000 千円、本間村上地籍宅地造成調査設計に 35,000 千円を計上しました。地域振興費には、引き続き町民皆様の発想豊かで発展性のある取り組みに対し助成するチャレンジ支援金を 10,000 千円計上いたしました。民生費の総額は、769,990 千円を計上し、前年に比べ 1.7%の増額となりました。社会福祉費では、昨年度に引き続き高齢ドライバーの交通事故防止対策として、サポートブレーキあるいはアクセル踏み間違い防止装置を備えた車両を購入、もしくは装置を取り付けた 70 歳以上の方を対象に、5 万円を上限額として補助事業を実施してまいります。児童福祉費では、児童館の体育館にエアコンを整備し、熱中症予

防など施設の環境の改善を図ります。衛生費の総額は、519,497千円を計上し、前年に比べ53.9%の大幅増額となりました。保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種関係費用として33,674千円を計上し、ワクチンの供給状況等を確認しながら実施してまいります。ワクチン接種に関する町民からの相談等について、専属職員を配置した窓口を設置し対応してまいります。生活環境衛生費では、令和3年度からの佐久平クリーンセンターへのごみの搬入の開始に伴い、町内一般廃棄物の収集・運搬等について円滑に行えるよう努めてまいります。町への定住促進のため、新たな町営住宅の建設を行います。また、よりきめ細やかな町営バスの運行により、交通弱者と言われる皆様方の買い物など、利便性の向上に努めてまいります。農林水産費の総額は、174,214千円を計上し、前年に比べ12.0%の減額となりました。主たる要因は、3年間で実施してまいりました農地費の耕作条件改善事業の皆減によるものです。農業振興費では、農家の負担の軽減や特産品の生産・販売促進に努めてまいります。また、本年度においてもワインブドウ栽培に取り組み、別の場所におきまして試験栽培を行ってまいります。畜産振興費では、令和2年度をもって閉鎖となります佐久広域食肉流通センターの建物等の解体が行われるため、広域連合への負担金を計上しました。林業費では、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度の推進と林道整備を進めて参ります。商工費の総額は、381,175千円を計上し、前年に比べ1.2%の増額となりました。商工業振興費では、新型コロナ対応事業として70歳未満の方も利用できるタクシー利用料の補助、昨年度に引き続き事業者経営継続支援金の給付を行い、売上の減少した事業者に対し支援をしております。

観光費では、松原湖周遊遊歩道の整備が終了し、体験型の誘客を図って参ります。また、観光交流拠点センター周辺の整備を国の補助対象事業となるよう、全体計画の策定をして参ります。八峰の湯につきましては、令和4年度に予定する大規模改修に向け、設計委託料として20,000千円を計上し、本格的に改修をスタートさせて参ります。また、現在もコロナ禍が続いておりますが、町民の健康増進、地域振興、交流人口の増加に寄与することを目的に運営して参ります。今後も温泉運営委員会と共に経営のあり方を検討し、多くの皆様にご来場いただき、満足いただける施設づくりを目指してまいります。土木費の総額は、281,660千円を計上し、前年に比べ13.4%の増額となりました。主たる要因は 道路改良工事によるものです。町道新田小海原線の未

改良区間の工事に着手します。また、橋梁の長寿命化計画に従い一定の劣化のある橋梁について順次修繕を行ってまいります。消防費の総額は、150,314千円を計上し、前年に比べ6.0%の減額となりました。非常備消防費では、引き続き地区防災マップを作成し、また新たに、溝の原地区に水利確保のため防火水槽を新設し、防災対策に努めます。教育費の総額は、445,383千円を計上し、前年に比べ5.4%の減額となりました。主たる要因は、小学校費において、大規模な校舎修繕が令和2年度をもって終了したことによるものです。小学校費では、図書室、理科室、音楽室など6室にエアコンを設置します。また、引き続き町費加配によるきめ細かな少人数教育と支援、電子黒板や1人1台端末によるICT教育の推進、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。社会教育費では、美術館企画展示、音楽堂コンサートを引き続き実施してまいります。保健体育費では、スケートセンターにおいて、冷凍機の更新がスムーズに行われるよう冷凍機更新計画を作成するほか、暖冬に対応し、スケートセンターのオープン時期を11月中旬とし、経費の節減を図ってまいります。災害復旧費の総額は、57,000千円を計上し、前年に比べ77.8%の減額となりました。主たる要因は、台風19号災害の復旧工事費の減によるものです。公債費の総額は485,225千円を計上し、前年に比べ5.2%の増額となりました。

国民健康保険事業特別会計予算の総額は531,000千円を計上し、前年に比べ0.2%の増額で、ほぼ前年度並みとなりました。国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。なお、令和3年度の国保税率につきましては、県から提示されている令和3年度の納付金額を踏まえ、令和2年所得が確定する5月に、近年の情勢等をあらためて総合的に検討し、決定してまいります。

介護保険事業特別会計予算の総額は、686,077千円を計上し、前年に比べ2.7%の減額となりました。主たる要因は、居宅介護サービス費の減額によるものです。介護保険事業は令和3年度が第8期計画の1年目となります。引き続き予防教室など、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、79,297千円を計上し、前年度に比べ1.1%の減額となりました。主たる要因は、広域連合への保険料納付金の減額によるものです。引き続き広域連合との連携を図り、

安定した制度運営に努めてまいります。

水道事業会計予算の収益的収入総額は、94,000千円を計上し、前年に比べ2.6%の増額となりました。主たる要因は、コロナによる巣ごもり需要の増に伴う給水収益の増によるものです。

施設改良費では、引き続き水系ごとに順次漏水調査を行い、有収率の向上を図り経営の健全化を目指します。以上、概要を申し上げましたが、令和3年度の最重要課題は、コロナにより疲弊した町の活気を取り戻すため、臨機応変にスピード感をもって様々な施策を講じていくことにあると思います。国の地方創生臨時交付金を活用し、町民の皆様のためにもなり、コロナによって瀕死の状態となっている飲食店や観光業等の支援にも繋がるような事業は積極的に進めていく所存でございます。先般の補正予算7号で計上させていただいた町民応援事業は、新聞報道がされた途端に、あちこちから本当にありがたいというお声をいただきました。このような緊急事態下にあっては、行政は走りながら町民の皆様の声をお聞きし、的確な判断により施策を講じていくことが求められていると感じております。

また、長野県においても台風19号災害によって議論が活発になってきております地球温暖化防止対策につきましても、県は「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目標に掲げました。目標は大きくてもかまいませんが、当町といたしましては、現実的に何ができるのかをよく検討し、仮称ですが小海町地球温暖化対策実行計画の策定に向け取り組みを進めたいと考えております。

町の高齢化率はいよいよ40%を超えました。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年まではあとわずか、現役世代の1.5人が1人の高齢世代を支えることになると言われていた2040年もそう遠くない未来に迫ってまいりました。今こそ若い世代のために何をやったらいいのかを、まだまだ先のことと考えるのではなく、真剣にどうすべきなのかを考えて行かなければならないときに来ていると思います。私は以前に、今まさに時代の大変革期であるということをお知らせすることがありますが、コロナによってその流れが一段と加速され、この1年でかすかではありますが先の灯りが見え始めたのではないかと感じております。冒頭にも申し上げましたが、地方にとってはチャンスが到来しつつあるということです。

最後になりましたが、毎年申し上げることではございますが、「元気な小海町」をつくるため、引き続き積極行政を推進してまいり所存でございます。議員の皆様方には是非とも町の元気づくりのため、町民

の皆様の満足度の向上のため、同じ方向を向いて進んでいただければ幸いに存じます。以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。議員各位を始め町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、施政方針といたします。それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総括的なご説明を申し上げます。まず同意第1号 小海町農業委員会委員の任命同意につきましては、稲子地区担当の委員が健康上の理由で辞任したことに伴い、後任として矢坂実也氏の任命について同意をお願いするものでございます。

次に議案第2号、佐久広域連合規約の一部を改正する規約につきましては、佐久広域連合の処理する事務から、血液保管所の設置及び管理に関する事務と畜場施設の設置及び管理に関する事務を廃止することに伴う規約の改正で、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第3号、南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更につきましては、事務局を小海町教育委員会から南牧村教育委員会に変更するもので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。次に議案第4号、建設工事請負契約の変更につきましては、宮下の頭首工復旧工事の工期の延長につきまして議会の議決を求めるものでございます。以上4件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に議案第5号、町営路線バス設置条例の一部を改正する条例につきましては、町民の買い物やバス利用の利便性を高めるため、バスの運行路線を変更するものでございます。次に議案第6号、キャリフル小海事業レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新規施設の設置を明記し、各シーズンを通じて利用料金を柔軟に設定するため、利用料金の規定を改正するものでございます。次に議案第7号、奨学金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、条例制定から20年以上が経過し、授業料や家賃などの学生を取り巻く環境が変化していること、また、コロナ禍にあって学生及び保護者の経済負担が増していることなどから、貸付額上限及び償還期間を変更するものです。次に議案第8号、医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の柔道整復師の施術に係る療養費について、現物給付方式を導入するものです。次に議案第9号、国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一

部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。次に議案第10号、介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第8期（令和3年度から5年度）の介護保険料について、3か年分の給付見込みから基準となる第5段階の年額保険料を72,000円とし、各段階ごとに係数をかけた金額とするものです。次に議案第11号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、延滞金について、小海町税条例に倣って改正するものです。次に議案第12号、小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、移住定住促進施設に大畑地区の施設を加えるものです。次に議案第18号、令和2年度小海町一般会計補正予算第8号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,612千円を減額し、歳入歳出それぞれ5,156,993千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うものですが、特に八峰の湯につきましてはコロナの影響で、歳入で87,000千円、歳出で51,000千円ほどの大きな減額補正となりました。次に議案第19号 令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、歳入歳出予算とも1,386千円を減額し、総額で584,694千円に補正するものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。次に議案第20号 令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、歳入歳出予算とも20,684千円を減額し、総額で683,337千円に補正するものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。それぞれ詳細につきましては、副町長、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げます、議案の総括説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度予算につきましては、最終的な調整が必要となるため、補正予算第9号として専決処分をさせていただき、6月の第2回定例会において報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第4 「諸般の報告」

議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたしますその他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>では2件ご報告させていただきます。まず1件目ですが、あさって4日に上田信金さんの紹介で、損保ジャパン長野支店と損保ひまわり生命長野支社の2社と憩うまちこうみ事業の連携協定式を行います。先程の開会のあいさつの中でも申し上げましたが、これで協定企業は14社となりました。次に2件目ですが、新年度の職員採用につきまして、3名の採用を内定いたしました。内訳は保育士1名、一般事務職2名でございます。以上2件ご報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>町民課長【南佐久環境衛生組合議会第1回定例会の報告】</p> <p>総務課長【小海町空家等対策協議会の報告】</p> <p>町民課長【小海町介護保険懇話会の報告】</p> <p>【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】</p> <p>産業建設課長【小海町上水道運営審議会の報告】</p> <p>観光交流センター所長【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩と致します。（ときに10時55分）</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>再開致します。（ときに11時10分）</p> <p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第1号から議案第4号までは上程から採決まで、議案第5号から第20号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>

<u>日程第6 同意第1号</u>	
議 長	日程第6、同意第1号、 「小海町農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意する 事に決定いたしました。
<u>日程第7 議案第2号</u>	
議 長	日程第7、議案第2号、 「佐久広域連合規約変更について」を議題といたします。事務局長に 議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決する 事に決定いたしました。
<b><u>日程第 8 議案第 3 号</u></b>	
議 長	日程第 8、議案第 3 号、 「南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の変更について」を 議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(教育長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 3 号は原案のとおり可決する 事に決定いたしました。
<b><u>日程第 9 議案第 4 号</u></b>	
議 長	日程第 9、議案第 4 号、 「建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。事務局長 に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	初歩的な質問だと思いますけれども、教えて頂きたいんですけども、本案は災害復旧工事の工期を1年間延ばすという案でありますけれども、変更前が3月の31日であり、変更後が3月の25日ということですが、ここはどうして25日なのかという点、教えて頂きたいと思います。
産業建設 課長	この3月25日という日でございますが、これにつきましては、平日で県の検査が受けられることを鑑みまして、この期日を設定させていただきました。以上です。
10 番議員	まああのカレンダーをよく見て私言ってる状況ではありませんので、ただ今の説明ですと、年度末でカレンダーの関係だということですが、変更前は3月31日までというようになっていますけれど、そこら辺との違いで検査の関係以外では理由はないわけですか。
産業建設 課長	あの、特別な意味はございません。おっしゃられる通りカレンダーを見てということと、仮に3月31日であっても、この辺はかまいません。それ以前に工事を終了して検査を受けられれば良いということですので、工期を設定して、それ以内の時期に検査も受けて行くと。年度内のうちに検査も受ける、そういう方向で考えております。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
8 番議員	約1年間、現場を空けるようですが、その空ける間に台風など色んなね、最悪のことが考えられるんですけど、それによって工事金が増えたり、増工にまた増工というようなことが考えられますがそこら辺はどうですか。
産業建設 課長	はい、台風災害を受けた箇所が再度被災するということはあることでして、それはその被害箇所が大きくなればそれも査定の中で、国の査定の中で対応して頂けるということなんですけれども、そんな大きな災害が来ることは望まないんですけど、対応はできるという仕組みになっております。
議 長	他に、質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第4号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第10 議案第5号</u></b>	
議 長	日程第10、議案第5号、 「小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第11 議案第6号</u></b>	
議 長	日程第11、議案第6号、 「キャリアフル小海事業レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第12 議案第7号</u></b>	
議 長	日程第12、議案第7号、 「小海町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(教育長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第13 議案第8号</u></b>	

議 長	日程第 13、議案第 8 号、 「小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(教育長説明)
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 14 議案第 9 号</u></b>	
議 長	日程第 14、議案第 9 号、 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題と いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 15 議案第 10 号</u></b>	
議 長	日程第 15、議案第 10 号、 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といた します。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。ここで 13 時まで休憩とします。 <span style="float: right;">(ときに 12 時 01 分)</span>
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <span style="float: right;">(ときに 13 時 00 分)</span> 先程、12 時 30 分から議会運営委員及び各常任委員長の合同 会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告 願います。議会運営委員長 新津孝徳 君
11 番議員	ご報告いたします。議会運営委員および各常任委員長による合 同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたので、 ご報告いたします。 3月12日(金)午前10時から 総務産業常任委員会 視察なし 3月12日(金)午後2時から 民生文教常任委員会 視察なし

	3月16日(火)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし 3月19日(金)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし なお、午前中申し上げましたとおり、全員協議会を10日水曜日 日 に行う予定ですのでご承知おきください。以上でございます。
議長	ただ今の報告のようによろしく申し上げます。
<b><u>日程第16 議案第11号</u></b>	
議長	日程第16、議案第11号、 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。
<b><u>日程第17 議案第12号</u></b>	
議長	日程第17、議案第12号、 「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。
<b><u>日程第18 議案第13号</u></b>	
議長	日程第18、議案第13号、 「令和3年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明 88ページ 7款 土木費 3項 土木計画費まで説明)

議 長	副町長、ちょっと休憩したいと思うんですが、今、88 ページまでです。ここで休憩と致します。2時25分まで。 (ときに 14 時 12 分)
議 長	再開を致します。 (ときに 14 時 25 分) 令和3年度一般会計予算について続けて説明をお願い致します。篠原副町長。
(副町長説明 89 ページ 8 款 消防費 1 目 非常備消防費から)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 19 議案第 14 号</u></b>	
議 長	日程第 19、議案 14 号、 「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 20 議案第 15 号</u></b>	
議 長	日程第 20、議案第 15 号、 「令和3年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 21 議案第 16 号</u></b>	
議 長	日程第 21、議案第 16 号、 「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 2 2 議案第 1 7 号</u></b>	
議 長	日程第 2 2、議案第 1 7 号、 「令和 3 年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 2 3 議案第 1 8 号</u></b>	
議 長	日程第 2 3、議案第 1 8 号、 「令和 2 年度小海町一般会計補正予算 (第 8 号) について」を議題と いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 2 4 議案第 1 9 号</u></b>	
議 長	日程第 2 4、議案第 1 9 号、 「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) に ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<b><u>日程第 2 5 議案第 2 0 号</u></b>	
議 長	日程第 2 5、議案第 2 0 号、 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) につい

	て」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は明日3日、水曜日、午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。(ときに15時33分)

<b>令和 3 年 第 1 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	令和 3 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 3 年 3 月 3 日 午後 4 時 04 分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	皆さんおはようございます。令和 3 年小海町議会第 1 回定例会、本日は第 2 日目であります。議案質疑であります。議員の皆様には適切な質問と適切な答弁で無事な進行をお願いしたいと思います。それではただ今から始めたいと思います。ただ今の出席議員は 12 人です。定数に達しておりますので、これから本会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>日程第 1 議案第 5 号</u>	
<b>議 長</b>	日程第 1、議案第 5 号、「小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
<b>10 番議員</b>	バス路線の条例改正ということですが、ちょっと伺いたいの は料金表が…私、久々に見させて頂いているんですけども、100 円と 200 円という料金表があるんですけど、私の記憶で申し訳ないん ですけど、観光路線以外はすべて 100 円ということがかつてそういう ふうになっていたという認識で見ていたものから、この 200 円というの

	がちよっと説明を、その根拠をね、お願いしたいんですけれど。
町民課長	はい、おはようございます。よろしく申し上げます。この料金表、100円になったという経過は私ちよっと存じておりませんで、松原湖線を除いた路線につきまして、生活路線については200円未満で設定をしているということでございます。
議 長	いいですか。2番渡辺均君。
2番議員	この条例改正にあたりましてその前提条件として、旧来の路線ごとの利用者数がどのくらいで、新しい体制にすることによって利用者アップをどのような形で見込むのか、前提条件となる現状の利用者数の実態のようなものを明らかにして、更に料金改定によってその利用者数が増えるんだと。それによって事業収支も多少ではあっても改善されるんだと、そういう指摘、検討が必要じゃないかと思うんですけれど、どのようにされてるんでしょうか。
町民課長	はい、路線ごと、それからバスごとの乗車人数につきましては、整理をして交通政策審議会とかに資料で上げております。で、今回の改正によって、劇的な乗客の増加というのはあまり見込めないかなあと思いますが、少しでもきめ細かに利便性を高めて、1人でも2人でも多く、乗車して頂ければということで、経営的によくなるといったような見込は立ててはおりません。
2番議員	停留所が増えたりすると、運転手さんへの負担も高くなる。そういった面で1つ検討して頂きたいのと、もう1つは足の悪い方々が停留所まですら行けないというような声を私は聞いております。それで、停留所を密にするってことと併せて、非常に集落ごとに人口が少なくなっておりますので、中々利用できない人自体に逆に寄り添うような形で、バスの運行、例えばデマンドのような形を検討するとか、そういったようなことで利用増を図るといようなことは検討されたんでしょうか。
町民課長	はい、デマンドとか町内を巡回するような形態というのも交通政策審議会の中でご提案申し上げて審議頂いたわけですが、すぐ来年からそういう形態、或いはデマンドという形はすぐには取れないということで、将来的に運営形態の委託等も含めた中で、また検討を加えて行くということでございます。お客様の乗り降りの利便が確かに悪いということも指摘されていることはありますが、まあ国道以外であれば途中のところで停車して頂くこともできますし、小海線との連絡でどうしてもうまく行かないという部分もありまして、そういうご意見は頂いておりますので、できるだけ4月から少し改善するようなことをやっておりますし、1つ1つできるだけご意見に寄り添って参りたいというふうに思い

	ます。よろしくお願いします。
議 長	他に質疑のある方はございますか。8番篠原義従君。
8番議員	はい、町民のためにきめ細かな路線という事で大変結構な話なんですけれど、1つだけ安全面で聞きたいんですけれど、小海高校から宮下上段ってありますけれど、あれはトンネルの手前というか、トンネルの向こうというか、あそこへ出るわけですか。
町民課長	小海高校から宮下の上の道ですね、お宮の所の国道じゃなくて、上の道を本間上に向かってこう行くといういうことで、本間川から上っていくのは本間川の集落に入って、そこから小海高校の方へぐるっと回るというルートでございます。
8番議員	上段というのは上の道を下へ降りると、あのトンネルのところは我々も通らないような危険で、そこへ出るのかなあとと思って勘違いしてました。はい、ありがとうございました。
議 長	他に質疑のある方はございますか。10番井出薫君。
10番議員	すみません。私、先程100円と200円の根拠はどうなっているのかという点を伺ったんですけれど、100円の時代の記憶がないという事でお答えいただいたんですが、この表で100円、200円と決めているのか、それとも距離的に何キロ以上は200円とか、そういうルールを持ってきめているのかという点だけ伺っておきたいと思います。
町民課長	すみません。距離とかその、決めの所の部分をちょっと確認しましてまた後程お答えしたいと思います。申し訳ありません。
議 長	他に…。6番 有坂辰六君。
6番議員	これは8人とか、9人乗りのバスとかそういう事だと思うんですけど、例えば乗る方がすぐ分かるような、例えば移動販売車みたいな形でやるのか、それとも、例えばイエローキャブみたいな、これはもう明らかに車なんだって分かるように、そのような対応はどうなんでしょうかね。
町民課長	はい、ここでワゴンタイプということで書いてありますがけれども、実際今所有している2台の14人乗りと15人乗りのタイプの車でございまして、他の町営バスと同じカラーになってますので、見分けは付くかと思えます。
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第2 議案第6号</u></b>	
議 長	日程第2、議案第6号、 「キャリフル小海事業レクリエーション施設の設置及び管理に関する

	る条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議 長	よろしいですか。これで、質疑を終わります。
<b>日程第3 議案第7号</b>	
議 長	日程第3、議案第7号、 「小海町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
9 番議員	この条例の説明書きのところで、昨日の説明にもありましたけれど、授業料や家賃など、学生を取り巻く環境が変化しているというふうにあります。根拠というか、どのくらい20年前と比べて上がっているのかというところをお願いします。
教育長	はい。お疲れ様です。お答え致します。根拠という明確な数値は持ち合わせていませんけれども、私自身も子育てした中で、子供達、大学、専門学校と通わせる中で、例えば公立校ですとさほど大きな上昇というのはないと承知しておりますが、私立の系統になりますと、専門学校にしろ、大学にしろ、そのかかる経費をどうしても入学金ですとか、授業料等に転嫁している可能性もあります。また家賃につきましても、当然こういった田舎ですので、お子さんは都会へ出て行ってという想定のもと、やはり家賃上昇というものは付いて回る、更には物価もでございます。そういった中でもう20年もたって、数字が前のまんまで果たしていいのか、実際の所、町の奨学金無利子ですけれども、これだけでは子供を進学させることはできないと思っているところです。例えば学生支援機構といったような所からも借りて、又は民間の銀行から教育ローンを借りて、出される保護者の方は相当苦勞をしているであろうということ、それから後段の話のコロナの話にもなってしまいますけれども、例えば仕送りの限度がここまでといった時にそれで例えば生活なりできない場合には、お子さん自身、アルバイトをしながらといったことが想定されるわけなんです。このコロナ禍でそういった飲食業を中心にしたアルバイトも首になるというか勤められない状況が生まれてる中で相当数の方が苦しんでいると…。これも数字を捉えてるわけではございません、マスコミの情報だけですけれども、そういったものを加味して金額等を上げ、更に金額だけを上げても結果的に上げた分、償還予定がこれまで通りにやりますと倍払わなきゃならない勘定になってしまいます

	<p>ので、それについても償還期限も倍にするというような形で変更したいという内容でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>はい、今説明にありましたように、私自身も授業料が高いとかそういうことは、家賃が高いとかっていうことは感じています。ただ今説明にあったように償還期間を延ばして果たして学生が今度働いた時に大変になってこないかっていうところも、やっぱり加味しなきゃいけないかなあっていうふうに思います。貸付条件とかを下げる、下げるというかっていうことは考えていないのか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、お答え致します。貸付条件につきましては、保護者の方の…扶養している保護者の方のご夫婦であれば2人お勤めの方の合計所得だけが今のところ要件でございます。当該、高校、大学へ行かれるお子さんが1人の場合は保護者の方の2人の所得、所得で600万、それが2人になれば800万、その7年間の間にお子さんが3人いるようであれば1,000万という所得での数字になりますので、それを給与に直しますとやはり1.2倍から3倍までは猶予といいますか幅がある訳でしてそういったものについては今の所、特に支障が出るような形の物にはなっておりませんし、借りたいという方からもその数字を示して、概ね貸し出すことができているという状況がありますので、その辺については条例で定めているのではなく規則ですけれども、今の所その数字まではいじらないつもりではいるところでございます。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>今の説明ですが、やっぱり私は貸付条件とかを下げるというかね、変更する、そういう形で貸し付けるっていうことと、またコロナ禍っていうことであれば、やはりコロナ禍での対応、本当に学生今ね、リモートで全然学校にも通ってないとか、それこそアルバイトでも賄えない、アルバイトも減っているっていう条件が続いていると思うんですね、だからそこにやっぱり奨学金っていう形じゃなくてそこに対しての支援をしていった方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけどその辺はどうお考えでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、小海町の場合、支援っていう形では黒澤町長になりまして、そういった学校に進学される際に30万円、入学金相当ということで、反対のご意見もお伺いしましたけれども今実施しているところでございます。且つ、特定の学生の支援というのに対しては国の方でも制度が用意されているところでございます。町の方とすればそういった特定の方への支援よりも今回の補正でも…前の7号補正にもありましたように、町民全体へ平たくという考えも持っているのが事実でございます。平たくという意味がやはり行政とすればまず先に考えるべきこと</p>

	<p>じゃないかなと、特定の個人に向かって相当の金額を支援するということにはやはり住民同士の公平感というのも必ず伴ってくることで、と考えておりますので、今の所そういった学生だけに対して更なる金銭的な支援というものは、私は考えておりません。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑のある方はございますか。</p>
2 番議員	<p>学生の皆さんに奨学金を提供してキャリアアップを図っていただくというのは非常に素晴らしいんですけど、その図られたキャリアが東京等、町外で発揮される、このことはそれはそれで認めますけれど、できればそういう方が町内に戻ってきてキャリアを活かした仕事を作って頂くと、そういう意味合いを含めた時に、今の条件にもなりますけれど、償還に対して一定のインセンティブをつけるというようなことが考えられませんかでしょうか。</p>
教育長	<p>はい、お答えを致します。町ではすでにその政策実施しております。例えばその方がどこの資金にしろ、就学のために借りた奨学金であれば、町ですとか民間ですとか、学生支援機構問わず、町に帰って来られてそこから通常の一般のところへ勤める場合には1/2、それから町に帰って来られて町の企業に勤める場合には2/3、それから町に帰ってきて佐久広域管内の介護福祉医療といった分野でお勤めになる方には3/4という金額、年額30万円に対しての率になるんで、最高で22万5千円、奨学金を返して頂いた中で、後で年度末にその金額をお戻しするという政策をやっておりますので、具体的にその制度を使って何人という話になればさほど大きい数字ではありませんけれども、逆に今回例えばこれまで8年で返していたものを16年間で返すような仕組みになった場合に10年以上は、帰って来られる方は居てくれるのではないかなあというふうに考えてるところです。以上です。</p>
2 番議員	<p>調べ不足で申し訳ありませんでした。で、今すでに実行しているということで、その利用者とか、その制度を利用した人の数なんかは後で教えて頂ければと思いますけど、よろしいでしょうか。</p>
教育次長	<p>令和元年度の数字ならわかりますので申し上げます。町内2/3の方が3件、それから佐久管内の方は6件、医療介護の方が2件ございました。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑のある方はございますか。</p>
10 番議員	<p>あの一値上げの説明としてね、値上げというか額を上げるという説明として20年間経っているということだけでの倍化っていうのは私は説明にならないと思うんですよ。やはりそれは20年も経ってますし、現状でいいという意見ではありませんけれど、なぜ倍化なのかという点</p>

	<p>は私はもう少し明確にしてもらって説明が必要ではないかと。というのは、じゃ、8万円ではまずいのか、15万円では多すぎるのかと、そういった話になるわけでありまして、それは借りる枠がね、広ければ広い程、それを利用したいという皆さんにとってはありがたい話ではあると思いますが、やはり自治法でも定める最少の経費で最大の成果をとという基本的な考えに立った時に10万円が適当かどうかという説明はやはりもう少し深めた説明を私は求めたいと思います。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>はい、奨学金ということですので、町からの貸付でございます。そのお金がそっくり将来的には返ってくるという前提の元、こういった奨学金制度は出来ております。先程来申し上げてますように、実際例えば学資保険というものがあって、それをずっと小さい頃から積み増して子どもさんを大学等に出すという流れは1つの物としてありましたけれども、現実問題、そこまで中々経済的にゆとりがあって積みまますということは不可能な時代ではないかと思っているところでございます。すみません、私の自分の子どもの頃の金額の話をして申し訳ないですけど、町が5万円ありました。それから学生支援機構というところが有利子ものと、無利子のもと2種類ありまして、有利子の方で5万円、それから無利子の方で51,000円という貸付額があります。で、そうした中で小海町の子ども達がどうしても進学ってなりますと都会へ行く流れがあるわけです。そうした時にアパートを借りなければならぬ、食費を負担しなければならぬといった時に、もう平均的に親御さん10万円の仕送りはしてると思うんですよ。10万円超えの。そこへ更に毎期の授業料というのは生まれてくる。そうした時に明らかに計算根拠は10万円に対してはありませんが、少なくとも倍はあれば親御さんたちも、一番借りやすいのが町の奨学金だと思います。貸付要件としてあるのは先程答えた所得だけです。例えば学生支援機構の有利子、無利子の場合については、高校の時の成績がある程度の点以上であれば無利子、そうでなければ有利子というような形もあるようですし、そうした時にまずは一番借りやすい、町の奨学金、無利子ですから。それについて金額的に2億円という元の数字も見た中で仮に10万円にしたところでも、また奨学金の返済期間を倍にしても、およそ1年あたり2,000万、今借りてる方がみんな10万円借りたとして、且つこれからの人も借りたとして、それから今お返しになるから、これからお返しになる方が返す金額も想定した中で、実際の所今現在は1,200万円というものを年間、貸し出してあります。で、返して頂いてる金額が1,800万あります。で、2億円の基金がどんどん</p>

	<p>どんどん現金が増えている状況にあります。貸付額が減っていると。そうした中でその 2 億円がいつまでもつかという計算もしました。仮に 10 万円で倍の期間にすると 4 年は持つだろうという考えでございます。そういった町が率先して他の制度よりも率先して大きい金額にしてやることによって、直接的にお子さんがどのくらい感じてくれるか分かりません。保護者の方もどのくらい感じるかは分かりませんが、子育て支援の町として名前を売ってる小海であれば他のところがやるより先になんとかやってやりたいなど。で、おっしゃられるように 8 万円でもいいかっていうと確かにその通りなんですけれども、もうやっぱりこういった数字のものについては決まりのいい数字の方がいいじゃないかと、8 万円という話も確かに出ました。だけどそれだったら倍々にしましょうよというところで提案させて頂いた形になります。よろしくお願い致します。</p>
議 長	他に質疑のある方はございませぬ。これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 4 議案第 8 号</u></b>	
議 長	<p>日程第 4、議案第 8 号、 「小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 5 議案第 9 号</u></b>	
議 長	<p>日程第 5、議案第 9 号、 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 6 議案第 10 号</u></b>	

議 長	日程第6、議案第10号、 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
10番議員	昨日の提案説明の中で4.何%ですか、値上げという説明を頂いたんですけど、上げることによって所得から見た場合の税率、保険料ですから税率というのかわかりませんが、どのくらいになっていくかというようなことはわかるのでしょうか。
町民課長	昨日の資料綴の6ページに保険料と段階区分という事で申し上げました。第8期の保険料につきましては標準となります、第5段階で年額72,000円、月額6,000円、他の段階につきましてはそれぞれ率が6.7.8.9は上がっていきますし、4~1は下がっていくと。第4段階ですと0.88ということになります。で、それぞれの段階で第7期からどのくらいかということと4.6から4.8%の上昇率になっているということによろしいでしょうか。
10番議員	上がる率ってどうか、資料には伸び率ってね書いてありますけれど、伸び率はここをみればわかるわけですよ。だから私が言いたいのは例えば第5段階の方が今度は68,800円から72,000円になるという時にこの72,000円が第5段階の皆さんの所得額に対して、何%くらいになるかと、そういった資料というものは作って頂けないかということですよけれどもどうでしょうか。
町民課長	所得の関係で、できる限り資料を作りまして、また委員会の時に間に合わせたいと思いますが、お願いしたいと思います。
10番議員	委員会もですけども、出来るだけ早く、間に合わせて頂きたいと。できれば一般質問なんかでも、私は今度は取り上げていきたいと思えますし、ぜひ、本来そういうことも見た上で、こういう値上げというのは決めるべきだと私は考えています。それは納税をされる皆さんの立場から考えた時にどうかという数字だと思いますし、聞くところによるとないわけではないということも聞いておりますので、できるだけ早く出して頂きたいと思えます。
議 長	いいですか。出すのか出さないのか。町民課長。
町民課長	はい、懇話会の時の資料にもある程度の物がありますので、またお出ししたいと思います。早めにお出しします。
議 長	他に質疑のある方はございます。これで、質疑を終わります。
<b>日程第7 議案第11号</b>	

議 長	日程第7、議案第11号、 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
10 番議員	私ちょっと分からないので教えて頂きたいのですが、延滞金について小海町税条例に沿うようにっていう事ですかね改正するということでもありますけれども、延滞金の決まりはあったけれども、沿っていないという認識でいいのか、そこら辺と併せてなぜそのようにするのかということ伺いたと思います。
町民課長	はい、延滞金につきましては、この後期高齢者医療につきましては、条例の方に制度がございませんでしたので、税条例に倣って整備するものでございます。また延滞金につきましては小海町の方では税条例もすべて含めまして取っていないということでございます。
10 番議員	47 ページの表を見ますと、改正前の表にも延滞金という項目があり、それをまた条文を変えてるということですかね、それを変えて小海町税条例に合わせたというふうに私は認識しているんですけど、なぜ小海町税条例に合わせる必要があるのかというのが分からないから聞いてるわけです。
町民課長	すみません、47 ページのところ改正前、延滞金というところで、年14.6%の決めがありました。ありましたものを税条例の方へ倣ってということ改正するわけでもありますけれども、あのー今まで…うーん…ちょっとあれか、これ…ちょっとすみません、内容を精査して後程お答えさせて頂きたいと思います。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
10 番議員	昨日上程されて、提案説明をされて本日質疑の段階になってるんです。それを後程ということ質疑を打ち切るという事になればそれ以上の質疑は本会議ではできないという事になりますのでぜひ暫時休憩なりを取って頂いてしっかりとした答弁を私はお願いしたいと思います。
議 長	答弁をして欲しいということですが、休憩を取って時間をとればできますか。それでは10分あればいいですか。
町民課長	大丈夫です。
議 長	それではここで休憩とします。概ね50分まで休憩とします。 (ときに10時38分)
議 長	再開を致します。 (ときに10時50分)

	先程の 10 番井出薫議員の質問に対する答弁を求めます。
町民課長	はい、それではお答えを申し上げます。町の税条例の方で延滞金につきましては 19 条ということで決めがありまして、率とかが変わるたびに税条例の方は改正になっております。で、後期高齢の場合ですと、後期高齢で延滞金の決めはあるわけですがけれども 1 年遅れでこうなってしまうケースがございますので、税条例を改正して、で、それに合わせて後期高齢についても一遍に変われば条例に沿って自然に直るよう、今後の管理がしやすいように改正したものでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
10 番議員	まああの条例の改正によってね、年ずれが起きてくると事務方としては非常に事務が大変だということで町の税条例に合わせたいという主旨であるということは聞き置きますけれど、保険料納付義務者がやぶさかのない事情で遅れたという時の延滞の話でありますけれど、そうすることによって納付者の負担っていいですか、延滞金の割合はどのように変わるかという点を伺いたいんですけれど。
町民課長	すみません、改正後の第 7 条の 5 項になりますけれども、町長は特別の事情があると認める時は延滞金を減免することができるという条項になっておりますのでそれを適用できるということでございます。
10 番議員	すみません、ちょっと回数が多くて申し訳ないんですけれど、私はその特別の理由がある人のことを聞いているわけではないんです。やぶさかの事情で延滞をしなければならなくなったそういう方が今度の条例改正によって延滞金が多くなるのか、少なくなるのかという、そういう変化はあるのかという点を伺っているわけでありまして。
町民課長	はい、これまでも延滞金、条例に規定はありましたけれど、実際に納めては頂いておりませんのでその部分の影響はないかと思ひます。
10 番議員	私これ以上質疑しませんけれど、これまでの例とか云々っていう事ではなくて今度のこの条例の改正によってどうなるんだということを私は教えて頂きたいということですので、出来ましたら本日明快な答弁がないという事であれば委員会付託になっておりますので、また委員会の方でしっかりとした議論をして頂き、後日本会議で報告して頂きたいというふうに思ひます。以上です。
町民課長	今回の改正で内容が変わるということではありませんで影響はないということでご理解を頂きたいと思ひます。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 1 2 号

<b>議 長</b>	日程第 8、議案第 1 2 号、 「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
<b>5 番議員</b>	この表題にですね、小海町移住定住促進施設ということであるけれど、今回改正という事でね 2 か所載ってるという事ですけど、小海親沢移住体験ということで大畑のそうなんですけど、ここ移住というのはここんところには出てこないという事で私としてはどっちかに統一した方がいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
<b>総務課長</b>	はい、おっしゃることも分からないわけではないんですが、今回この施設については移住体験の施設ですので、定住する施設ではございませんので、条例の本条が移住定住促進施設っていうことなんですけど、移住定住を促進するための体験施設ということですのでご理解を頂きたいと思います。
<b>議 長</b>	他に質疑のある方はございますか。これで、質疑を終わります。
<u>日程第 9 議案第 1 3 号</u>	
<b>議 長</b>	日程第 9、議案第 1 3 号、 「令和 3 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 1 ページから 2 ページ 職員調書 3 ページ 職員在籍数調べ 4 ページ
<b>9 番議員</b>	歳入歳出構成比、前年対比を見た時に町税、地方譲与税はこんなに減額で見込んでいるわけですが地方交付税を 4,000 万の増額で見込んでいるわけですね、そういうことで大丈夫なのかどうかというのを伺いたいと思います。
<b>総務課長</b>	はい、お答え申し上げます。町税、地方譲与税につきましては昨日のご説明の中でも今年のコロナの状況等見まして減収ということで見込

	ませて頂きました。で、地方交付税につきましては地方財政計画に基づいて国の方から2%の増額ということで数字が出ておりますので、それに従って計算した数字を上げさせて頂いたということで4,000万円の増額ということになっております。以上です。
9 番議員	今、説明にありますようにコロナ禍で大変だということ、もう1つ7番の地方消費税の交付金がプラス200万円ってということで、これは消費自体は落ち込んでいないのかどうか、その辺りの説明をお願いします。
総務課長	はい、実際にその数字をどういうふうに掴むのか私もその手段をもっておりませんが、報道等聞いておりますと、巣ごもり需要ということではありませんけれど、外で使わない分うちの中で使っているというようなことでスーパーだとか、そういったところの売上は今まで以上の伸びているというようなことで、消費そのものは飲食店等は厳しいかもしれませんが、個人消費についてはさほど変わってはいないんじゃないかというような報道がされてる通りでございます。この数字につきましては地方財政計画に基づいて算出している数字ですので国の方からの指示に基づいてやっているものでございますのでご理解を頂きたいと思っております。
議 長	他に。
2 番議員	昨日の予算の説明の中で財政調整基金について県から指導があったというような指摘がありましたけれどももう1度どのような中身だったのかを教えてください。
総務課長	これは県の方の指導によりまして財政調整基金が多い町村に対しては今後交付税を減額する可能性があるという指導を受けましたので、昨日も副町長の方からご説明を申し上げた通り、極力そういった影響を受けないように、必要に応じて財政調整基金の方を減らしていくということでございます。
2 番議員	4ページの積立金残高と地方債現在高、この数字が出てるわけですけど県が指導に入る時の基準値、この関係が例えば1対1なら0になるわけですけど、どのような基準でそういう裁定が下るのか教えてください。
総務課長	それは県の方の考え方で、その考え方は私どもの方には示されておられませんので、そういう指導を受けたから指導にならって、こういう数字でやっているということでございます。
2 番議員	そういう返事ってちょっとおかしいんじゃないかなって、町がこれによしとやってるものに対して県が指導すると。であれば町のどこがい

	けないのかは県にしっかり質して、そこを明らかにすることによって町の財政バランスを考えて行くということが適正であって、県の指導の中身が分からないって言うのは返事になってないと思うんですがいかがですか。
総務課長	いずれにしましても財政規模に…財政規模小海町の場合は40億弱ですけども、その半分に相当する額が財政調整基金として積立てられてると。だったら地方交付税を充てにしないでそれをまず使えばいいんじゃないかという議論に当然国の方はなってくると思います。そういったところを見て、県の方でどういう、要するに基準を持っているか分かりませんが、財政上の指導の中でそういう指導を受けたという事ですから、もしその根拠ということであれば、県の方に聞かなければなりませんので、即答することはできません。以上です。
2 番議員	昨日の説明の中で近隣町村に比べて取り崩しが多いというような説明があったわけです。で、県の指導というのは少なからず手持ち財産を持ちなさいよという事が根底にあるかと思うんです。で、それが少なくなる、消費を増やしてしまう、財政支出を増やしてしまうということに対する懸念があるから県はそういう指導をしてるんじゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。
総務課長	すみません、言ってることが私には理解が不可能なんですけど、もう1度すみませんけど、何を私が答えればいいのか、もう1度教えて頂きたいと思います。
2 番議員	要は町の財政のバランスについて、なるべく蓄えを持ち、且つ支出も増やしながらかつバランスを取りなさいよというのが大きな方針で支出を増やすことはいいんだけど、かと言って財政バランスを崩しては良くないよと、そういう判断の元で県が指導に入ってるというふうに理解できるわけです。そのことは理解できませんか。
総務課長	すみません、はっきり申し上げまして理解できないんですが、むやみに支出を増やしているわけではなくて、今までは地域振興基金ですとか、そういったところを使っていたわけですけど、一般財源となる財政調整基金、これについてあまりにも要するに積立額が他と比べて多すぎると、小海町は。そういうことでなるべく、要するに基金に手を付けるのであれば、財政調整基金を減らす方向で考えてほしいと。そうでなければ将来的に財政調整基金によって交付税の額を考慮するとなった時に、町の総予算の半分も要するに一般財源を抱えてる町村に交付税をそれほど多額に出すわけには行きませんよということですので、将来の小海町の為に財政調整基金の方を減らす方向でやってい

	きたいということですので、ぜひその辺はご理解を頂きたいと思いま す。
議 長	他に。
10 番議員	私あの、この問題重要だと思いますし、県の指導だということであれ ば、県のどなたがそのような指導を具体的にしたのかという点を議会 として要望したいと思いますので、議長の取り計らいをお願いしたい と思います。
議 長	県がどのような指導をしたのかってことですがけれども、文書で来て るわけですか。
総務課長	はい、私は財政の方から口頭でそういうふうに聞いておりますので、 その辺は確認しましてどういう形で県の方から指導を受けて、それが また文書で来ているのかどうなのかというものにつきましては、また この会期中に折を見ましてあるものをお示ししたいということでお願 い致します。
議 長	総務課長、会期中でなくて文書できてるかどうかってことはすぐわか ることであって、午後の再開の時に報告していただけますか。
総務課長	はい、承知いたしました。
議 長	他に…、 5 ページ 6 ページ 7 ページ 8 ページ 9 ページ 【歳入】 10 ページ 1 款 町税 1 項 町民税 2 項 固定資産税 3 項 軽自動車税 11 ページ 3 項 軽自動車税続き 4 項 市町村たばこ税 5 項 入湯税 2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税 12 ページ 2 項 自動車重量譲与税 3 項 森林環境譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 13 ページ 5 款 株式等譲渡所得割交付金 6 款 法人事業税交付金 7 款 地方消費税交付金 14 ページ 8 款 ゴルフ場利用税交付金

	9 款 環境性能割交付金 10 款 地方特例交付金
10 番議員	地方特例交付金でありますけれども、住宅借入云々という説明でありますけれども、対前年度で 670 万の増ということですので説明をお願いします。
総務課長	はい、お答え申し上げます。ここには住宅借入金等とございますけれども、中身につきましては個人住民税の原資補填ですとか、自動車税の原資補填、軽自動車税の原資補填等が含まれております。それでこれにつきましては前年度の予算額が若干見積もりが低かったということもありますけれども、令和 2 年度の実績では今現在のところ、460 万程来ておりまして、もう 1 度交付決定があるようですので、若干増えるんじゃないかというふうに思います。それで国の方の地財計画に基づきますと、今年度の実績のプラス 78%を見込めという指示が来ておりまして、それを見込ませて頂いて大幅な増額となりますが、800 万円を計上させて頂いております。以上です。
議 長	いいですか。 15 ページ 11 款 地方交付税 12 款 交通安全対策特別交付金 13 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 16 ページ 2 項 負担金 17 ページ 2 項 負担金の続き 14 款 使用料及び手数料 1 項 使用料
9 番議員	民生費の使用料の所にあゆみ園の使用料とあって、前年度は児童発達支援給付費というのがあったと思うんですけど、なくなった理由をお願いします。
町民課長	はい、お答え致します。あゆみ園の使用料の中で児童発達支援というのが 3 年度ないわけですが、該当者がいないということでございます。
議 長	18 ページ 1 項 使用料の続き 2 項 手数料 19 ページ 15 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 20 ページ 2 項 国庫補助金
9 番議員	20 ページの上段、総務費の補助金のところで、やっぱり前年度で空家対策総合支援事業補助金というのありましたがこれがなくなっていますがどういうことでしょうか。
総務課長	はい、お答え申し上げます。前年度は大畑の移住定住の改修ですとかそういったものがございましたけれども、今年、その事業がございませんので補助金もございません。

議 長	3項 国庫委託金 21ページ 16款 県支出金 1項 県負担金 22ページ 2項 県補助金 23ページ 2項 県補助金の続き
9 番議員	4目の農林水産費の補助金のところで新しい補助金が、新しい事業として観光地等魅力向上森林景観整備事業補助とありますがこれの説明をお願いします。
産業建設課長	はい、お答え致します。こちらにつきましては、県の制度の中にございます、こういう名前の事業、これは森林づくり県民税を財源に県が行ってるものでして、昨日の説明でもありましたが、今考えてるところは、松原湖高原線八ヶ岳ビューロードの近辺ということで、景観をよくするための補助事業として実施したいという内容でございます。支出については5-2-1に計上されております。以上です。
議 長	24ページ 3項 県委託金 17款 財産収入 1項 財産運用収入 25ページ 1項 財産運用収入の続き
9 番議員	森林組合の出資配当金ということで、新しく載ってるわけですが、この配当率っていうのが何%くらいになりますか。
産業建設課長	はい、お答え致します。前年度の金額と同額なんですけれども、6%を計上させて頂きました。以前の、以前っていうのは平成28年頃から配当されるようになったという経過でございます。以上です。あ、すみません。前年度、令和2年度では当初では計上してございません。中途の補正で計上させて頂いたわけなんですけれども、令和3年度は当初から予定を見込んだということでございます。また割合についてですけれども、それは組合の方の総代会なりで決定されることでありますので、変更があることも考えられます。以上です。
9 番議員	公的な補助金がこうやって配当金に、還流されるというのは妥当なのか。組合員に本当は配当するべきっていう事だとわかるんですが、その辺はどうなんでしょうか。
産業建設課長	はい、これは出資でございまして、補助とは別の性格でございます。森林組合に対して個人の出資も当然でございます。それから公的な機関も森林を持っているということで出資をしてございます。その関係に対してそれぞれ配当されるものでございますので、一律というものでございます。
10 番議員	関連でありますけれども、令和2年に補正で出たということで説明頂いて、それ以前もぐーっと出ていたという事は間違いないわけですか。同じ金額で、これだけ出ていたという事は間違いないわけで

	ありますか。
産業建設課長	はい、それ以前については、割合は5%の時と6%の時と様々でございますが計上がありました。昨年。それ以前はないと思われませんが、確認を再度してみたいと思います。
10番議員	何でこういう議論をするかということなんですよ。問題は。それ以前からぐーっと出ていたということであれば、まあ森林組合、まあ頑張って配当、今の時代からすれば珍しいほど高い率で皆さんに出してると。それをどう評価するかは別ですけど。令和2年度からということになれば、小海、両相木併せて何千万という他の事業での税金を森林組合に入れてるわけでありまして。ですから、そういう投資は税金でやっておいて、利益が出たからと言って、配当する、しかも農協辺りから比べれば、4倍、5倍くらいの配当額だということに現状なんですよね。だから行政としてやはり補助金を出したりするのは、私、色々よく考えてから、皆で議論して決めたことですから、今は申しませんけれど、やはりそういう税金の還流ではないかというようなことが思われる節があるということであり、行政としてじゃ何らかのご指導が必要ではないかということとやっているわけでありまして、町長のお考えを伺いたいと思います。
町長	はい、森林組合、ここ数年飛躍的な発展を遂げているように私から見れば思われます。そういう中で以前のごときは今、課長が言ったようにまた調べて申し上げますが、色々な安全、そして効率のいい木の搬出をしたいということで、わが町、両相木にそういったリクエストがあったわけですが、それはまたご議論頂いて決定した中でのことだと思いますけれども、そういったことで発展し、配当を出して頂くという事は総代会なり公なところで決めたものですので、私どもの指導とすれば、それはそういうものを備蓄して自分で買えよというようなことも言えるわけですが、今の所そういった姿勢のものは私は受け入れたいと思っております。
議長	他に。
2番議員	あの、今の町長の答弁なんですけれども、まああの森林組合が伐採から搬出、搬送、事業の効率化を図るとするのは本来、一企業が自らの自助努力でやるべき問題であって、それに公的な資金が入るのはおかしいわけです。なぜじゃあ公的資金が入るかって言うと、森づくりという森林の保全管理、そういう公的な機能もあるから私は賛成しているし、公的な資金の導入の根拠がそこにあるわけです。従って拡大造

	林、それがどう進んでいますかという、その成果が介さない限り、公的な資金を組合に導入することの大義は得られないわけです。そこについては町長そのようにお考えですか。
町長	はい、その渡辺さんのおっしゃる大義が得られないという事の意味が私にはわかりません。従って森林組合が発展して頂くことがこの森林経営の源ではないかというふうに思っております。更に計画を立て、そして皆伐、植林等々に取り組む姿は、逐一報告があるわけなんですけれども、それは計画的に行っていると思います。また、それに刺激を受け、個人の林業の皆さんも、ほぼ農業に次ぐ素晴らしい経営をなさっているというふうに思いますので、これは行政の指導という話の中では、またこのコロナ禍で、カラマツの売れ行きが鈍っちゃってるわけなんですけど、コロナ明けにはまた素晴らしい数字が出ようかというふうに確信しております。
2番議員	私の意見と違ってるという点は非常に大きな問題が、そこに介在すると思います。私は経営効率化を否定するもんでもなんでもないし、ぜひ活性化してもらいたいと、大いに儲けてもらいたいと、しかし公共的な予算が入ることの大義名分っていうのをたがめてはならないと、そのことだけ申し上げておきます。
議長	他に。2項 財産売払収入
10番議員	ただ今の売り払い収入で、大畑と本間大田団地ということで、収入見てるんですけど、この後審議されます8号補正で全額戻して新たに入れていくということでもありますけれども、そこいら辺の事情を伺いたいのと、それから、この買われた方はね、今度、町営住宅がね、あの南側になる訳でしょ。確か。そういうことはご存じなのかという点も伺っておきたいと思います。
総務課長	はい、お答え申し上げます。今、買って頂く話を進めているところでございまして、契約になりません。まだ。ですから8号補正で落とさせて頂いて、新年度になったら話をどんどん進めて契約まで持ち込みたいということ考えております。それから大畑につきましては、配置がまるっきり、ほとんどダブりませんので、事情は話をしていると思いますが、その住宅を建てたことによる特別な日陰っていうのがないというふうに思われます。逆にその区画を売った場合には南側の一段高い所に住宅が建ってますので、かなり日陰の影響を受けますので、適さないということで、そこに町営住宅を建てたいということにしたもんですから、今回買いたいという希望を出されている方に関しては問題ないと思います。
10番議員	まあ、こういう仕事はね、両者あつての合意の話でありますから、期

	<p>間的な問題や色々で、一旦切って新年度で載せるという説明でありますから、まあそうとしまして、「南側に2階建ての町営住宅ができるということは言っていると思いますが」と、総務課長、そういう説明なんですよ。私はやっぱり宅地をね購入する人間からすれば南側にどういものができるかということは大きな関心だというふうに思うんです。ですから、これから契約をしていくということありますから、そこら辺はしっかりと説明してきたというふうに言えるような取り組みをお願いしたいと思いますがいかがですか。</p>
総務課長	<p>はい、私も係の方から逐一、文言まで報告を受けておりませんので、今買いたい方がいて、その話を進めているということを知りただけですので、恐らく係はそういった取引等の経験のあるものがやっておりますので、すべて説明はしていると思います。あの、思いますとしか言えませんが、後程確認してお伝え申し上げたいと思います。</p>
議長	<p>18款 寄付金 19款 繰入金 1項 特別会計繰入金 26ページ 2項 財産区繰入金 3項 基金繰入金</p>
7番議員	<p>減債基金で、臨時財政対策債償還金へ充当と書いてありますけれど、私の認識で行けば臨時財政対策の償還金については元利ともにこの裏の説明資料の29ページの所にも臨時財政対策債は交付税措置、元利100%と書いてあるわけでございます。そして減債基金というのは目的基金でありますよね、これは繰上償還したりとか、或いは財源対策の為に発行を許可されたものの償還の経費ということでありまして、臨時財政対策のこの起債は交付税で本来ならば賄わなければならなかったところが、国の借金、膨らみ始めてきて現金で払えなくなってきたから、起債を起してその分は後々交付税でみるということでこの臨時財政対策債というものを記載してきてると思うんです。そして、私どもも今までこの起債を使って行ってきた事業については、交付税で100%みてくれるからということで当然、町の財産には手を付けずに返還されるものだと思うからこそ賛成してきたわけですが、今回これを臨時財政対策債の償還に減債基金を使った理由は何か。それから先程議論されましたが財政調整基金につきましては、これはもう国が財政的に1,100兆円の上、借金を負ってるなかで地方の抱えている貯金を今まさに狙ってるところでありまして、これはもう前々から議論されてるところでありますからどんどん使えとは言いませんけれど、貯金があれば今度は交付税を皆さん、地方の国の分配を減らしま</p>

	<p>すよということであるわけでありますから、これは私の臨時財政対策の償還、充てる目的をお聞きする中で1つこれは財政調整基金をもう少し細かく分けて、目的基金というようなものの中身、今の財政調整基金も4つの項目であると、従前はこれ目的基金というような形で来てたところが、2.3年前から財源不足ということで使えるようになってきて、これは県に聞いたら普通貯金だから一般財源として使っているという事で、今までの国や県の他町村と小海町の場合は財政調整基金の取り扱い方も違ってたんですよ。ところが今度は一般的な国、県並みの財政調整基金としていけば普通貯金とするならば、町もある程度資産を抱えていなければならぬところへくれば、この財政調整基金はもう1度条例改正を含めてみて目的基金というような項目に増やせれる要綱が上げられてるわけですか、その辺は検討して頂きたい。これは要望ですけど、最初に申しあげました臨時財政対策債に減債基金を充てる理由をお尋ね致します。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>この問題については毎年この議会で議論になるというか質問されることなんですけど、交付税来ます。それを一般財源として別にここで減債基金を取り崩しという事を載せなくて、償還金に充てるということにすればいいわけでありましてけれど、当町の場合、この減債基金というのは臨時財政対策債の償還には認められた基金でありますので、前からこの一旦は年度を閉めた時に余った一般財源を減債基金の方に積んでそれを次の年に減債基金から取り崩して臨時財政対策債の返還の財源にするということをご2年間くらい確かやってきてるはずなんです。その流れで同じようにやらせて頂いております。そのやり方のぜひについて考えなければいけないということであれば、またそれは予算を組む1つのテクニックでございますので、考えたいというふうには思いますけれど、とりあえずこういった形でやってることで減債基金を使う事についてはこれは条例上も問題ないものであるというふうに思っております。それから財政調整基金の伸男議員後段におっしゃられたことに関しては大変ありがたいご意見だったと思いますので、それについてはまた検討を重ねていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。</p>
<p><b>7番議員</b></p>	<p>あの、臨財をね減債基金という事は地方交付税があくまでもこれは一般財源として扱うという大前提があって、やってるわけなんですよ。ところが何か事業をやる時には、必ず交付税で100%見てくれる大変有利な起債だからとうことで、今まで我々もしてきたと。それから今総務課長おっしゃったように、この減債基金を使い始めて2.3年、これ</p>

	<p>はその財政調整基金の過去において問題になったのも 2.3 年なんですよ。確かにテクニックの問題、これはやっぱりスッキリするところはスッキリしておかなければならないんじゃないかなと思うんですよ。我々のところには 100%国が見てくれるからって、じゃあ減債基金を積み立てたのは 2 年前かい？これ、もう前からずっと繰上償還したりするために必要なものとして積み立ててきたんです。だからそこをただ単に、一昨年だか昨年、財政調整基金をおろしたのは一般財源が不足したからこっちをっていうようなものではなくて、もうちょっとその辺のところは技術的に分かりやすい方法で 100%元利ともに交付税で見るとしたらこれはそちらで出しといて、それから小海町みたいな財源の乏しい所はいつ何が起きてくるかわからないという時に基金は基金として、目的基金の物は沿うようにしていく、そしてまた高い利子の物だったら繰上償還してやるために減債基金というものを作ってあるんですから、そういう基本的なものを私は今先程総務課長もそういうところであるならそれはもう変えるのもやぶさかじゃないというんでしたら、やっぱり予算っていうのは分かりやすい方法でやれば、我々もこういうことの議論をしないでも済むんですから、その辺の所を私は趣旨に則ったものでやって頂きたいと、これから国はもっと厳しい財政事情になってきますから、いつ手のひらを返してくるかわからないんですから。財調、財調って言って国が一番狙っているのは地方の貯金なんです。その辺の所も含めて、目的とかそういうところの一般的なものでなくてやるようにしたほうが将来の安定した小海町の財政運営ができるんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>はい、おっしゃる通りで 2 年ほど前に財調の使い方議論があった際からのこととして、まあ減債基金の方へ積み立ててそこから分かりやすく充当すると、それまでこの返済の 1 億円以上のお金は隠れて表に出てなかったものですからそれをご説明したんですけれども、その時にはご理解を頂けなかったんで、敢えてこういうふうにしたものですから、伸男議員おっしゃるように、これを例えば減債基金をなくすとなると、今度この分については財調の方の取り崩しと、一般財源化ということになりますので、その辺りのご理解を頂ければこれについてはおっしゃる通りに改善をしていきたいと思えます。</p>
<p><b>7 番議員</b></p>	<p>あの、減債は減債ではっきり目的が書かれてるわけだ。それから財政調整基金についても 4 項目あるわけ、こうやって。私達この小海町では。ならばこういったところも、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合にとか災害とかってはっきりうたってるわけなんだよ</p>

	<p>ね。だからそういう意味においても、今度は財政調整基金の目的とかそういうものも分かりやすく、使いやすくしてって、そしてまた目的基金は目的基金に分けてやってくというような形でやっていければ財政調整基金を資金がなくなったからそれを使うのに対して、我々がとやかく議論する必要もないわけですから、その辺のところの基金のあり方というものもぜひ、一般的な単なる貯金か、或いは目的がある貯金かという区別をぜひ、検討して私はぜひ改善して頂きたいということ要望しておきます。以上です。</p>
議長	<p>他に…。20款 繰越金  27ページ 21款 諸収入 1項 預金利子  2項 貸付金元利収入  3項 受託事業収入  4項 雑入  28ページ 4項 雑入の続き</p>
10番議員	<p>すみません、私は28ページの方でちょっとお願いしたいんですけどいいですか。雑入の中での事業継承の豆腐の400万をちょっと説明してもらいたいということをお願いしたいんですけど。</p>
総務課長	<p>はい、お答え申し上げます。この400万につきましては一応今まで考えておりましたのが5月一杯まで…6月一杯ですか、6月一杯までに小山さんのところでの修行といいますかをして頂いて、その後場所を移転して豆腐の製造を本格的に始めていきたいということで考えておったわけですが、それで12月の議会の時には皆様にも候補地という事でご案内をした経過がございますけれど、その後色々と小山さんの方の話だとか、諸々の…要するに駅前の再開発、再整備等々も色々重なるところがございまして検討した結果、もう1年間小山さんのところでちょっとお世話になると、なりたいたと、その間にはっきりとした方向を定めていきたいという事で、今回予算には12月の時には工場を新年度で建設をして移転をしたいというふうにご説明を申し上げていたわけでありまして、それを1年見送ると、いうことに結果になりました。それで小山さんのところで製造は続けるんですが、7月以降は小山さんから、また後程支出で出てくるんですが、あそこのプラント、建物は別としてプラントを買い取って、そこで今度は協力隊が主体となって豆腐の製造をしたいと。で、6月一杯までのお豆腐については小山さんの名前で製造しております。経費もすべて小山さんが払っておりますので、収入は小山さんの収入ということになっておりますけれど、7月からの分につきましては、こちらで売り上げて収入を見、支出も見という考え方でやっていきたいということでございます。</p>

	して、諸々計算しますと、だいたいまあ、9か月で最低でも400万くらいの売り上げに行くのではないかという見込が立ちまして、今回、この400万という数字をあげさせて頂いております。
10番議員	私が伺いたいのは雑入でぐーっと行くと、町営でやるのかと、そういう基本的な方針ですよね、まあ予定が1年ズレた云々色々説明はありまして、先のことがどうなれるか分からないみたいな話ですけども、基本的に町がこの豆腐の経営をやっていくと、町営でやっていくという考えなのか、それとも一定の時期になったら変えていくのかという点を伺いたいわけでありまして。
総務課長	はい、できればこの事業については協力隊の方に全てを任せるということでやっていきたいわけですけど、まだ協力隊も修業期間といえますか、慣れない時期でもありますので、今年度に限り、町の方で経営をします。で、来年度以降については協力隊の方に委託事業として出していくように今検討はしております。
議長	28ページの雑入他に。
10番議員	3回目でありますからこれで辞めますけど委託事業ということになると今度協力隊の皆さんがそのすべてをやっていくという認識でいいわけですよね。
総務課長	はい、委託といういい方なんですけれども、まあ協力隊を町で雇用といいますか、会計年度任用職員として雇用するということではなくて、今現在やっております、移動販売事業、それからじろ倶楽部への派遣を委託としてやっておりますけれど、この事業そのものをそっくり協力隊員に任せてしまうと、それですべては協力隊員の責任においてやっていくということで、そういう意味の委託でございます、町から委託料と言いますか、協力隊経費として来るものをそっくりお渡ししてやるという意味で、この協力隊の任期、3年明ければその経費がいかなくなりますので、協力隊は経営的にはかなり厳しいものが出てくると。ですからそれまでの間に自分達が独り立ちできることを考えてやってほしいということで今現在お願いをしております。
議長	他に。 5項 延滞金加算金及び過料 29ページ 22款 町債
9番議員	過疎債の右の内容説明の所なんですけれども、2年度、通常分のところに道路舗装事業っていうのがあって、これ2年度はソフト分だったと思うんですけど、これに関しても何か指導的なことがあったんでしょうか。

総務課長	はい、お答え申し上げます。今まではソフトでも対応できたんですけども、今年度ソフト事業が多くなりましたのでこれについては通常分の方へ回したというだけのことでございます。以上です。
9 番議員	そうすれば…そうすればというかその下のソフト分の中にやすらぎ園の修繕事業と小学校のオイルタンク修繕事業っていうのがあるんですけど、これは、ソフトでいいのかどうか。ソフトなんですか。
総務課長	はい、これについてはすべて県の方とやり取りをしまして、財政の方で対象になるかならないかという確認をして計上しておりますので、県の方の見解でここにソフト分として載ってる事業についてはすべてソフト事業として認められるという確固たる約束を頂いて計上してございますので、それでご理解を頂きたいと思えます。
議 長	他に。歳出に移ります。 30 ページ 1 款 議会費 31 ページ 2 款 総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 32 ページ 1 目 一般管理費続き 33 ページ 2 目 財産管理費
2 番議員	移住体験施設・憩うまちこうみ拠点施設管理委託料、これはどなたに委託料を払うのか教えて下さい。
総務課長	これについては、これから募集をして人を決めていきたいというふうに考えております。
2 番議員	憩うまちこうみ事業、すでに何年にも渡ってやってるわけで、これから担い手をとってというのは非常に手順前後だと思うんですけど、その辺についての考えはどうなんでしょうか。
総務課長	予算の方をよくご覧いただきたいんですが、施設の管理委託料ということで記載させてもらっています。渡辺議員おっしゃるような支出ではございませんので、手順前後ということもありませんのでよくご理解を頂きたいと思えます。
2 番議員	少なからず、憩うまちこうみ事業では担い手育成ということで、2 年前、3 年前くらいから、担い手の育成という費目で記憶では 100 万くらいの数字が入っていて、そういう組織体がこの施設を維持管理を担うんじゃないかという理解をしてたんですけど、それとは違うんでしょうか。
総務課長	はい、はっきり申し上げましてそれとは違います。あの、施設の例えば浄化槽の管理ですとかそういったものは専門業者に委託しなければなりませんし、掃除についても時には掃除専門の方にもお願いしなければできないようなこともありますので、その経費として施設の管理委託料ということで見込んでございますので、渡辺議員おっしゃるこ

	とはこれはもう憩うまちの違う方でやっているということですので、一般会計の方には関係ないことでございますのでご理解を頂きたいと思えます。
議 長	他に。
9 番議員	すみません、32 ページに戻ってもらっていいですか、備品購入で、書庫整理棚の購入費というのがありますが、これまで、文書の整理とかがどういうふうになっているのか、その辺ちょっと教えて下さい。
総務課長	はい、お答え申し上げます。文書の整理につきましては、保管期限等がございますので、その保管期限について、それにならって文書を保管するようにしてまして、今保管庫は3階の書庫がございます。3階の書庫につきましては、こちらの新しい役場に引っ越すときに旧役場で使っていました、人の背丈よりちょっと高い、1 m80 cmくらいのキャビネットがあったわけです。それが何個もありまして、それを持ち込みましてとりあえず必要なものを全部詰めてあるんですけど、確かにその整理が悪いって言えば悪いんですけども、整理がしづらい構造になっておりまして、今回お願いしておりますのはすべてオープンになった棚をそこへできれば天井まで届くくらいの高さで、沢山収容できるような形にしたいと。それで、保存期限等が一目瞭然で分かるような構造にして、古いものについては早く処分をしろというふうに促しますので、そういった見やすい書庫を作りたいということで500万円計上させて頂いております。以上です。
議 長	他に。 34 ページ 2目 財産管理費続き 35 ページ 3目 広報費 36 ページ 4目 企画費
10 番議員	地域おこし協力隊関係費ということで、一般財源が28,458千円ですか、載っているんですけども、このうち所謂協力関係として以前、1人400万円総務省の方から来るといような説明だったんですけども、ちょっと、所謂一般財源と、総務省の協力隊関係の補助金の違いについてですか、財源の内訳を教えてくださいと思えますけど。
総務課長	はい、地域おこし協力隊の経費につきましては、1人あたり440万プラス募集経費について1町村で最高200万ということで、すべて交付税で見ただけということになっておりまして、交付税ですので一般財源という書き方をしておりますけれど、若干の、本当に若干の一般財源はあろうかと思うんですが、ほぼ交付税で措置されるものということで考えております。以上です。

議 長	他に。 37ページ 4目 企画費続き 38ページ 4目 企画費続き
8番議員	その他事業というところで、内容説明のところは沢山色々載ってるんですけど、小海駅前整備設計委託とありますけれど、今朝の信濃毎日新聞見たら小海駅整備というふうに報道されていたんですが、こちら辺の関係を1つ。
総務課長	はい、お答え申し上げます。あのこれ信毎の書き方が悪いと思うんですが、他にも本間の宅地造成に3,500万っていうような書き方がありまして、正確には本間の宅地造成の調査設計に3,500万、で早速建設事務所から何の申請も出てないけど、小海は何を考えてるんだというお電話を頂きまして、信毎さんにちょっと文句をいいたいとかなんですけど、我々はこれに基づいた説明をしてるはずなんですけど、信毎の方であーいった書き方をしたということでご理解をお願いします。
8番議員	また細かいことは委員会の方で結構です。
議 長	他に。
10番議員	ただ今の件ですけれど、私、信毎の味方をするわけじゃありませんけれど、予算書の36ページをみると小海駅改修設計委託料というふうに書いてあるわけです。ですから、私はこの予算書と説明書を見た時にいったい何をやるのかなという疑問を持ったんですけれど、ただ今の総務課長の説明が正しいのかどうかだけ伺っておき、また色々は後日にしたいと思います。
総務課長	ただ今のご指摘、おっしゃる通りでございまして、言い訳のしようはございませんけれど、信毎さんがどちらをみたかということなんですけれど、まあ実際には駅前再整備に伴う、調査設計費ですのでそういうご理解を頂きたいと思います。
2番議員	今の駅前整備の設計の件なんですけれど、検討委員会に関わったものの立ち位置としては、この前段でもう少し具体的な駅前の利活用の方策が計画として明示されて、その計画を受けとめて、それをハードに落とすっていうのが設計の問題であって、ちょっとこれはいきなり、委託、設計委託…要はハードの設計ですよ、設計って言ったら、どういうふうに設備を整えるかっていうことなんで、その設備を整える前提としてどういうふうに使うかっていうことがはっきり町民の共有の理解のもとで進めるべきだと思うんですがいかがですか。
総務課長	はい、その問題につきましては12月の第4回の定例会の折にご説明を

	してある通りですので、ご理解を頂きたいと思います。
10 番議員	それからその、分譲地設計委託料ということで 3,500 万円の話が今出ましたけれども、早速地方事務所から何か言ってこられたということであるますけれども、こういった事業の手続きというのはどういう流れの中で行われていくのかということをお教えを頂きたいということと、そういう流れの中でこの 3,500 万円の予算の内訳はどうなっているのかという点を私は伺いたいです。
総務課長	はい、この事業の流れでございますけれども、先の説明の時にも副町長の方から申しあげました通り、すでに町内には売れる宅地がないというようなことで、造成をどこかにしなければならぬというふうに考えていたところ、本間地区の方からぜひ、本間地区に宅地造成をしていただけないかという要望が来ました。それで、場所等々についても本間区の方ですべて用地については区でまとめるからということとで要望をいただいたもんですから、私達も場所を確認して検討したところ、やはり大田団地の売れ行き等見ましても高速道路に近いというメリットが一番あるのではないかと、で、今後も臼田にも工場団地の造成も盛んに行ってるわけですから、高速道路で 10 分足らずのところ宅地があれば、しかも安い宅地があれば大勢の皆さんが小海の方に移転してくれるのではないかと期待を込めまして、本間での造成を決意し、皆様にも 1 2 月のローリングにおきましてご説明をし、ご理解を頂いたと、で、場所の選定はそういったことで決まりました。で、今後はやはり測量をしまして基本設計をしなければ、すべての要するに開発許可ですとか、諸々の手続きがいくつもございます。そういったものができませんので、まずは調査測量設計をしたいということでございます。で、この 3,500 万については今まで町内において実績のある業者のほうから見積もりをとったところ、これよりはだいぶ高い金額が提示されたわけでありましてけれども、何とか大田団地の前例がございまして、そういったものと比較して、だいたい 3,500 万程度で面積的にも大田団地の要するに倍率を掛けたくらいの額でできるのではなかろうかという目論見のもと、3,500 万円という数字を計上させて頂いております。まあこれが最終確定ではございませんので、今度は入札するなり、業者と折衝するなりの努力が必要かと思っております。以上です。
10 番議員	あの、私が引っかかるのはね、総務課長、先程ほら、早速地方事務所から何か言って来たと、信毎の書き方が悪いというようなことを総務課長、言われたわけでありましてけれども、大畑下の町営住宅建設の時に

	<p>も私は言いましたけれど、例えば道路進入にしても、私達が質疑掛けたことに対して総務課長は大丈夫だというようなことを言われながら、あとで行政の方から指導を受けたと、設計図ができて建物を入れらっかと思ったら、建物は中に入らなかったと、そういったことが何件のあの住宅見たってあったわけです。それで私はやはりね、こういう予算の組み方が報道されて地方事務所から色々言われてくるというような、その予算の組み方、それから事業の進め方に私はやはり問題があるのではないかというふうに思うんです。是非ともやはりせつかく地域の皆さんの要望もあり、協力も得られてこの事業を進めようということでもありますから、行政の手続きの中で所謂地方事務所辺りからクレームがついて事業が何か月、何年と遅れることのないようにしっかりと行政手続きをやって頂きたいと思います。それでそういった手続きに必要なお金と、それから事業実施の設計とは私は本来別のものだというふうに思います。ですから、やはりそういったことがしっかりと見えるような予算の組み方をお願いしたいと思いますがいかがですか。</p>
総務課長	<p>はい、あの今の状況では私は間違ってると思いません。今回のその、建設事務所が電話をよこしたというのは、建設事務所の要するに勘違いという部分もございます。何で勘違いしたかというは信毎の書き方が悪かったから勘違いしたということでございまして、まずは予算を計上しなければ調査も設計も測量もできません。ですから今回は当初予算にそれを計上させて頂いて、ご説明をして調査測量設計、そこまですてやらせて頂きたい、それからその後、各許認可に向かって動かなければなりませんので、そういった流れでやっていきたいということで今回予算を計上させて頂いております、これが間違ってると言われればどういうふうにやったらいいのか、またご指導を頂きたいと思っております。</p>
2 番議員	<p>ちょっと確認させて頂きたいんですけども、事業継承作業備品、これはそうしますとあれですか、小山豆腐さんのハード施設を手当てするお金に使われるのかどうかというのが1点、それから右上に行って事業継承材料費、これは豆腐を作る材料を購入する費用というのを考えてよろしいのでしょうか。</p>
総務課長	<p>はい、先程の説明とダブリますが、ハード、渡辺議員さんどこまですてハードと言ってるか、私先程プラントを買うというお話をしました、建物は別としてプラントを買わせて頂くというご説明をさせて頂きました。そういうことでハードについてはプラントということでご理解</p>

	を頂きたいと思います。材料費についてはおっしゃる通りでございます。
2 番議員	そうしますと、協力隊の方にこの 500 万と 180 万の材旅費を提供して豆腐を作って頂いて、その売った代金を町が 400 万で収入とすると、そういう理解でよろしいんですね。
総務課長	あの違います。事業承継作業備品というのはプラントを買うものであって、これは協力隊にお渡しするのではなくて小山さんの方に町からお支払いするものでございます。以上です。
議 長	他に。38 ページまで。ここで休憩としたいと思います。1 時まで休憩です。午後は 39 ページから。 (ときに 12 時 12 分)
議 長	再開を致します。 (ときに 13 時 00 分) 始めに町民課長から発言を求められておりますのでこれを許します。
町民課長	それではよろしく申し上げます。午前中、10 番議員さんの方からバスの関係と介護保険の関係でございます。で、バスの関係ですけれども、100 円区間と 200 円区間の根拠というのは 3 キロ未満が 100 円、それ以上が 200 円ということで設定をしております。それからあの 100 円均一とか無料というお話がありましたけれども、以前高齢者の皆さんに対してバス料金を無料にした時期がありまして、その後高齢者は 100 円均一というふうにした経過があるということでこの 100 円、200 円の料金表とはまた話は別という事でご理解頂きたいと思います。それと介護保険料の関係で 1 枚資料をお配りしました。下の方に段階ごとの平均年金収入、平均本人所得ということで資料をお配りさせて頂きましたのでよろしくお願い致します。
議 長	はい、よろしいですか。総務課長、午前中、午後に資料提出と、財政調整基金の文書が県から来ているのかどうか、来ているんだったら出すようになって言ったけれど。
総務課長	はい、その件につきましては予算のヒアリングの際に県の方からそういう助言があったということで文書で提示されたわけではないということでございます。それからついででございますけれども、10 番議員さんの方で大畑の宅地の所で町営住宅が建つという話は分譲地を買う方に話をしてあるのかということにつきましても、これはしっかりと話をして了解を頂いていると。ただ、場所は、町営住宅の建つ場所については決定はしてないけれどもこの前の 2 区画をつかって町営住宅を建てるという説明はしてあるということでございます。
議 長	はい、それでは予算説明資料の 39 ページ 5 目 地域振興費

	<p>40 ページ 6目 積立金</p> <p>41 ページ 7目 総合センター運営費</p> <p>42 ページ 2項 徴税費 1目 税務総務費</p> <p>43 ページ 2目 賦課徴収費</p> <p>44 ページ 3項 戸籍住民登録費</p> <p>44 ページ 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費</p> <p>45 ページ 2目 衆議院議員総選挙費</p> <p>45 ページ 3目 参議院議員補欠選挙費</p> <p>46 ページ 4目 小海町長選挙費</p> <p>46 ページ 5目 小海町議会議員選挙費</p> <p>47 ページ 5項 統計調査費</p> <p>47 ページ 6項 監査費</p> <p>48 ページ 負担金等交付団体の概要</p> <p>48 ページ 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目</p> <p>49 ページ 社会福祉総務費</p> <p>50 ページ 1目 社会福祉総務費続き</p> <p>51 ページ 2目 老人福祉費</p> <p>51 ページ 3目 やすらぎ園運営費</p>
10 番議員	<p>やすらぎ園運営費の中で多額の工事費が載っているということですが、具体的には計画的にもどこまで進んでいるのかというような点お願いしたいわけでありませぬ。</p>
やすらぎ園	<p>はい、やすらぎ園、30年余りの建設経過が立ちまして、4期にわけて工事をやりたいと思っています。今回のお願ひしてます工事は電気設備、電線から引き込み柱、そこから地下埋設の電気の配線、それからキュービクル、こちらの方がいつダメになるかということを経年前から言われてまして、これを優先的に修繕していきたいというふうに思っております。それから、その後の計画ですが屋根の雨漏り、それから擁壁、壁の亀裂、そういうものを順次直していきたいというふうに思っております。以上です。</p>
10 番議員	<p>まあ設計だとかそういうことが具体的にないわけですが、何か資料としては提示してくれる予定はあるわけですか。</p>
やすらぎ園	<p>電気設備については地下埋設になっておりますので、地下埋設の配管経路とあと建物北側にキュービクルがあるんですが、そちらの容量のところを、中身を全部変えるということで、特に図面とかは出す予定はございません。</p>
10 番議員	<p>まあいずれにしろ公の工事をやるだからさ、2,200万もの予算を組むということであれば何がいくら、何がいくらというくらいのは提示して頂くというのが私は世の常識だというふうに思っています。</p>

やすらぎ園	これから工事の設計等しましてお出ししたいと思います。
議 長	他に。 5 2 ページ 4 目 心身障害者福祉費
9 番議員	令和 2 年度の補正で障がい者福祉施設等検討委員会があったと思うんですけど、その検討結果っていうのがここでは何も示されていないわけですけど、どうなったかお願いしたいです。
町民課長	はい、障害者福祉施設等検討委員会ということで 1 月と 2 月に 1 回づつ委員会を開いて、内容としましては障害者計画、及び障害福祉計画、これが 2 つとも令和 3 年度からの計画ということになります。障害者計画は 6 年間、障害福祉計画は 3 年間ということで、計画案をお示しして審議を頂いております。それと別に今後の話としまして、地域活動支援センターひまわりの関係の将来的な話、地域活動支援センター、それから就労支援 B の関係をどうしていくかというお話で、これにつきましては令和 3 年度にその内容等、支援計画とかどうしていくかというもので令和 4 年 4 月から、いずれ就労 B、含めた中で地域活動支援センターもやっていきたいと思います、それに向けて 3 年度は内容の検討等をしていくということでご理解を頂いております。もう 1 つはグループホームの建設ということでございまして、これも 3 年度は中身の検討を進めて行って場合によっては 4 年度に予算化できればということで 3 年度に内容検討、またはこの委員会でやっていきたいという内容でございまして。
9 番議員	今、3 年度で検討して行くと、委員会という話も出たんですが、ここには委員会の予算が載っていないので 2 回の委員会で終わりでいいのかなと思って質問させて頂いたんですけど、その辺はどうですか。
町民課長	はい、すみません、委員会の報酬の方はちょっと落ちてきてしまっています。ので、また補正等で計上させて頂きたいかと思っております。よろしく申し上げます。
議 長	他に。 5 3 ページ 5 目 あゆみ園運営費 5 4 ページ 2 項 児童福祉費 1 目 保育所費 5 5 ページ 1 目 保育所費続き 5 6 ページ 2 目 児童措置費 5 7 ページ 3 目 児童館運営費 5 8 ページ 4 目 結婚推進・子育て支援費 5 9 ページ 負担金等交付団体の概要 6 0 ページ 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 6 1 ページ 2 目 予防費

	62ページ 2目 予防費続き 63ページ 2目 予防費続き
10番議員	ワクチン接種費用ということで2,000万から見込んでおり、色々それを実際にやるための予算も見ているというふうに判断しますが、私も、ワクチンの状況が云々という諸般の事情もありますけれど、私が伺いたいのは昨日の施政方針の中で町長、相談員を配置するというようなことが、施政方針の中で出ているんですけど、このワクチン接種の関係のように私は受け止めたんですけど、そこら辺の本意だけ伺えたらと思うんですけど。
町長	はい、12月議会で井出薫議員からのご指摘があったと思います。そういった中でこのコロナ禍の1つの窓口を作ったり、それから総合的にワクチン接種がスムーズに行くようにということで専門のものを置きたいということです。
10番議員	まあコロナ対策でのね、色々の事業というのは町もありますし、国もありますし、ある意味では誰かそういう点で長けた方にやっていただくということでいいとは思いますが、ワクチン接種ということになれば、それなりの医療的な判断もできるような人が本来やらないと、中々正確な情報提供にならないというふうに私は思うんですけど、そこら辺は町長はどのように考えておられるかお願いします。
町長	先日も佐久病院との、佐久病院グループですね、といわゆる運営の協議会がありまして、その折議会からは議長、で、私が出席したわけですが、その中でもコロナに対して、或いはワクチン接種についての佐久病院グループの姿勢というものをよく伺いました。で、とにかく行政との連携を密にしていけないとこれはまともなものにいけないということでもありますし、それから専門的なですね医療からのご指導、承るということを進めていきたいということで、専門的な人を置かなければならないという指示をうければすぐに対応したい。それから事務的なものをですね、こうしていかなきゃいけないという話になればそれはそれなりに早急に対応するという事ではないかと思えます。
7番議員	63ページのワクチンについてお尋ねしますが、確か先般、2月の臨時議会を開催した時の全員協議会でワクチン接種について一通りのお話を、説明を受けたわけでありまして、会場等も総合センター、それから月曜日、火曜日、金曜日と医師、1名体制でやるということでもありますけれど、問題はこの会場に来る、接種を受ける方達、幸いにして私ども歩いて来れますし、また車でも行けますけれど、かなり出歩くのに不自由な方がいると。それで前、1名の医師で100人から120人、1日接種するという事でありましたけれど、そうすると4,500人っ

	ていうと、3名の医師が関わったとしてもかなりの日数がかかって、尚且、時間にも制限があるわけですから集中してくると。そういうところについて、外出が不自由な人とか、それから車の運転、外出するのに苦労な人達に、どのような対応を考えているのか、お尋ね致します。
町民課長	はい、今接種券をこれから段々配布していくわけですが、それと共にご案内文書等を今準備しておりまして、総合センターまでの移動でということについては接種のご案内の中で、タクシー券をご利用下さいということで、そういうタクシー券の助成についても、その案内の中で使用して頂きたいということで現在のところは考えております。
7 番議員	まああのタクシー券を利用できる人はいいいですけどね、利用できない人、例えばディサービス等を使っている人達は、車いすの人もいますよね、そういう人達に対してはどういうに、小海町の中では小海町移送サービス実施要領があって、その中に認められた業者に町がお願いしてやるとか。ただし、車いすって言うても何人も乗れるわけじゃありませんし、それからタクシー利用助成券、これを使うも勿論でいいと思いますけれど、これだけ集中した期間に各部落ごとに出てきてやってもらうには、ああ、あの人はタクシー利用券もってるから、持ってないかだけではなくて、今言いました、小海町移送サービス事業使用料に載っている人達や或いはタクシーなどを使って、これかなり集中的に、そしてまた行政の方でもテレビででてますよね、注射打ったりするシュミュレーション、みんなやってるのを。そういうものをやっていかないと、このワクチン接種はかなり訓練しとかなないとスムーズにいかないんじゃないかと思うんですよ。それでまだワクチンも国が言うように簡単には入ってこないと思います。だから、ここ最近にわかにはワクチン、ワクチンって言うて政権が逃げてる、ワクチンを口実にして。けどもいつ国が指示してくるか分からないから、こういう移送体制についても、まだ時間があるんだから1回は町内にアンケートか何かを取って、どうい方法でこの会場に来れるかどうかというこの確認を取っておくほうが、ワクチン接種が全町民が受けれるのに役立つじゃないかなと思うんですよ。これ、当日になったら足がなかったダメだった。それからタクシー利用助成券だってどの程度の人が使っているか分かりませんが、その辺は先程言いました、移送サービスに事業者やタクシーとも詰めて、万全を期すべきではないかなあと思います。その為には1回や2回シュミュレーションもしなければならぬと思います。その辺はいかがでしょうか。
町民課長	はい、おっしゃる通りでございます。まあ在宅診療の対象者の方、そう

	<p>いう方は診療所から在宅でっていう方法もあろうかと思います。で、また1回全員、全戸にご案内をしまして、接種やるのかやらないのかから確認して、2回か3回確認しないとイケないと思いますし、集落単位、地区単位でこう、予約をしてくのか、どうなのかというのもこれからちょっと、詰めていく必要がありますし、必要があれば先程のワゴンタイプの町営バスじゃないですけども、そういったものも利用して、便宜を図ればと思います。またデモンストレーション、接種のデモンストレーションもそうですし、どういう流れになってくかという事もこれから十分詰めて参りたいと思います。</p>
7 番議員	<p>さっき、路線バスについて議論された時にも、デマンドバスっていうようなことが出てきていると、中々私どもも部落の中を歩いて行ってみると、かなりみんなうちに閉じこもっていて、出てくるのが大変な人達が多いです、現状として。ただうちにいるだけならいいけれども、このコロナ禍においては、全町民がやらなかったら、小海町は安心、安全な町にならないと思うんですよ。そういった意味でぜひ、これは早急に、2、3回くらいシュミュレーションやって、ここまでで良かったのか、ここまでまだ増やさなきゃいけないのかってやって万全を期して頂きたい。やった人がいた、やらなかった人がいない、あの人がやらなかったよなんて、仮に村八分にでもなったら大変ですから、それこそ痒いところに手が届くように、行政で移送手段というもの、来てもらえれば、お医者さんが打てると、それから在宅の方達にはお医者さんが行って注射を打つということも可能だと思いますが、ただ今の分院の医療体制とか、そういうところを見た時に、中々大変な所はありますから、ぜひ、早めのうちに予算が通る、通らないよりもして、ね、3月が無理なら4月の頭くらいに早急に町民課長どうですか、実施、シュミュレーション、やってみる気はありますか。</p>
町民課長	<p>はい、現在、分院さんとの打ち合わせとかそういう段階でありますけれども、これから3月中には現実的な部分についてのシュミュレーション、デモンストレーションといったものを当然進めていくつもりでございます。</p>
7 番議員	<p>医療関係でのシュミュレーションはどこでもやってます、因みに南相木ではタクシーでやるそうです。北相木では診療所でやるからというようなことございますけれども、一番は医療のシュミュレーション、どんなに注射のシュミュレーションをやっても人が来なければ意味がないわけですから、全町民が困ることなく接種に参加できるように、ぜひぜひやって頂きたいということをお願い申し上げます。以上です。</p>

議 長	他に。 64ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 65ページ 2目 塵芥処理費
9 番議員	ごみ処理関係費の関係ですけど、草刈り久保のあれは今後どういうふうになっていくんでしょうか。お願いします。
町民課長	草刈り久保につきましては、施設の方は閉鎖していくこととなります。ただ水質検査、放流水の水質検査は続けて参るということでございます。
8 番議員	佐久市に委託する、可燃ごみ、生ごみの処理委託、3,400万ばかり入っているんですけども、これ説明によると輸送のコストは別だという事だったんですが、どのくらいを予定していますでしょうか。
町民課長	輸送の方のコストにつきましては、処理費が今言われました、3,397万ということになりまして、輸送の方につきましては、収集運搬処理ということで、その右側、資源物の収集運搬委託、それから、2行目にあります指定ごみの…あ、違う、上だな、すみません、不燃ごみ…、すみません、4行目のごみ収集運搬処理委託、3,410万円というものが運搬処理のほうの費用となります。
9 番議員	すみません、先程の続きですけど、今まで不燃ごみは草刈り久保に持ち込まれてたような気がするんですけど、その辺ちょっと教えて下さい。
町民課長	不燃ごみの方は持ち出しで、処理してもらっております。
10 番議員	そのごみの関係の収集運搬処理委託というのが確か2年度と変っていないように思うんですけど、説明をお願いします。
町民課長	収集運搬処理の金額につきましては、2年度と3年度は同様のクリーンセンターに行きましても金額的には同様に委託することとなります。
3 番議員	ごみ収集運搬処理委託で、3,410万で去年と変わらないっていうんですけど、ちょっと考えてみると、ここから佐久市まで行くに、同じ金額で行くという事はちょっと考えられないような気がするんですが、再度確認で申し訳ないんですが答弁をお願いします。
町民課長	はい、運搬につきましては、2年度は可燃物、それから生ごみという事で800万程でございます。それが3年度には1,434万ということで、可燃と生の運搬につきましては600万ほど多くなります。その代り、草刈り久保での計量、分別等、焼却等にかかる費用がほとんど同じ程度減りますので、運搬の費用は600万ほど増えて草刈り久保の焼却等の関係で同程度減ってくるという予算取りでございます。
議 長	他に。 3目 し尿下水処理費

	67ページ 4目 住宅管理費
8番議員	町営住宅建設工事費ということで1億円、予算組んであるんですけど前回まあプロポーザルで忖度が働いたとか、働かないとか色々議論になりましたけれど、今回この事業に対しての入札方法はこういった形になりそうですか。
町民課長	はい、今回の建設工事につきましては、入札でプロポーザルを行わずに入札で行うということでございます。方式につきましては、色々こちらでも話し合いを行いました、今回は入札で行うということでございます。
2番議員	町営住宅はそれぞれ各自の家の衛生管理等をやるのは義務かと思うんですけど、廻ってみますと環境的に非常にごみの多発というか、散乱している状態が多々見受けられまして、これらを入居者の負担というのも当然かもしれませんが、少し町としても環境保全という名目で、きちんとかみ処理等進めたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。
町民課長	現在のところはやはり個人で、そういう整備については環境整備については基本的にはやっていただくという方向で考えております。
2番議員	今も申し上げましたが個人が原則というのは分かるんですけども、個人の境界がはっきりしないような感じ、新たにこういうところに入居しようとする人が周りの環境をみていかなものかと尻込みするような環境の状態のところが多々あるわけです。ですからそれはそれで、公的な予算で整備を進めるべきじゃないかと、それからあと入退去の時に、きちんとかみの処理が入居者の責任で管理しえているのかどうか、そこも疑わしい点がありまして、入居者が放置してあったテレビ等があるケースもあります。その辺については町民課長はどのようにお考えでしょうか。
町民課長	はい、入退去につきましても、確認はしております。で、残していったというのも私の所にはあまり大きなことで言われてはきておりませんが、いずれ入居者の皆さんにお願いすることと、周りの環境につきましては、前、ご指摘いただいたこともありましたが、草刈り等が遅れている部分もありましたので、そこら辺きめ細かくやっていきたいと思っております。
10番議員	町営住宅建設工事を入札で行うという説明ですけど、それは町営住宅建設の設計料が出てくるから、それはそういう方向になるだろうと、誰でも考えられるわけです。聞きたいのはまず企画がやってたのが何で衛生がやるのかと、それからプロポーザルだったのが何で今度は入

	<p>札になったのか、そこら辺が一番聞きたいわけですよ。前回から変更になってるっていうことですからね、町営住宅はこれで3年目でしょ。それでもう1つ問題は今回も1億円きっちりだと、予算が。3回も事業をやってきててね、〇を5つも並べるような予算しか組めないのかということですけども、この3点を伺いたいと思います。</p>
総務課長	<p>はい、私の方から企画からなぜ生活環境費、衛生費の方に移ったのかということについてお答え申し上げますが、前は移住定住促進住宅という名目でやりましたので、企画の方で担当させていただきました。今回は町営住宅が足りなくなってきたというようなことで、町営住宅ということですのでこちらの方で対処するというところでございます。</p>
議長	<p>他の答弁は誰がやるの。</p>
総務課長	<p>すみません、実際に南町ですとかそういった住宅を見ますとかなり今まで割高な住宅を作っていたなという思いしております。だいたい1個あたりが2,000万円くらいについてたというようなことで、今回、今回といいますか新田の住宅を作ってみましたら、1億掛からずに実績もでございます。そういった中で1億円というのは最大限ここまではという意味で1億の計上をさせて頂いてるわけでありまして、まだ設計をしておりますから9,990万とか、そういう数字はお出しできませんので最高額という事で1億円を計上させて頂いてると。実際には設計の中では1億円で済むような設計内容にして頂いて入札に付すということでございます。</p>
10番議員	<p>すみません、ちょっと最初の方の部分がよく分からなかったんですけどもプロポーザルからなんで設計に変えたのかという点、改めてちょっと説明をお願いしたいですけど。</p>
総務課長	<p>はい、それにつきましてはプロポーザルでやって、まあ渡辺議員がおっしゃたんですけど付度があったんじゃないかというような変な事も新聞に、通信に書かれたりしたこともございます。そういった疑念を生まないために今度はやっていきたいと。その時も公平にやった事には間違いありません。ここにいる課長の皆さん全員がそこに立ち会って、どこの提案がどこの業者か一切分からないようにして選んで町長の元の経営されてた会社が落札したわけですけども、それにもかかわらず色々の憶測を生むようなことを流布されてきましたので、そういったことが2度とないよということなので今回はちゃんとした設計をして入札をするということでございます。</p>
10番議員	<p>そういうことも考慮してね、コンペでなく設計に変えたということでもありますけれど、そういう事であるならば、今度は入札の段階で、な</p>

	んか一抜け方式とか色々あるそうですけれども、そういった色々の噂が立たないように真剣に考えるということであれば、前回やられた業者さんは入札から外すとか、そういうことを考えることはないわけですか、副町長。
<b>副町長</b>	指名選定委員会等々でしっかり論議をしていきたいと思います。
<b>議長</b>	66ページ 3目 し尿下水処理費 67ページ 4目 住宅管理費 68ページ 5目 町営バス運行管理費 69ページ 負担金等交付団体の概要 70ページ 5款 農林水産費 1項 農業費 1目 農業委員会費 負担金等交付団体の概要 71ページ 2目 農業振興費 72ページ 2目 農業振興費続き
<b>10番議員</b>	あの、金額として新しく機構集積協力金ってありますけれども説明をお願いします。
<b>産業建設課長</b>	はい、お答え致します。こちらの事業ですけれども本年度、令和2年度についてもこういう事業はございまして、当初には計上されていなかったんですけれども農地を集積するということですので、担い手の方々、比較的大きい方々へ農地を貸し借りをしてその担い手の皆さんに耕作の権利を中間管理機構という、そういう場所、そこが中に入ってそれを公に公表する、貸し借りを公表する、そういうことで推進費として一反歩当たり一万円の費用が、今現在は出ます。まあこれ永遠に出るというものではないと思われませんが、今は始まりの時期ということで、こういうことができます。そして、色々な補助事業をしていくにあたりまして、こういう機構集積協力を求めた、そういった事業が前提としてある場所に対して補助事業が導入できるというような、そういったひとつ足かせのようなものにもなるんですけれども、そういった意味でこれを実施して参ります。この地区については小海原でございます。以上です。
<b>10番議員</b>	中間管理機構というのはどこにあってどういう組織なのか、もう少し説明をお願いします。
<b>産業建設課長</b>	中間管理機構ですけれども、今も農業開発公社と長野県の中は農業開発公社というものがあります。そこで実際の事務は別に中間管理機構という組織を作っております。で、出先なんですけれども佐久の振興局に東信地区の出先機関があります。
<b>10番議員</b>	お願いでありますけれども、負担金交付団体との概要ということで予

	<p>算書にきちんと載せるように、小海町ぐーっと長い間皆さん努力してもらってるわけでありませうけれど、そういう機構があるようでしたらやはりそういうところへしっかりと、ここでいちいち聞かなくも分かるようにやって頂きたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>はい、この説明資料に計上されています 18 節の負捕交なんですけれども協力金はこれは地主さんへ補助金として交付されるものであります。中間管理機構に対しては町の方からは出ておりませんので、個人への補助金が 50 万円ということをお願いします。</p>
7 番議員	<p>遊休農地対策事業、ブドウ試験栽培ということで 130 万計上されておりますが、確か前回私質問した時に今は親沢で 1 件だけで、あと 2 件くらい当たってみるとい話がありましたけど、そのことによって誰か他に今 1 人やってるのが増えてくる可能性はあるわけですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。これにつきましては防災無線等で説明会、ワインブドウ栽培の説明会をやるという放送もありましたのでご承知の所もあるかと思いますが、2 月に説明会を開催しました。その中で 6 名の方が参加いただいたというようなことを聞いております。そして、その方々それぞれ思いはあるようなんですけれども、今年度、もうすぐの話になりますけれども、色んな、色んな種類のっていうか、その辺はまた詰めなきやいけないんですけれども、材料を、材料と言いますか苗、そして材料の注文、そういったことも進めて参りたいということです。それからあと増額分につきましては、材料費、それからまた品種を多くしたいというような希望からこのように増えてございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>そうすると何、実際に何人か増えたってこと？去年なまで 1 人だったよな？</p>
産業建設課長	<p>はい、1 人です。</p>
7 番議員	<p>1 人増えて、じゃあ 2 人になったってことかい？</p>
産業建設課長	<p>今度 1 人追加で 2 人になるということでございます。</p>
7 番議員	<p>はい、わかりました。それでね、このブドウ試験栽培需用費で、130 万載ってるわけだけれど、この私もブドウのことは細かく、詳しくはないんですけれども、まあブドウ、ものになるには 5 年くらいかかると、で、この人達のところも試験栽培でやってもらってて、この試験栽培やってくれる人に対して需用費だけで謝礼とかそういう人件費、そういうものはどういふふうにお考えですか。</p>

<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>はい、需用費につきましてはこちら町のほうでそれは初期投資ということになりますので、すべて費用を負担するということでして、その辺りを了解を頂いて進めてきておりますので初期投資がない代わりに今後新たな人が出た場合には、その人たちへの指導、そういったことも願をするわけでございます。特別の管理、委託費そういうものは計上してございません。</p>
<p><b>7 番議員</b></p>	<p>これはあれでしょ、町がその土地を借りて試験栽培でしょ。で、この人達には材料を出す、試験だから。これはいいやさ、みんな当たり前のことだ、町が頼んでやるだから。だけれども、今度新しく加わるにしても、従前の人に対しても、これはじゃあ役場の職員が行ってただ畑だけ借りて、もののあれは全部、需用費はかかってやるってこと？そうするとこの土地で、それから1人手を挙げたって人は何もしないってこと？で、まだ先々試験の段階で収入がどうなるかもわからないのに町に頼まれて、試験でしょ？それに対して何の工賃も払わないでタダ働きを強いるわけ？今までの町の何かやってた時には、それは将来的にこの人達、もしかすれば、デカイ稼ぎになるかもしれない、しかし、実際にまだ海の物とも、山の物とも分からないものに、何年か町民の1人として地域おこしのね、特産物の開発をやるのに対して、全然何もからってだけでやって、他の色々な諸々に対して払ってるって、賃金やそういうものに対して、この人達に恐縮だと思わない？いかがですか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>はい、すみません、説明不足で。私、まだ引継ぎが万全ではありませんで私の方からお答えさせて頂きたいと思いますが、これは試験栽培やる方と、去年もご説明はしてますけれども、協定を組みまして初期投資の分について試験が終わった後については資材等については無償譲渡をするということで、本人の了解を得まして、それとワインアカデミーに参加するんですけれども、その参加費についても町が見ますと。その代り得た知識を十分に小海の将来のブドウ栽培のために、ぜひご協力を頂きたいという申し合わせをしまして、事業に取り組むわけでありまして、まあ伸男議員おっしゃるその要するにタダでやらせるのかという部分については、将来的に3年後、施設については無償譲渡しますよと。それからワインアカデミーの参加費については、本来は個人負担してもらわなければならないものだろうけど、町が将来ワインを志す皆さんにそういった知識を広げて頂きたいということで町が持ちますという事で、それが要するに委託費の代わりという形で考えております。</p>

7 番議員	3 回かい、あとは予算決算かい？
議 長	篠原伸男君。
7 番議員	<p>去年なのところにもさ遊休農地のところで 100 万だっけ？去年なは載ってたよね、で、確かこれをやってくれる人がどっかの何かに参加したって書いてあったけど、その銭はどっから出てるわけ？例えば今度の予算でも、そうなってくると旅費も掛かるだろうし、それからその間に行った人の万が一の事故とかそういうのになった時の補償とかそういうことでも、経営改善支援体制整備事業旅費でみんなやってくるの？それともこの遊休農地対策事業の 130 万の中にそういったものもこれが参加費の物の中に該当するのとか。それともう 1 つ、いくら 3 年後、4 年後になったって、その人が全部指導やっていくのは無理でしょ。今からその人たちが知識あった時に、ちゃんと払うものは払って、で、町の所に協力して下さいよということで、他の事業見るといくらでも、報償費かなんかでも払ってるでしょ、賃金だって。こういうところだって、当然払って、意欲を持たせていくようにやっていかなかったら増えないよ、これ人やってたって。ただ片手間で、我々みたいな高齢者が片手間でやるようなものと違って本当に町の特産品ってなるんだったら町のそういう諸々の経費も含めて、それでどうだっという形でやってってもらうような考え方をしていかないと、私はこれは特産品、あれだけやったって、1 人でやったところが 1 人しか増えていかない、これでこのものが特産品という形になってやっていくには、それは寒々しい感じがしないですか。町長、この辺の所の特産品開発ってところに対して、もっとこういうところをやるんだったら金かけるべきじゃないかなと思います。人件費でもなんでも払って、町長のお考えはいかがですか。</p>
町 長	本日、質疑の時間でありましてけれども、貴重なご意見として承っております。
2 番議員	<p>今、篠原伸男議員が指摘した事項で概ねそれで私も納得したんですけど 1 点、この昨年のブドウ栽培は総務企画のほうが所管していた、今年は産業建設の方になった、本来的な課の所管する事業、そのものが変わってんじゃないかという気がするんですけど、その 1 点をお知らせ下さい。それからもう 1 点、水田転作現地タブレット導入のためというのは農業振興で書いてありますけど、タブレットの導入が農業振興にどういうふうに繋がるのか話を聞かせて下さい。</p>
総務課長	はい、まず前段の企画からなぜ農政へということでございますけれども、去年は企画というか企画費だったんですが、渉外戦略係、町長の公約

	<p>ですとか、課を渡って行うような仕事についてはやっていくということでブドウ栽培につきましても去年、降って沸いたようにでた仕事でしたので、体制が整わなくて渉外戦略の方で受け持ってやりました。ただ今年農政の方も、昨年というか令和2年度も一緒にやる中で農政の皆さんにこれは移行して行くということで渉外戦略の方はまた宅地造成ですとか色々な仕事が盛りだくさんにございますので、これは農政でやって頂きたいということで農政の方へ所管替えをしました。以上です。</p>
産業建設課長	<p>もう1つ後段の水田の転作の関係ですけれども、これが経営所得安定対策推進事業の中に昨年に比べて加算されているということでございます。水田の転作、別の作物を栽培した場合に申告をして頂いて、そこに補助金が出るようなことが、制度がありまして、前から行っているところでございます。その転作の確認をこれは職員が回ってするわけなんですけれども、これまで紙の地図を持って出かけていっていたということでございます。タブレットの中にソフトとして地図情報と、しかもそれを入力する、何の作物がどのくらいというような入力ができるシステムでございまして、それを現地で確認して、入力して帰ってくればそれが即データとして、本体の機械に取り込めるというような画期的なものでございまして、方々の市町村で導入が進んでいるということでございまして、今回導入に踏み切ったという経緯でございます。以上です。</p>
2番議員	<p>今、2問しまして、1問目のことに言いますけど、総務課長、いみじくも降って沸いたような事業をやると。これっていうのはまたおかしな話でして、きっちり計画を立てて取り組むのが本来の筋でしょ。で、そういった事業に対して、翌年度に降って沸いた事業だなんて、不謹慎な事業だと思いませんか。いかがですか。</p>
総務課長	<p>はい、すみません、表現が悪かったかもしれませんが、急遽出てきたものですから、準備等、整わなくて渉外戦略が受け持ったという事です。</p>
2番議員	<p>計画については私は常にしっかりした計画、それで実行チェック、で、再アクション、これを提案しておりますので、降って沸いたような形では事業に取り組むべきでないということをしっかり申し上げておきます。以上です。</p>
議長	<p>他に。負担金等交付団体の概要  73ページ 3目 畜産振興費  負担金等交付団体の概要  74ページ 4目 農地費</p>

	<p>75 ページ 5目 山村振興事業費  76 ページ 2項 林業費 1目 林業振興費  77 ページ 2目 県有林受託事業費  3目 林道費  負担金等交付団体の概要</p> <p>ここで休憩と致します。2時15分から再開致しますのでお願い致します。  (ときに14時00分)</p>
議長	<p>再開致します。  (ときに14時15分)</p> <p>78 ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費</p>
11 番議員	<p>商工振興関係の一番下を書いてある、経営継続支援金についてお尋ねします。この令和3年の1月から3月のうち、月の売り上げ高が前年同月比10%以上…とありますけれども、これはあれですか、3ヶ月の中でひと月でもそういう時があれば、これを払うという、給付するというそういう解釈でよろしいですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。おっしゃられる通りです。月のうちの1か月の前年対比でみますので、そのように計算っていいですか、して頂ければいいということで、令和2年度でも実施しているものなんですけれども、やはり概ね同じ内容となっております。1つ違うところは金額がそれぞれ違うことと、雇用者がいる場合には10万円加算ということで労働保険の加入者がいる事業所においては加算があるという内容となっております。</p>
11 番議員	<p>あの一、じゃあ確認でありますけれども1月は前の月よりも収入が多くても少ない所があればそれで対象になるという考えでよろしいですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、そのような制度設計をしております。</p>
11 番議員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
議長	<p>他に。負担金等交付団体の概要  79 ページ 2目 観光費</p>
2 番議員	<p>観光宣伝の共同事業のところで、マスコミ懇談会の中身とそれから宣伝キャンペーン事業のマスコミ主催費用、この中身を教えてください。</p>
産業建設課長	<p>はい、79 ページの下段にあるマスコミ懇談会ということでございますけれども、東京方面、または大阪方面、春秋というような考えで、マスコミの皆さんが集まって頂くところに出向いて行って町を宣伝する、そういう懇談会がマスコミ懇談会でございます。また別の宣伝キャンペーンの費用が載っております。観光キャンペーンという名前で載っていたり、宣伝キャンペーン事業といった名称で載っておりますけれども、こちらにつきましては、そのマスコミとは別の一般の宣伝キャンペーンで</p>

	<p>ざいまして、これもやはり関東方面、大阪方面、そういったところへ、ノベルティを持ったり、パンフレットを持ったりして宣伝キャンペーンを行う、そういう別の内容の観光宣伝事業でございます。</p>
2 番議員	<p>はい、極めて従来型の枠組みで事業が組み込まれているのかなと思うんですけれど、ネット配信等、ホームページ等、観光キャンペーンで、ビデオで YouTube で流すとか、そういった所謂ネット配信によるこの広告宣伝というのはコロナ禍ではどっかで入っておるんでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>はい、今回そういった新しい事業をするような内容にはなっておりませんが、小海町のホームページをご覧いただいてもわかりますように、動画を使って構成しております。コマ送りの動画のような、タイムラプスというようなことですが、そういうことで配信はしております。また観光協会のホームページもございます。そういうネット上のものでも、逐次、随時配信はしておりますので、これまで通りというふうに考えております。</p>
10 番議員	<p>18 節の負捕交のなかでの話をちょっとさせて頂きたいんですけれど、店舗等新築助成事業ということで1,000万の予算が組まれ、対前年500万円の増という事でありまして、皆さんご存じのとおり、大変なことがあったと、この事業に関しては。そういう中で制度の見直しなどされたのか、どのようにされたのかという点、説明をお願いしたいのと、併せて町のホームページでも要綱などがしっかり見えるようにという要望もお願いした経過がありますけれど、そこら辺がどのようになっているのか教えて頂きたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。要綱の関係ですが、これまで色々な議論をして頂きました。これまで検討を重ねてきた部分、それにつきましては今要綱を皆さんのお手元にお示しはできていないんですけれども、1つこの改装した事業、この事業のお店での収入が主な事業収入であることということで、普通何かを販売するようなお店であれば、それが主な収入であること、趣味的ではないということでございます。その辺が検討したものの1つ、そしてもう1つ、店舗と住宅が併用している場合、これをどのようにカウントするか、住宅については今まで住宅リフォーム補助というようにもございました。ですが、それを別々の申請で行うという事ではなく、併用住宅の場合には、その住宅に係る部分、それを按分してその分の助成率は25%とする、住宅リフォーム並みの物とする。そして上限はやはり200万円、達したものは200万円というようなこと。それが2点目、そして3点目につきましては支払いの、支払い又は振込の関係になりますが、やはり領収書をね不可とするとは至りま</p>

	<p>せんで、領収書の場合も OK だと、ですが、現金の領収の場合にはどこで、いつというような聞き取りを確実にやっていくということで当初の申請の時に、できるだけ振込でお願いしますということを申請の段階でお話をしていくということ、そして、振込書類の写しですので、こちらについては今はネットバンキングで払う事もございましょうから、その辺のところについては確認のできる写し、そういうものを求めていくということで、申請者には細かいことを申しあげることになるかもしれませんが、これで行きたいという考えであります。で、今年度金額が増えていますのは、実績が令和 2 年の実績が増えたということでございまして、当初はそんなに見込んでなかったわけですけれども、現在で件数で 27 件というようなこととございます。2,000 万円超える実績がありますのでこのような金額を計上させて頂きました。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>まああの検討されてね、結果が出た部分は説明して頂いたというふうに私、受け止めますけど、あの時問題になったのはただ今の改良点だけでなく、やはりまず事業の完成が条件だということは補助事業としては非常に事業規模そのものからしても、地域振興という観点から見ても、金額が少なくなってしまうではないかという点、それから 200 万円もの補助金を商店とはいえ個人ですね、そういう方に補助金として 200 万円も出すと、こういう高額な補助金を出すときに、その仕事が適正価格かどうかという点を私は一般質問などで問うたわけでありまして、そこら辺の検討はされなかったのかどうかと、それから町のホームページに要綱はまだ載っていないのかどうかと、載せる気はあるのかと、併せてお願いしたいと思えます。</p>
<p>産業建設 課長</p>	<p>はい、お答え致します。実際に事業を完了した上で、実績の報告をしてもらう、これは以前も、これからも、同様ということでございます。これだけの大きい補助になりますので、内容については職員がこれだけ経験を積むことになりますし、それから分からないところは設計をされている会社もありますので、それをお聞きする、そういうことは可能です。また別に書式として建築の方に聞いてみると、そういった例、これは建築の場合もやっぱり材料、それから手間賃をいくらと見るかということでこれをやるにはいくらかってと言っても、ピンからキリまでそれはもう金額は幅広く存在するというので、一概に言えないという事が本音のようでございます。ですけれども書籍の中でこんなものを使った場合はいくら、そういった参考になるようなものはありまして、以前にちょっとみたわけでありまして、まあそういうことも参考にしながら担当が行っていく、そしてまた決裁も受けま</p>

	<p>すので、多くの職員が目、町長までですけれど、その目を通して確認をしていく、そんな方向で行きたいと思います。また申請関係の要綱についてですけれども、これをこの検討内容を整理したものについて、またホームページにも掲載していきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>いいですか。        80ページ 2目 観光費続き        81ページ 負担金等交付団体の概要        3目 国際交流センター運営費</p>
10番議員	<p>すみません、3目の方に行っちゃたんですけれど、ちょっと戻して頂きたいんですけれど、様々な事業に予算が大きく増えています。まあどのようにこれをやるつもりかという具体的な話は見えないわけありますけれど、私はこうした実行委員会形式の組織がこういう多額なお金を動かすときに、そこに監査委員がいないことを以前指摘したつもりがありますけれど、そこら辺はどのように検討されたのか伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>はい、前回そのようなご指摘を受けました。まだ2年度はこの3月で終了するわけですが、今後、それぞれ実行委員会等、または団体の総会、そういったものがありますので、その中で選任されていないものにつきましては、実行委員会の皆さんからその役を担って頂くような、そういう監査的なものを選任して対応をしていくそのような考えでおります。以上です。</p>
議 長	<p>いいですか。        82ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費        83ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き        84ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p>
10番議員	<p>あの一施設改修計画設計委託ということで、2,000万の予算が載っております。私は観光交流センター検討委員会の会長ということで仕事をさせて頂いておりますけれども、この中で令和2年度がコロナによって大幅な減収になっているということから令和3年度はこの施設改修を1年先送りにはできないのかと、先送りすることによって施設にどのような影響があるのかということをしつかりと調査しながら検討して頂きたいということを委員会の中で申し上げたんですけれど、そこら辺の検討はどういうふうにされたかだけ伺っておきたいと思います。</p>
観光交流センター所長	<p>はい、お疲れさまです。お答え致します。委員会の方でも出ました、改修につきまして今の現状でコロナの時期という事もありまして、先送りしてはどうかというような話を頂きました。その中でやはり施設等が15年経っているという部分もございまして、ボイラー、ろ過機や、浴室等においてかなりの修繕点が必要ということになってきておりま</p>

	<p>す。ですので、その辺のところを加味しながら、また次年度というか令和3年度も、そこら辺も含めて検討して、早期にやればいいのか、または1年先送りするのかという点につきましてはまた町長等々と相談させて頂きたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に。負担金等交付団体の概要  85ページ 7款 土木費 1項 土木管理費  1目 土木総務費  負担金等交付団体の概要  86ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費  87ページ 2目 道路改良舗装費  88ページ 3項 都市計画費  89ページ 8款 消防費のうち 1目 非常備消防費  90ページ 2目 常備消防費  負担金等交付団体の概要  91ページ 9款 教育費 1項 教育総務費  1目 教育委員会費  92ページ 2目 事務局費  93ページ 2項 小海小学校費 1目 学校管理費  94ページ 2目 教育振興費  95ページ 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費  96ページ 2目 公民館費  97ページ 3目 美術館運営費  98ページ 4目 音楽堂運営費  99ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費  100ページ 2目 小海小学校給食費</p>
9番議員	<p>給食費の関係ですけど、2月の臨時議会の時にもお願いしたわけですが、コロナ禍という事で今年も給食費を無償にしたほうがいいんじゃないかという話をしました。で、話によれば北相木はそうにしたということを伺ったんですけど、小海は足並みを揃えなくていいのか、その辺お願いします。</p>
教育長	<p>はい、お答えを致します。去年状況ですと、学校の臨時休業期間が相当期間あり、その間本来であれば学校給食で済んでいた子どもたちの昼食について家庭での負担が極めて増えたという事、それによりまして年度途中ではありましたが、小中学校それぞれ補正予算をお願いした中で、国の交付金の対象にもなりうるという条件の元、学校給食費を令和2年度は免除するという事をさせて頂きました。で、実は先ごろ郡下の教育長集まる会議がありまして、こういった問題については、やはり他町村の動向を調べる、知るというのも1つ大事なことで、ということで各町村の状況をお伺いしましたところ、今、的埜議員お</p>

	<p>っしやられたように北相木だけは、なぜか、正直のところ一言言っ て頂きたかったというのが実情ですけれども、もうすでに令和 3 年度の 当初予算から給食費を免除しているような状況です。他の佐久穂、南 相木、川上、南牧については普段の年と同じ状況の予算となりえてま す。給食費普段通りに頂くという状況になっているわけでありませ う。で、まあ今後のことというのは今の時点でははっきり申し上げて、コ ロナの状況どうなるか分かりません。教育現場とすれば世間の皆様方 が非常に感染者が減ってきて云々という動きを相当も見せているよう でございますけれども、まず怖いのは3月の春休み明けですとか、G. W明けという所が大変危惧されるころかなあと思っているところで ございます。そうした中、国の交付金という制度が更に令和 3 年度に なってもワクチン接種は始まりますけれども、思った以上に効果が表 れず、やはり皆さんにまだ、国民の皆さんに苦勞をかけるような状況 という判断を国がすれば当然、令和 3 年度にもコロナ対策の交付金と いうものは出てくるでしょうし、まあそういったこれからの色んな状 況を見極め、且つ近隣の町村とも協議をする必要がやはり、特に小海 の場合は中学校がありますので、小海単独で小学校だけやって中学校 はやらないのかという話はそれこそ片手落ちのような形になりますの で、そういった調整もこの段階では必要かなあと考えておるところで す。ただ当初予算、今回上げてある段階においては通常通りの数字を 上げさせて頂いてるということで、全くやりませんとも、やりますと も、ちょっとははっきり言えないところなんですけれども、その辺をち ょっとご理解頂きたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>協議をするということなので、今、教育長おっしやられたように中学 校を見た時にやっぱり不平等になってしまうということもあります し、中学校だけ無償なのかっていうことも出てくるとおもいますので、 しっかりその辺は協議してもらって前向きに無償化の方向に行ってほ しいなと思います。お願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に。101 ページ 3 目 スケートセンター運営費</p>
<p>2 番議員</p>	<p>スケートセンターの利用客の推移なんですけれども、はた目からなん とも、こうですよと言われれば違うでしょとは言えないんだけど、日 頃目にする中で本当に 16,000 人が 2.3 か月の間に利用しているのかど うか、この調べ方が妥当なのか、どういう形でやっているか分かりま せんけれど、それともう 1 点は収入が 700 万になっておまして、こ れを 16,000 人で割りますと 1 人 400 円くらいになるんですね、有料入 場者っていうのはどんなふうになっているのか聞かせてもらえます</p>

	か。
<b>教育次長</b>	はい、収入の関係でよろしいですかね、スケートセンターの関係でございませう。すべてスケート選手の練習が主なものと、大会等が主なものとなります。シーズン券というものがございまして、大幅なものを占めております。シーズン券で 450 万円入っております。それから大会、各町村の小学校の大会、そういうもので各 1 校、6 万円で 40 万円程、それからスケート教室で 60 万円程でございませう。その他あまりの 150 万円程が一般と言いますかシーズン券を買わない小中学生でございませう。その方達が 50 万円程でございませう。で、カウント等はしっかり事務所の方でおこなっておりますのでよろしくお願ひします。
<b>2 番議員</b>	利用者の増減について中々今後、増の方で見込む可能性は得られにくいんじゃないかなと。児童数の減少とかそういったことですね、で、そうすると益々収入と経費のバランスが崩れてくると。それについてはどのようにお考えでしょうか。
<b>教育長</b>	はい、行政サービスというものは常に黒字にならないとやらべきではないという考え方ではおかしいと思ひます。特にスケートの場合につきましては地域の伝統という大きい重しみたいなものが残り続けるわけですね。そうした中、そこで練習した子ども達も、全国大会に行つて優勝するなど活躍しておるといふ状況ですね。だから単純に子どもが減つて収入が減るから云々というよりは行政とすれば逆に言えばどの段階になったらスケートセンターに手を加えなければならぬかといふような覚悟まで私達は持ちながらやっています。そうした中でやっぱりこの南佐久地域、特に南佐久南部の町村からスケートというものを取り上げたら、もう地域そのものがなくなってしまうようなつもりでスケートセンターの方を運営しておりますし、特に無報酬で働いておられる、スケート協会の皆さん、僅か報酬をもらいながら大会運営もしておりますけれど、そういった地域火を消えないようにお金をかけて、許される範囲内です。当然、議員さんに予算を上程して OK してもらえる範囲内、お金をかけて続けるということが一番大事なのかなあと思ひています。あの本当に最近になって、低学年でやるお子さん増えまして、今、おっしゃられたように児童数は減つていますが、小海小の場合低学年のスケート加入率が上がつてきて、去年よりも、失礼、令和 2 年度よりも 3 年度の見込みの方が多いような状況が出始めてますので、もう少しこちらとしても大事に丁寧に動いていきたいと思ひております。

<p><b>2 番議員</b></p>	<p>地域文化としてのスケートというものを私も絶やさすべきでないと思っておるんですが一方で絶やさないために、かかってくる負担、これもやはり他方で検討しなければいけないと先程教育長もそういったバランスのことは考えながらとおっしゃられましたので、それはそれで評価したいと思えますけれど、もう 1 点、このスケート文化を絶やさないために、もう少し多様な主体の形成っていいですか、他町村、県、国、そういったものとの連携を含めながら運営形態を考えたり、或いはバスの送迎等に充実でスケートの環境を他地区にも求めていくと、もう少し間口の広い検討が必要ではないのかなと思っておりますが、そういうことは考えられないでしょうか。</p>
<p><b>教育長</b></p>	<p>他町村との連携、県、国というようなお話でございます。共通な問題として、日本全国にある、ああいった屋外型の 400m パイピングリンクというものはどこも赤字で、どこも存続が大変だという話になっておるところでございます。ただ、ここの南佐久地域については特に地域の熱というものは他地域に大変勝る中で、どこの村民町民の皆さん始め、当然理事者の皆さんも熱意をお持ちですんで、これで今年 250 万円ばかりで冷凍機の更新を実際どういう形のものにしようかという話、研究を、比較研究をしてもらおうつもりでいます。現在はちょっと余計なことをしゃべらせていただきますけれど、現在は重油式の冷凍機でやっております。現在重油式の機械を作っているところもなくなってしまいました。すべて電気式になってしまいました。でも、電気代と重油代を比べたらどうなんだというところで、ちょっと私ども勘違いしたのは重油代の方が格安に安いんじゃないかという勘違いをしておりましたが、さほど変わらない結果が出てきてしまいました。あの一やっぱり燃費が悪いと重油での発電をしてその発電を元に冷凍するというのは重油で発電する行為に燃費が悪すぎると。で、現在これで今年が 1,200~300 万の重油代なんです、それが倍になると、で、更には電気はどうかっていうと電気は更にその 1.5 倍 3,600 万くらいかかりそうなんですけれども、そうした時に重油式の発電機を設備投資する行為、それからそれをメンテする行為と、単純の始めから電気式の物を持っていった時に、どのくらいの将来的に渡って差が出るんだろうかと、且つ渡辺議員さん、過日の議会でもおっしゃいましたように化石燃料からの転換も、町長の施政方針からもありましたけれど、行政として考えなければならぬ時期に来ていると、そういったのも考えながら今年 1 年間は 250 万の中で比較検討をして基本設計レベルくらいまで出れば、今年度ではなく、来年度以降という話にします。</p>

	<p>あの一来年度って言えません。実はどうしても過疎債を使いたいという心構えがあります、3億円かかるでしょう、そうした時に過疎債を使わなければ他の一般財源を食っちゃいけないという考えでおりますんで、そういったのも財政当局と加味しながらどの年度で冷凍機を更新すべきかというのも含めて検討していきたいというふうに考えております。で、そのことについては他の町村の理事者、南佐久南部の理事者の方も協力的ということになっておりますんで、いくらかその結果としてのものが得られればそれはそれでいいのかなあと、ただこの600万、700万の収入というのがやっぱり結構な収入です。各町村、みんなスケート大会とか練習とか使ってくれますんで、そこへお金を払ってもらえるというのがあるんで、じゃあそれを無しにして更新する時に一時金としてもらったほうがいいのか、それともその600、700が、恒常的に入ってくるのであれば、その辺はどうするかというところまで含めて、ちょっと検討させて頂きたいと思います。</p>
<p><b>町 長</b></p>	<p>ただ今の教育長の話にちょっと補足させて頂きます。私も町長になって松原湖高原のスケートセンター、なぜ小海だけで運営するのかという大きな疑問がありまして、昭和の時代から村長をやっている方にまず相談しましたら、まあそういう約束があるということでおったんですけども、時が経ちました。やはりこれは私も南部の1町4村で形成しております南部協議会というところで主張しました。したらその中で先程教育長が言ったようにそれは無理はないというような話になっておりまして、相談をするつもりでございます。また先般、渡辺議員、冷凍機がもうだめになった場合は廃止の方向だということをおっしゃいました。仮にそれがそういうふうに進んでいくことになると、その地域のスケートの選手は練習するところがなくなってしまうということで、この冬非常にいい経験をさせて頂きました。というのは今回、スケート大会をすべて行ったわけですが、他所の地域から本当にありがたいということで参加して頂いた選手が相当数おりました。またその中の親御さんたちがありがたかったよと、いうことを聞きましてこれはやっぱり、コロナ対策を十分した中での大会はすべきだというふうに思いました。またこの文化の形成というものは非常に大切なものだと思感した次第でございますので、ぜひまた進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>102 ページ 負担金等交付団体の概要  103 ページ 10 款 災害復旧費  1 項 公共土木施設災害復旧費</p>

	<p>2項 農林施設災害復旧費  104ページ 11款 公債費 1目 元金  2目 利子  12款 予備費  予算書に移ります。  予算書 8ページ 第2表 地方債  予算書 87ページから 給与費明細書  88ページ</p>
7番議員	<p>イの会計年度任用職員についてお尋ねします。昨年報酬の中に超勤等が入ってるということで、今回こうやってわけて書いてもらって、時間外の報酬がよく分かるわけですけれども、まあ会計年度任用職員はフルタイムが学校の講師さん4人だけだということで、後はフルタイムじゃないということで、約186,788千円の報酬と、で、そのうち報酬のうち時間外報酬が13,403千円、まあ全職員の中でも超勤約7,500千円ということでありましてけれども、これはあれですか、会計年度任用職員ってというのは約7%か8%に相当するくらい時間外でやらなければならないほど、手が足りないということなんですかね。あまりにもこれは時間外手当、時間外報酬というのが、この186,788千円のうち右端に13,403千円が時間外報酬という、所謂超勤だと思うんですけど、この辺の会計年度任用職員の使用の仕方というのはどうなっているんですかね。</p>
総務課長	<p>はい、お答え申し上げます。これにつきましては大部分が八峰の湯の従業員に関わるものでございまして、どうしても人を募集しても中々人が集まらなくて結果的に一人の方が7時間を超えた勤務になってしまうケースが多いということと、それから働いてる皆さんにとっても、できる限り働きたいというような皆さんがいるもんですから、そういったことにも配慮するとどうしても時間外が増えてしまうという結果になっております。以上です。</p>
7番議員	<p>まあああいう時間差で出勤するところですから、当然これ働いたものは賃金払わなきゃならない、これごく当たり前のことですがけれども、ただ、今、働き方改革とかそういうことが進められている中で、あまり負担にならないような人員採用という事もただ単に売り上げだけ考えて赤字だどうだこうだっていうんじゃないじゃなくて、やはり小海町という行政の中で働いてるためには、働いている人達の為には健全な雇用の仕方というものが私は大事だと思います。それから、今総務課長、誰でも働けばお金は欲しいと、とりたいという気持ちは分かりますけれど、その辺はちょっと安易な考え方ではないかなと、やはりもし必要</p>

	<p>ならば会計年度任用職員も増やして、それでゆっくり働けるように私はすべきだと思います。ちょっとこれ、186,000 千円のうち、13,000 千円が時間外報酬というのは、ちょっと多すぎると思いますんで、その辺はぜひぜひ改善という事も念頭に置いて頂きたいと思います。</p>
議長	<p>89 ページ 90 ページ 91 ページ 92 ページ 地方債に関する調書 93 ページ 公債費元利償還明細書 94 ページ</p>
議長	<p>その他全体を通して質疑のある方はございますか。</p>
7 番議員	<p>2 点ほど…、1 点は要望でございます。この説明資料の中に大変、各担当によっては説明欄に※でしっかりマークをしてくれて、我々も予算、説明資料見ていく場合に、ここんどこに載ってるやつはここだなというふうにすぐわかるケースもありますし、また黒ボッチで説明してあるところもありますし、それから何にも書いてないと、各係によってこの記入方法が違っているもんですからぜひ、これは必要な説明があれば※かなんかで全課で統一して書いて頂きたいと。それからあの、八峰の湯の温泉のところは大変細かく書いてありますけれども、トータル的に見るとこの説明資料というものが、何か予算書の数字がただ横に移って来ただけであって、説明資料としての内訳…だから多く議論も出てくるのではないかなあとと思いますんで、その辺のところもより、説明資料である以上は細かく書いて頂きたいということを要望しておきますし、できれば9月の決算からは分かりやすいように細かく書いて頂きたいという事を要望しておきます。それからあともう1点は、これは要望じゃなくてお尋ねですけど、企画費の中で 2-1-4 の中で、小海駅改修整備 2-1-4-12 に中に小海駅改修設計委託料 1,000 万、それから繰入金のところでも財調が使われてくるのも、小海駅改修設計委託料と書いてありますけれども、説明資料の 38 ページのところに行くとも小海駅前再整備設計委託と書いてあります。小海駅というのは文字通り JR の小海駅ですよね、これは作った当初小海駅は JR の負担で 3,000 万で作ってあります。これは小海駅の改修なのか、或いは説明資料の小海駅前再整備設計委託なのか、本来、我々、あれしてやっていくのは予算書であります。予算書と説明資料に書いてある、中身が違っている、これはどういうことでしょうか。</p>
総務課長	<p>はい、大変申し訳ございません。これにつきましては予算書の方の書</p>

	き方が悪かったということで以後気を付けてやりたいと思います。よろしくをお願いします。
7 番議員	じゃあ、もう 1 点お尋ねします。小海駅前というところは、どこまでの範疇、私、小海駅前っていうと回転場のところかなあって想像しちゃいますけど、まあそこは改修する余地もないと思うんですけど、このはっきり定義付といて頂きたいのは、小海駅前っていうのはどこのところを指しているのかお尋ねいたします。
総務課長	はい、これも表現の仕方がちょっと悪かったかもしれませんが、小海駅周辺再整備検討委員会で議論を頂いております範疇のことです。書き方が悪かったということでご勘弁頂きたいと思います。
議 長	他に全体を通して質疑のある方はございますか。
9 番議員	説明資料の 80 ページなんですけど、各種イベント関係で、松原湖花火大会から始まって、結構軒並みに昨年度に比べて予算が大きく計上されているんですけど、その理由をお願いします。
産業建設課長	はい、お答え致します。昨日の議案説明にもございましたが、各イベントの中で、今年度は、令和 2 年度中止になったということで、すべてにおいて何かを印象付けたい、少し大きくと言いますか、例えばトリアスロンであれば前夜祭の折に、ステージにどなたかを呼んで開催して盛り上げるというような、それはそれぞれ実行委員会で決めていくんですけども、そのような余地を実行委員の皆さんにも検討頂きたいという内容でございます。ただベースっていうかイベントを考えるにあたりまして、今度大きく変えなければいけないこともあります。勿論コロナの対応でございます。やっぱり受付から始まりまして、応援の皆さんの対応、来た選手の皆さんの対応、すべて勿論マスクや手指消毒についてはそうですけれども、会場の管理というのは大変になってきます。そういったものがやっぱりそれぞれのイベントすべてにおいて費用がかかる傾向があるということです。その 2 点から増やしてございます。以上です。
9 番議員	昨年度やはり行事が、イベント関係がなくなったりっていうことで、今年は盛り上げたいっていう気持ちは分かるんですが、オリンピックもどうなるかわからない状態でこういう予算付けでするのはいかななものかと思いますが、もう 1 度町長から答弁をお願いします。
町 長	ただ今課長の方から説明があった通り、私とすればこういう時期だからこそ、またコロナ明けを信じて予算を立てさせて頂きました。お願いします。

2 番議員	今、的埜議員のことにも関連するんですけど、或いは篠原伸男議員のことにも関連するんですけど、この予算書については支出面ではこういうことに留意して、こうやったと、それから収入面ではこういう構造になってると、従ってこういう支出を編成したんだと、或いは遡って令和2年度は予定したイベント等が大きく変更になったと、そういう何か大枠としての今年度の3年度の予算編成についての留意点というようなものはメモという形でどっか扉かその裏辺りに入れるのは難しいんでしょうか。
総務課長	はい、昨日ですね施政方針を申し上げてあると思います。そこで予算の骨組みに関しては概ね申し上げてあるというふうに思いますが、ぜひその辺りでご理解を頂きたいと思います。
10 番議員	私は保育園の修繕費についてお聞きしたいんですけども、小学校の修繕もなからになり、色々施設もそれなりに修繕が進んできたという中で、今の保育園はまず道路から飛んでって屋根はカビの塊だと、町長はプロとしてやらなきゃいけないと、以前私は答弁から頂いた記憶はあるんですけど、事業計画がされていないという点、どのように考えているのかという点、1点と、それから12月の議会での的埜議員の一般質問の中で、未満児の保育料の議論の中で、基本的に小海町の保育園は未満児を受け入れない姿勢の方が強いというイメージを私は持ちました。それで色々聞いてみますと未満児の保育する場所が非常に狭いと、また色々限られた場所でやられているというような施設そのものの条件がそういった受け入れ態勢にもなっていないと、そういう点からすれば今の時代の流れの中で、保育料の無料化そのものは考え方の違いがあってもやはり未満児もしっかりと受け入れていくというのが、私は若い人たちに、これから共働きなどで頑張ってもらいたいということからすれば非常に重要な面ではないかと思えます。そういった意味では保育園の修繕と、受け入れの施設整備という点はやはり早急に立てる必要があるではないかというふうに思いますが、どのようにお考えですか。
総務課長	はい、保育園の修繕について私の方から、予算の段階で色々議論をした経過を申し上げたいと思います。公共施設の整備のための計画を立ててあるわけですが、保育園につきましてはそれに従って長期振興計画に計画を載せました。それで今年度実際に予算要求は保育園の方からございました。で、予算を検討していく中で相対的に他に優先度の高いものが出てきたということもございまして、実際に我々保育園に行って屋根に登ってみまして、どういう状況かも確認しました。雨漏

	<p>りがあるというところもございましたので、状況を確認しましたので、雨漏りについてはほぼ簡単な修繕で止められると。で、屋根につきましても遠くから見るとものすごく傷んでるような感じがするんですけど、実際に登ってみると、それ程でもないなあという感触を受けました。そういう意味でちょっと今年度ではなくて来年度以降に先送りをしたいということで、保育園の方から要望がございましたが、財政サイドで今回査定をさせてもらったという経過がございますのでよろしくお願い致します。</p>
町長	<p>ただ今総務課長から経過はありましたけれど、やはりこれは専門家に見て頂くのが先決だと思いますので、そういったことを踏まえて進めさせて頂きたいと思います。また未満児の件につきましては、私は受け入れないということじゃなくて、できれば3歳になるまでお母さんと一緒にいた方がいいんですよということを保育士の皆さんからまんべんなく伺っております。従って働くお母さんがいればそれはもう出して頂いて結構な事ですが、積極的にですね、出してくれという事ではなくて、できる限り3歳前までは見て頂きたいと、こちらからお願いしてるような形ではないかと思えます。またそういった中でもですね、働くお母さん増えておりますので、これは柔軟に対応していかなくちゃいけないということで申込等ありましたら、できるだけ親切な対応をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
10番議員	<p>まああの、実際に現場に行ってみてね、そんなに傷んでないという説明でありますけれど今の保育園はできて何年経っているのかという点を伺いたいのと併せて町長、未満児のね、保育施設がそれなりの部分でしっかり対応できるような状況になっているのかどうかという点では若いお母さんの中からも色々な意見もございます。私はやはりそういう共働き家庭のお母さんやなんか安心して預けられる保育園施設ということであればやはりそこいら辺は具体化する必要があるではないかというふうに思いますが、その2点だけ伺っておきたいと思えます。</p>
子育て支援課長	<p>はい、お疲れさまでございます。では、あの、保育所の建設状況について、あの、ご説明させていただきます。まず最初、前棟、今はですね以上児さんが入ってる園庭にすぐ接した部分ですが、あと事務室につきまして平成5年に建築でございますので、築27年目ということで経過したところでございます。後棟につきましては平成12年に建築ということで20年弱ということでござます。ただいずれ、まあ補足になりますが、やはり今後、後棟につきましては通常まああの、そ</p>

	<p>の当時、平成12年建設当時、やはり未満児さんは今ほど多くなかったという事で、ほとんど今ホールと隣の未満児さん専用の部屋以外は通常の以上児さんが使ってた部屋をそのまま使ってる所で、やはり未満児さんだと色々おしめの交換とか色々衛生的なケアのところではやっぱりそういうトイレなりですね、そういう洗面施設といえますか、そういうのが不十分なのは、それは否めないところでございます。あと、現場と致しましては、今おっしゃる通り、先般入所の申込も今終わったところでございますが、やはり今お母さん方、1歳を過ぎたところですぐお子さんを出して、やはり働く必要があるということで、そこら辺につきましては当然就労証明等ですね必要な書類を調べて頂いた中で、こちらとしては定員数もございますが、受け入れは体制を整えて受け入れていくという姿勢をとっているところでございます。そのように進めているところでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか。他に…。これで質疑を終わります。ここで3時30分まで休憩とします。 (ときに15時15分)</p>
<p><b>日程第10 議案第14号</b></p>	
<p>議長</p>	<p>再開します。 (ときに15時30分) 質問も答弁も簡潔にお願いしたいと思います。 日程第10、議案第14号、 「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1ページ 1款 国民健康保険税 2ページ 2款 使用料及び手数料 3款 国庫支出金 4款 県支出金 3ページ 5款 財産収入 6款 繰入金 4ページ 7款 繰越金 8款 諸収入 1項 延滞金及び過料 2項 雑入 【歳出】 5ページ 1款 総務費 1項 総務管理費 2項 運営協議会費 3項 趣旨普及費</p>

	<p>6 ページ 2 款 保険給付費  7 ページ 2 款 保険給付費続き  8 ページ 2 款 保険給付費続き  9 ページ 3 款 国民健康保険事業費納付金  1 項 医療給付費分  2 項 後期高齢者支援金等分  3 項 介護納付金分  10 ページ 4 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費  2 項 保健事業費  5 款 基金積立金  6 款 諸支出金  11 ページ  7 款 予備費  負担金交付団体の概要  その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 1 議案第 1 5 号</u></b>	
	<p>日程第 1 1、議案第 1 5 号、  「令和 3 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。  歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。  質疑のある方は挙手を願います。  【歳入】  1 ページ 1 款 保険料  2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料  2 項 使用料  2 ページ 3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金  2 項 国庫補助金  3 ページ 4 款 支払基金交付金  5 款 県支出金 1 項 県負担金  2 項 県補助金  4 ページ 6 款 サービス収入  7 款 財産収入  5 ページ 8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金  6 ページ 8 款 繰入金の続き 2 項 基金繰入金  9 款 繰越金</p>

	<p>10 款 諸収入</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>7 ページ 1 款 総務費</p> <p>8 ページ 2 款 保険給付費</p> <p>9 ページ 2 款 保険給付費 続き</p> <p>10 ページ 3 款 地域支援事業費</p> <p>1 項 日常生活支援総合事業費</p> <p>1 目 介護予防・生活支援サービス事業費</p> <p>2 目 介護予防ケアマネジメント事業費</p> <p>2 項 一般介護予防事業費</p> <p>11 ページ 3 項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>1 目 包括的支援事業費</p> <p>2 目 任意事業費</p> <p>4 項 その他諸費</p> <p>12 ページ 4 款 基金積立金</p> <p>5 款 諸支出金</p> <p>6 款 予備費</p> <p>予算書に移ります。</p> <p>予算書 31 ページから 34 ページ 給与費明細書</p> <p>31 ページ</p> <p>32 ページ</p> <p>33 ページ</p> <p>34 ページ</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<b>議 長</b>	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 12 議案第 16 号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 12、議案第 16 号、</p> <p>「令和 3 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>予算説明資料で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>1 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料</p> <p>2 款 使用料及び手数料</p> <p>3 款 繰入金</p> <p>2 ページ 3 款 繰入金続き</p> <p>4 款 繰越金</p>

	<p>5 款 諸収入 1 項 償還金及び還付加算金 2 項 雑入</p> <p>【歳出】</p> <p>3 ページ 1 款 総務費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 3 款 諸支出金 4 款 予備費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 3 議案第 1 7 号</u></b>	
議 長	<p>日程第 1 3、議案第 1 7 号、 「令和 3 年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>1 ページ 総則 2 ページ 3 ページ 収益的収入 4 ページ 収益的収入続き 5 ページ 収益的支出 6 ページ 収益的支出続き 7 ページ 収益的支出続き 8 ページ 収益的支出続き 9 ページ 資本的収入及び支出 1 0 ページ キャッシュフロー計算書 1 1 ページ 給与費明細書 1 2 ページ 給与費明細書続き 1 3 ページ 給与費明細書続き 1 4 ページ 給与費明細書続き 1 5 ページ 令和元年度貸借対照表 1 6 ページ 令和元年度損益計算書 1 7 ページ 令和 2 年度貸借対照表 1 8 ページ 令和 2 年度損益計算書 1 9 ページ 企業債償還計画 2 0 ページ 企業債年次償還表 2 1 ページ 上水道給水調査表</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p>

(質疑なし)	
<b>議 長</b>	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 4 議案第 1 8 号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 1 4、議案第 1 8 号、  「令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 8 号）について」を  議題といたします。これから質疑を行います。  補正予算書で、ページごとに行います。  質疑のある方は挙手を願います。</p> <p style="padding-left: 40px;">6 ページ 第 2 表 繰越明許費  第 3 表 地方債補正</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p style="padding-left: 40px;">9 ページ 1 款 町税 1 項 町民税  5 項 入湯税  7 款 地方消費税交付金  1 1 款 地方交付税</p> <p>1 0 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 3 款 分担金及び負担金 2 項 負担金  2 目 民生費負担金  3 目 衛生費負担金  6 目 農林施設災害復旧費負担金  1 4 款 使用料及び手数料 1 項 使用料  1 目 総務費費用料  2 目 民生費使用料  5 目 商工費使用料  7 目 教育費使用料</p>
<b>10 番議員</b>	教育費使用料の中でトレーニングルームが時期的に大変だと思うんですけども現在の実情とこれからどうするのかという点を、ちょっと説明をお願いしたいですけれど。
<b>教育次長</b>	はい、トレーニングルームにつきまして、令和 2 年度春先は緊急事態宣言の為、楽集館も含めて閉館という事でトレーニングルームも閉鎖させて頂きました。その後解除されたという事で通常通りに戻っております。まあいずれにしても町内の方が定期的に来られるのが今の現状でございます。今後もし緊急事態が全国で出た場合は閉鎖、そうでなければ通常通りコロナ対策を立ててやっていきたいと思っております。以上です。
<b>議 長</b>	<p>1 1 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">7 目 教育費使用料つづき</p>



	3 款 民生費 1 項 社会福祉費
2 1 ページ	1 目 社会福祉総務費
	1 目 社会福祉総務費つづき
	2 目 老人福祉費
	3 目 やすらぎ園運営費
2 2 ページ	4 目 心身障害者福祉費
	4 目 心身障害者福祉費つづき
	5 目 あゆみ園運営費
2 3 ページ	2 項 児童福祉費 1 目 保育所費
	1 目 保育所費つづき
	2 目 児童措置費
	3 目 児童館運営費
2 4 ページ	4 目 結婚推進・子育て支援費
	4 款 衛生費 1 項 保健衛生費
	1 目 保健衛生総務費
2 5 ページ	2 目 予防費
	2 項 生活環境衛生費 2 目 塵芥処理費
	3 目 し尿下水道処理費
	5 款 農林水産費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費
2 6 ページ	2 目 農業振興費
	2 目 農業振興費つづき
	3 目 畜産振興費
2 7 ページ	4 目 農地費
	2 項 林業費 1 目 林業振興費
	3 目 林道費
2 8 ページ	6 款 商工費 1 目 商工業振興費
	1 目 商工業振興費つづき
	2 目 観光費
	3 目 国際交流センター運営費
2 9 ページ	4 目 松原湖高原観光交流センター運営費
	4 目 松原湖高原観光交流センター運営費続き
3 0 ページ	7 款 土木費 1 項 土木管理費

	<p>2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 2目 道路改良舗装費</p> <p>31ページ</p> <p>3項 都市計画費 1目 都市計画事業費 8款 消防費 1目 非常備消防費 2目 常備消防費 9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費</p> <p>32ページ</p> <p>2目 事務局費つづき 2項 小海小学校費 1目 学校管理費 2目 教育振興費</p> <p>33ページ</p> <p>3項 社会教育費 1目 社会教育総務費 2目 公民館費</p> <p>34ページ</p> <p>2目 公民館費つづき 3目 美術館運営費 4目 音楽堂運営費</p> <p>35ページ</p> <p>4目 音楽堂運営費つづき 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 3目 スケートセンター運営費</p> <p>36ページ</p> <p>3目 スケートセンター運営費つづき 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費</p> <p>37ページ</p> <p>11款 公債費 12款 予備費</p> <p>38ページから補正予算給与費明細書 38ページ 39ページ 40ページ 41ページ 42ページ</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
2番議員	<p>少し遡ってしまうので申し訳ないんですが10ページ、民生費使用料で3番の地域活動支援センター使用料これが、30万から78万と倍増しているんですけれども、他の事業が軒並み減少していく中で地域活動支援センターが突出している理由をお聞かせください。</p>

町民課長	はい、この地域活動支援センターの使用料の補正でございますけれども、これは町外から通所されている方の分、3名分ということでございまして、佐久穂町、川上村、南牧村からそれぞれ1名ずつ、通所されておりました、その分を頂くことになっております。で、1月3万円ということで3名併せて16か月ということで48万円の補正で今回お願いしております。
2番議員	あの、利用が増えたという事はやはり地域活動支援センターが果たしている役割が地域の中で重要視されているって考えていいんでしょうか。
町民課長	はい、そういうことでよろしいと思います。
8番議員	31ページの12節委託料、耐震化推進事業とありますけども、どこをそのような形で耐震化するのかちょっとお聞きしたいんですけど。
産業建設課長	はい、お答え致します。名称が宅地耐震化という事なんですけれども、盛土をしているそういう場所、小海町内のリエックスの方もありますし、松原のグランドの近辺もございまして。盛土をしたところが、耐震に対応するかどうかってことでこれは国の補助を受けて実施したものでございまして。その精算という事で2,838千円になったということで、調査が終わったところです。以上です。
8番議員	今の話だと公共の場所ということですか。個人のうちでもこの事業に当てはまる？
産業建設課長	はい、これにつきましては公共的なものでして各個人ということではなく、広い面積のあるところが地震のあった時に崩れる、この国のそもそもの事業の目的、宅地造成したような場所が地震によって崩れる、そういうことを想定してなんですけれども、小海の中ではそういう宅地造成をした場所が盛土というようなところは大きくありませんで、その他の所を調査致しました。
9番議員	すみません、関連でなんですけど、コロナの関係で7号の補正の時に町民応援ということで、食事券と商品券の予算がつかしました。それで、その時の説明で3月の下旬から配布するようなことを聞いたと思うんですけど、放送では3月下旬って言ってたような気がするんですけど、ちょっとその辺確認させて欲しいんですけど。
産業建設課長	はい、お答え致します。補正の7号の分のお食事券、今現在準備を進めているところでございます、明日封入作業というところまでございまして。来週になってしまうかもしれないんですが発送をしますので、その後は郵便局の方で随時配布していただくというようなこととございまして。そしてまた下旬っていうふうに言われてますのは、あの放送の中では、今別に商品券を使える事業所の募集などもしており

	ますので、そういったことで下旬という放送が流れているのかもしれませんが。以上です。
9 番議員	飲食店始め、事業者の皆さんやっぱり本当に今が苦しいって言われてるんで、できるだけ早く使用できるような形に持って行ってもらいたいなあと思うんですけど。
産業建設課長	はい、やはり頂いた予算という事でありますので、本当に急いで印刷屋さんにも出して頂きましたし、係の方でも日々、そのことの方に傾注して実施しておりますので、今週、または来週くらいには発送できるようになると思います。また次の商品券につきましても同時に進めておりましてとても印刷に時間のかかる印刷なもので、この辺については下旬、3月下旬になるか、場合によっては4月にずれ込んでしまうかもしれませんが、なるべく早く配布できるようにしたいと考えております。以上です。
議長	他に。これで質疑を終わります。
<b><u>日程 15 議案第 19 号</u></b>	
議長	<p>日程第 15、議案第 19 号、 「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） について」を議題といたします。これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>6 ページ      1 款 国民健康保険税                   3 款 国庫支出金                   4 款 県支出金</p> <p>7 ページ      6 款 繰入金</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>8 ページ      2 款 保険給付費      6 項 傷病手当金                   3 款 国民健康保険事業費納付金                   1 項 医療給付費分                   4 款 保健事業費</p> <p>9 ページ      7 款 予備費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方はございませんか。</p>
(質疑なし)	
議長	これで、質疑を終わります。

**日程第 16 議案第 20号**

<b>議 長</b>	<p>日程第 16、議案第 20号、 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について」 を議題といたします。これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>5 ページ 1 款 保険料 1 項 介護保険料 4 款 支払基金交付金 5 款 県支出金 1 項 県負担金</p> <p>6 ページ 8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 2 項 基金繰入金</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>7 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス給付費</p> <p>8 ページ 4 目 施設介護サービス給付費 8 目 居宅介護サービス計画給付費</p> <p>9 ページ 2 項 介護予防サービス給付費 1 目 介護予防サービス給付費 4 目 介護予防サービス計画給付費</p> <p>10 ページ 3 款 地域支援事業費 2 項 一般介護予防事業費 3 項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
<b>議 長</b>	これで、質疑を終わります。
<b><u>○【質疑終了】</u></b>	
<b>議 長</b>	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<b><u>○【常任委員会付託】</u></b>	
<b>議 長</b>	本日議題としてまいりました議案第 5 号から第 20 号は、会議規則第 39 条の規定によりお配りをした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。
<u>○【散 会】</u>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>今後の予定は9日火曜日、午前10時から一般質問を行います。</p> <p>これにて本日は、散会といたします。</p> <p>ご苦勞様でした。 <span style="float: right;">(ときに 16 時 06 分)</span></p>

<b>令和 3 年 第 1 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 8 日」	
*	開会年月日時 令和3年3月9日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和3年3月9日 午後 4時12分
*	開会の場所 小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<b><u>○ 開 会</u></b>	
<b>議 長</b>	皆さんおはようございます。令和3年小海町議会第1回定例会、本日は一般質問であります。6の方が一般質問を行います。建設的な意見の応酬をお願いしたいと思います。定刻になりました。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
<b><u>○ 議事日程の報告</u></b>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。
<b><u>日程第1 「一般質問」</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。それでは順次質問を許します。
<b><u>第5番 小池 捨吉 議員</u></b>	
<b>議 長</b>	初めに第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
<b>5番議員</b>	5番 小池捨吉です。質問に先立ちまして、昨年よりコロナ禍で外出も制限され、あらゆる箇所で生活不安の声が聞こえます。町民の安全・安心して住め

	<p>る町として、命の大切さを最優先に考える町として、町民に対して希望の持てる答弁をお願いいたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最初に、国道141号線から分離する県道松原湖線ですが、八那池からリエックスに向かって、急カーブと急勾配が続きます。なお、冬期については凍結もあり、ドライバーは緊張して運転しなければなりません。この坂道道路で、毎年大なり小なりの道路凍結による事故が発生しております。今冬も町民が凍結道路でスリップにより事故を起こし、重傷となり、車も廃車となりました。その方は、今年はトラクターの運転も危ぶまれ、農業も継続ままならないような状況と聞きます。地元での道路状況を知っていても事故は起きております。この松原湖線で冬期の町外の利用者は、スキー、スケート、ワカサギ釣り、温泉へと、道路状況の分からない県外の人もたくさん来ます。降雪は分かりますが、凍結時の道路凍結、アイスバーンについて分かっていないことが多々あります。凍結を強調する看板が必要と考えます。私としては、八那池より上がっていき、猪名湖食堂手前にある松原高原観光案内看板の横にある、国道229号麦草峠冬期通行止めとある電光掲示板をご存じだと思いますが、あれと同じくらいの掲示板の設置をお願いしたいということです。立てる位置としまして、上りに向かっては八那池の公民館付近で電源が取れる位置、下りに向かっては猪名湖食堂手前というか、猪名湖食堂の反対側、お上り旗の柱があるわけですが、その付近に設置してはどうかと。また、温度計と時候に合わせた標語を点滅させたらと思っております。冬期はアイスバーン等で危険等を点滅する電光掲示板で強調し、危険を事前に察知させ、事故で人生を狂わせないためにつながればと考えております。前置きが長かったですが、電光掲示板の設置はいかがなものでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>おはようございます。お疲れ様です。お答えいたします。ただいまのご質問ですけれども、県道の松原湖高原線の関係でありますので、佐久建設事務所維持管理課が窓口となっております。問合せをした経緯がございます。現在、松原湖高原線には、松原湖の湖水入口手前の上り車線の左側、1基設置されておまして、先ほどご案内のあったように、国道299号線の麦草峠が通行止め、そういった標示、またあるいはそういう文言は変えられるようになっていくようですけれども、このようなメッセージが流れているところでございます。事故の発生したような危険な箇所やお知らせが、必要な箇所に設置されるというものでして、ここの場所につきましても過去に事故があったというようなことで、設置がされたようでございます。温度表示についても、同様の目的で設置しているとのこと。そして、遠隔操作で表示内容も変え</p>

	<p>られるということのようなんです、1基設置するのに数百万円から、ゲート式のもの数千万円と、大変高額な費用がかかるということなんです。どうしても必要がある、危険である、そういう場所以外については県の判断にお任せするしかないということにして、今後必要があればまたお願いをしていくというような考えでございます。以上です。</p>
5番議員	<p>今課長のほうでは、県道だから無理だということではありますが、私としては町でこの第6次長期振興計画の中で、交通関係では安全・安心、快適なまちづくりの道路交通基盤整備ということの中で、安全・安心な道路整備と危険箇所への安全施設の整備が必要です。地域の実情と要望を踏まえた道路整備を行いますとあり、道路交通環境整備では、近年多い重大交通事故防止のための安全施設整備とあるが、絵に描いた餅にならないようにしていただきたいと思いますが、この辺はいかがなものでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>県道におきましても、町道においてもそうですけれども、まず道路の状態を良くするというので、今現在、冬場については塩カルの散布等を丁寧にきめ細かく行って、滑って事故が起こる、そういうことを防止しているということが大前提にあります。観光客や普段通行されない方々、そういった方々にはやはり標示という面もあるんですけども、一番はスピードを出さずに通行していただく、時間に余裕を持って通行していただく、そういう交通安全を第一番に考えていく、そういうことを行うということにして、この場所のみならず、ほかの町道にもありますし、また日影になるところ、そういうところも危険な箇所はあるものですから、全体的にやはり交通安全を呼びかけるということになろうかと思えます。</p>
5番議員	<p>今課長の答弁を聞いて、ハード面・ソフト面、いろいろあると思えますけれども、私は上りはともかく、下りについては相当、電光掲示板等で標示して、意識というか事前の危険察知をしてもらったほうがよりよいではないかと思えますもので、ぜひ下りについて考えていただきたいですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>全体の道路につきまして、再度チェックをしてまいりたいと思えます。</p>
5番議員	<p>この問題は、1基数百万円かかるということで、簡単にはいかないと思いますが、町民の命と財産を守るという認識の中で考えていただきたいと思えます。それでは、次に通告してあります住宅用火災警報器についてですが、最近、住宅火災で死亡者が非常に多いと感じております。昨年12月では、臼田で2階建ての住宅で火災が発生し、子供4人が亡くなっております。また、</p>

	<p>暮れに小諸市滋野でも住宅火災で3人亡くなっています。ごく最近では、2月28日に上田市で高齢の女性も亡くなっておりまして。ここ数か月で、東信地方だけで8名の方が住宅火災で亡くなっておりまして。そこで、私としては煙を素早く感知する住宅用火災警報器を設置していない住宅に、助成金として購入価格の1ないし2割ぐらいを出せないかということですが、この辺はいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>お疲れさまでございます。それではお答えを申し上げます。火災警報器、住宅用の設置に助成金の支給をというご意見でございます。消防法の改正に伴いまして、佐久広域連合の火災予防条例におきまして、平成21年6月1日以降、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置維持が義務付けられておりまして、町におきましては、平成21年度から70歳以上になられる高齢者世帯の482軒に対しまして、地元消防団のご協力をいただき、配布及び設置をいたしたところでございます。小池議員さんからお話のありました助成金支給制度は、南佐久郡の町村では現在ございませんけれども、配布・設置当時から十数年経過していること、それから全戸配布でなくて、70歳以上の高齢者世帯に限った配布・設置であったこと、また、改正後の新築住宅には設置されていることなど、総合的に判断をいたしまして、特に高齢世帯については検討してまいりたいというふうに考えております。</p>
5番議員	<p>以前に配布したという経緯があるということではありますが、今後も継続してやっていただきたいと思っております。それで、住宅用火災警報器が設置してあっても、電池切れをしている可能性がありますということで、電池の寿命ですが、メーカーによりますと、おおむね10年ぐらいということではありますが、この電池交換にも助成金は出せないかということですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>佐久広域連合の条例で義務付けがされておりますので、火災は起こさないことが一番であります。ただいまおっしゃられた電池の配布も含めまして、今後特に老老世帯、それから老人の単独世帯で70歳以上になる世帯については、警報器の助成金の制度づくり、また電池も併せた中で検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。</p>
5番議員	<p>先ほど課長の答弁でもって、平成21年以降ということではありますが、最近、これは義務付けられて10年がたち、設置率ということで、昨年令和2年7月1日時点で、長野県では80.7%未満ということで、全国平均より下回っているということです。これは町の設置率が分かれば教えていただきたいですが、その辺は、分かったら教えていただきたいです。</p>

町民課長	そういう調査といたしますか、は現在していないわけですが、先ほど言いましたとおり、10年前に高齢者世帯約500軒、それから、その後新築された住宅棟には設置が義務付けられているということでございますので、そうした調査につきましても進めた中で、検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。
5番議員	ちょっとこれ、関連で聞きたいですが、町営住宅についてですが、古い町営住宅も含めて、火災報知器は100%入っているという理解でいいでしょうか。
町民課長	全てについてちょっと確認しておりませんので、また確認してまいりたいと思っております。
5番議員	全てとは分からないということですが、町営住宅の入居者もかなり人が替わってきていると思います。町の担当者もどこまで立ち会って貸しているかは分かりません。高齢者も独り暮らしの方がかなりおります。訪問ヘルパーは、ガスとか電気については関知しません。町営で密集している団地についての、時期を見て一斉点検をしていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。
町民課長	おっしゃられる通りだと思いますので、速やかにまた一斉点検、確認等行ってまいります。
5番議員	最後に、火災報知器の点検の必要性を防災無線で流していただきたいが、この辺はどのように考えているのでしょうか、いかがでしょうか。
町民課長	防災無線だけでなく、また全戸配布の文書等を通じまして、町民にお知らせしてまいりたいと思います。
5番議員	前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。火災については、特に命に影響しますもので、その辺は考慮していただきたいと。また、最初に申し上げました電光掲示板ですが、県のほうへ速やかに要請していただきまして、下りだけでもいいですから、下り方向に向かってぜひ付けていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。これで一般質問を終わらせていただきます。
議 長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。
<b><u>第2番 渡辺 均 議員</u></b>	
議 長	次に第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2番議員	2番 渡辺均です。通告に従い、今回は、町長の去る2日に行われました施政方針を参考に一般質問を行います。初めに、コロナ対策では、およそ1年前

	<p>から始まった感染の拡大予防から始まって、現在ではワクチン接種に重点が置かれ、職員の皆様にはその対応に追われていることと思われませんが、町民の健康維持に向けて一層のご尽力をお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>では、具体的な質問に入らせていただきます。まずコロナ対策でございますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で行われた施策についてお尋ねします。国は、新型コロナ対応に奔走する自治体支援で、3回の補正予算を組み、総額で4兆5,000億円の臨時交付金を用意し、自治体が作成する実施計画に基づいて、自由に使えるお金として交付してきました。町では、繰越しを含めて3億3,000万円ほどの予算が用いられ、30件余りの施策が実施されておりますが、これらの個々の施策に先立って、コロナ対策に関わる町の施策の基本方針をどのように考えて取り組まれたのか、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>大変ご苦労さまです。お答えを申し上げます。コロナ対策というものは、まず第一に予防でございます。感染拡大を防ぐために、常に警戒していかなきゃいけないということと、次に、やっていきます経済対策につきまして、疲弊した部分、先般私も施政方針の中で言わせていただきましたけれども、飲食業、観光、そして運輸というような中の皆さんがまず逼迫しているということで、施策を始めたところでございます。その施策につきましては、議員の皆様全員にご提示したものでございます。渡辺議員おっしゃるように、総額3億3,000万ほどの緊急の対策を行ったわけでございますけれども、それにつきましては、皆さんご承知のとおりだと思いますので、割愛させていただきます。</p>
2番議員	<p>まさに予防対策と経済対策、これについては私が見る限り、町に一人の感染者も出ておりませんし、それなりに事業者の皆さんから助かったよという声をいただいております。一定の成果があったんじゃないかなと考えております。もう1点、多分あったと思われるのは、町民の生活支援、これも町長今言い忘れたんじゃないかと思うんですけど、これも入っているんじゃないかなと思うんですけども、これらの施策については、私は相応に成果を上げられて、町も大変頑張っていたんだなと思うんですけども、押しなべて、当面は確かに助かった。ある面而言えば、カンフル剤を打ったというようなことではないかなと思うんですけども、これの施策が町の産業振興等に中長期的にきちっと担保できる政策が、これらの中にどのように含まれていたのかという点についてはやや疑問がありまして、例えば農業継続支援とか事業者経営継続支援、これらにどのように成果が上がったのかということはいま</p>

	<p>ひとつ分からないし、また逆に、結果は今後の推移を見ないと分からないということかもしれません。したがって、産業建設課長さんにお伺いしますが、農業継続支援、これについて、まず計画立案の段階で町内の農家数、それから国と町の給付申請基準が違うんですけども、給付申請した農業者数、それから申請したけれども該当しなかった農家数、それから該当しなかった理由、その辺について、農業継続と事業者経営継続、この双方について概略を説明していただけますでしょうか。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お答えいたします。まず初めに、農業版の経営継続支援金の関係、当初予算計上をさせていただいたときには、総数このくらいという、本当に見込みでございませぬ。なぜそのような見込みか、それは各農家さんの皆さんの経営の状況ということになります。個々の経営の状況を、何%売上げが減少している、そういうことを把握することは不可能に近いこととございませぬ。渡辺議員さんおっしゃられるP D C AのPの部分、そこがとてもできない部分でございませぬ。そんなことで、農業版、今現在14件の申請がありました。申請中といひますか、相談中も含めて14件でございませぬ。10%から30%まで減少した農家さん8件、それから30%以上50%未満6件の方が申請してございませぬ。まだ受付はしているんですけども、こういう内容でして、実際にどうかということはその数値で明らかなものですから、申請して駄目だった、その割合が先ほどの割合に該当すればいいわけですので、そうでない方は当初から申請してこない、問合せはもちろんありますけれども、申請された方は、全員がどこかに該当するというようなことで処理をしてございませぬ。</p> <p>それから、農業でない、商業、工業の事業者の経営継続事業についてですけども、こちらのほうは今現在で22件の方々に申請し、まだ給付されていない方もおるんですけども、そんな状況です。10%から30%まで落ちた方、それが10件、そして30%以上50%未満の方が12件の22件という内容でございませぬ。こちらの方々についても同様でして、影響は受けているということアンケートでは確認はしておりますが、実際何月の売上げが何%落ちている、そういうことは、計画を立てるといひませぬ、これは個々の状況ですので把握ができません。ただし、アンケートを基におおむねはつかむことはできましたので、そのようなことで事業化をさせていただいております。</p> <p>それともう1点、一番最初にご質問の中で言われました、この事業の効果というようなことですけども、これはまさに直接の事業者への支援でして、それが何かを生むということではなく、支援でございませぬ。なので、営業が落ちた、そこを少しでも補填したいという事業内容、直接給付というものはそ</p>

	<p>ういうものだと思いますので、そういうことで事業実施したところでありませす。以上です。</p>
2番議員	<p>分かりました。少なくとも実態把握、これは非常に困難なことは分かるんですが、農業振興を総じて考えるときに、まずは実態をきちっと把握しておかないと、適切な処方下せないと。適切な処方下せないと、その処方の成果が見えない。成果が見えないと、以降の展開をどうしていいかの方向性が見えないという連鎖を生じてまいります。したがって、プランの充実性、先ほど課長もプランのPDCAのことをおっしゃられましたけども、そのことについて、よりきっちりとした実態把握をお願いしたい。</p> <p>私が聞いた範囲では、申請等は商工会等に相談しているというような話も聞いておりますけれども、商工会と町がどのような情報公開、情報共有をされているか分かりませんが、農業振興ということも一つの柱にある以上、町としても実態の把握、適切に常にデータとして取り出せるような把握は必要ではないかと思っております。そのことをぜひお願いすると同時に、最後のほうで、この事業が個々の農業者の事業の支援であるということをおっしゃられましたけども、これから述べることを踏まえて、このことの総括を考えていただきたいんですけども、カンフル剤を打つと同時に、持続可能な農業にどう転換していくのかという視点が、この事業には入っているんです。後ほどそれは説明しますが、そのことも農業振興、この交付金を使う上で、そのことも踏まえた政策をぜひ進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>ここだけにちょっとあんまり長く時間を割くわけにいかないんで、次の問題に進めますけども、今まさに申し上げましたけども、臨時交付金で国が地域、自治体に求めているもの、これは感染拡大の防止を進めつつ、その先にどのような地域社会の創出、構築を期待しているのかと。その方向性が明示されておりますが、町長はこの新しい地域社会の創出・構築にどのようなイメージを持ってお取り組みでしょうか、お聞かせください。</p>
町長	<p>この問題は、国だけではなく地方全体も苦慮している、そういう中ではあるろうかと思っておりますけれども、私は施政方針の中でちょっと述べさせていただいたんですけども、東京一極集中の、この今まで構築された形が崩壊しようとしているのではないかというふうに感じるころであります。したがって、地方の良さ、これは我々が常に訴え続けているところなんですけれども、こういったところにも若干のチャンスはあるということをお述べさせていただきましたが、まさに私は今そういうふうにお思っております。我々地方が、今全国が協力し、このコロナの封じ込めを国全体で協力して封じ込めていく</p>

	<p>ということと、それから、地方は比較的安全であるよという部分の主張はど          んどんすべきではないかというふうに、私自身は考えております。国の施策          は国の施策で、私どもが従わなければならない部分が必ずございます。それ          とは別に、やはり地方の考えをしっかりと持ってやっていくということが、こ          れからは必要になってくるのではないかというふうに思います。</p>
2 番議員	<p>お手元に資料をお届けしてありますけれども、今回の交付金については、地          域未来構想20という絵柄の中で様々な指針が示されておりまして、こういう          方向性を地域が独自に取捨選択して、かつ選択と集中という方針でもってま          んべんなくやるのではなくて、まさに今町長さんが地域の個性を生かしたと          いうようなことをおっしゃられましたけれども、良いところを生かしてとい          うふうにおっしゃいましたけど、まさにそれを判断基準にして取捨選択して          いくということなんですけれども、それらの取捨選択を踏まえる前に、共通          項目としてまずは今回、コロナの感染防止に発した交付金でございますの          で、何はともあれ感染段階に応じた対策を講じなさいよと、これは当たり前          のことございまして、2番目に、地域の自立性と共助について検討しなさい          よという課題が示されておりまして。並行して、IT化の社会・経済の変容          の中でデジタル技術の活用についてという3課題を示しておられます。資料          でお示しされています。感染段階にというのは、まずは小海の場合にはカバ          ーできているんですけども、地域の自立性と共助、これはどこにどのような          形で具体化されているのか。あるいはデジタル技術の活用というのはどこか          に付加されているのかどうか、その点について、これはどなたにお聞きした          らいいの、産業建設課長でしょうか、ちょっと分かりませんが、しかるべき          方にご答弁願います。</p>
産業建設 課 長	<p>渡辺議員さんから提示いただきました地域未来構想の資料でございますけ          れども、3本柱というふうに記載がされています。3原則ですね、3原則を基          にというふうに、ここで期待されるというふうにありますけれども、やはり          未来そのものということですので、まずこのコロナで通常、日常が奪われたと          いうことですので、まずやらなければいけないことは、元に回復すること、          これに尽きるのではないかと思います。その後、こういったことが併せて          展開できればなお良いということだと思っております。金銭的にも交付          金が来るわけですけれども、この中で全てを元通りにというような観点で、          回復ができたあかつきには、このような事業展開も大変重要になってくるで          はなからうかと考えています。以上です。</p>
2 番議員	<p>元に戻すという発想は、ちょっといかがなものかなと。町長も施政方針で価</p>

	<p>値観の変化ですか、あるいは新しい地域社会の仕組みづくり、これがコロナ終息後の大きな課題であるというふうの方針で述べておられるわけですから、新しい価値観に基づいた地域社会の暮らし方、あるいは働き方、あるいは地域社会の仕組みの変革、そういったものに持っていけないと、まずは元に戻すというのは、非常に何か後ろ向きな印象があるんですけども。私は元に戻すのではなくて、従来を踏まえつつ、コロナで問われた価値観の変容、地域社会仕組みの新たな仕組みづくり、これに一步踏み込んでいっていただきたいと思うんですけども、その辺は施政方針の価値観の変換等で町長にお聞きしたいんですけど、いかがでしょう。</p>
<p><b>町長</b></p>	<p>ただいま産業建設課長がお答えした部分につきましては、我々が今まで日常、本当に普通に生きてきたことがどれだけ幸せなことだったかという部分に戻るかと思えます。まず元に戻すということは、そういう部分の修正ですね、それを本当に壊れてしまった、あるいは壊れつつある社会状況を一旦リセットするには、まず元へ戻すということが大事であるということ述べたのではないかとこのように思います。私とすれば、やはり疲弊してきております地方の社会情勢、渡辺議員がおっしゃるとおり、先を見据えた施策、大変必要であると私も認識しておりますけれども、今乗り切らないことには、とにかく先へは進めないというのも一つの考えでございます。したがって、とにかくこの現在生きておられる方の中で、このような経験をした人は一人もいないと思えます。また先を読めといっても、これからこのコロナがどこまで続くのか、あるいは昨今言われています変異ウイルスというものができて、こういった対応をどうすればいいのかという、大きな大きな課題がどんどんどんどん出てきている中で、その中でやはり先を見ることは大切ではございますけれども、現在のものをいかにクリアしていくかということも大変重要な一つだと思っております。おっしゃることは重々承知はしておりますので、そういったまた、もう少し私どもにも余裕の出たときには、そういった方向で進めることを考えております。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>初めての、まさに降って湧いたような厄災で、対応に苦慮するわけですが、そしてそれが降って湧いたような形で来たがゆえに、将来が見通しにくいというのは、非常に理解できる場所ですが、渦中ででもやはり政策というのは3年後、5年後にこういう町にしていこうという絵柄を、やはり何かしてでも想像力豊かにして町民の方に示して、こうやろうじゃないか、こういう町にしようじゃないかということの方向性は示す必要があつて、そのために何が必要かというときに、自立と共助、これでもって新しい地域社会の</p>

	<p>仕組みをつくり直そうと。それから、それを支える情報技術の基盤として、デジタル技術を活用しようという話で、もろもろが組み合わさってくるわけです。したがって、ぜひこの国の指針をしっかりと受け止めて、去年度、令和2年は感染予防に90%、これはやむを得ないことですが、令和3年度の予算については一歩未来を見越した自立と共助、デジタル技術の活用という国の方針に従って進めていただきたい。その進めるに当たって、国では4段階で事業を進めるように指導しているわけです。資料のもう少し後ろのほうを見ていただけますか。ページが振っていないのであれですけども、地方創生臨時交付金の第2ステージとして、感染拡大の防止が第1ステップ。第2ステップとして雇用の維持と事業の継続、暮らしを支え、守る。第3ステップとして経済活動の回復、地域経済の立て直し。第4ステップとして強靱な経済構造の構築、危機に強い地域経済、こういう段取りを示しながら、ステップ・バイ・ステップでだんだん段階を踏んで地域を強くしてもらいたい。その前提で自立と共助ということが示されているわけです。これらを踏まえたときに、新年度の予算にはこういったもくろみがどこにどのように反映されているのか、これは副町長に聞いたらよろしいんでしょうか。町長でよろしいんですか、ちょっとしかるべき方をお願いします。</p>
<p><b>副町長</b></p>	<p>じゃ、お答え申し上げます。この地域未来構想というのには、政策資料集ということでございます。国が地方創生臨時交付金の各全国の市町村、県等々に、こういう感じでどうですかという資料集ということでございますので、方針ではないとは思いますが、あくまでこうやりなさいということじゃなくて、こういうことを使えますよと。地域、こういういろいろな事例がありますよという、そういう資料集でございます。私たちもこれを基にして、コロナ対策、先ほどから町長なり産業建設課長が答えているとおり、感染予防を第一に考え、経済対策、さっきも言ったように、町民の命と暮らしを守る政策を重点的にやっているということで、交付金も使っていきますし、令和3年度の予算も組んできました。そういう中で、なかなか難しいんですけども、今渡辺議員さんが言うとおりに、プロの人材等々、デジタル技術の積極的投資とか、こういうことも書かれておりますけども、これが具体的に令和3年度の予算にどう反映されているかという質問については、なかなか十分答えられないというのが現状だと思います。何しろ感染予防と経済対策、町民の生活を守るということを中心に、政策を組んできて予算も組んできたということでございますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>速やかに令和3年度予算でどこにどうかという具体的なことは、なかなか示</p>

	<p>しにくいということで、確かに難しい問題、先ほども言いましたけど、でありますので、一朝一夕に効果的な具体策は導きられないとは思いますが、国としても今後交付税等潤沢にあるかということ、なかなかそういう背景ないと思うんですね。このコロナのピンチをチャンスに生かす。この交付金は自由に使っていいというお金になっておりますので、2つの「そうぞう力」、新しい物事を考えていく想像力と創り出す創造力、この2つをぜひ駆使して、目いっぱい新しい小海の暮らし方、あるいは働き方が描けるような、実行できるようなものとして取り組んでいただきたいと思います。そのためには、何はともあれPDCAというのは非常に大事で、より緻密なプランを作ってくださいたいわけです。プランが甘いと、先ほども言いましたように、目的が必ずしも従前に達成できないということで、一例をちょっと取り上げさせていただきますけども、女性議会というのがあって、これは昨年中止になりました。女性議会を開催した目的と中止された理由を聞かせてください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>お答え申し上げます。その件については、たびたびご説明はしてきましたけれども、また再度ということですのでご説明申し上げますけれども、女性議会については、議員の皆さんを集めるために広報もしました。それから、各種団体等、町の登録グループ等にも直接お便りを出し、また電話等でも誰か出していただけないかということ、再三にわたり係のほうからお願いを申し上げました。ところが、結局その中で出ていただけるという返事をいただいた方が1名でした。さすがにやはり1名ということになりますと、議会という形で開催するという流れにはならないと思いますので、やむを得ず中止をしまして、その方の意見は文書で今度いただいておりますので、それは課長会議等でその内容を議論しまして、その方の要望については実行していくということで申合せをしております。前回のときにも申し上げましたけれども、やはり女性の皆さんそれぞれ仕事を持っていたり、多少の、私が出ていいのかというようなお気持ちも持っておられるようでして、なかなか人集めが難しいということが現実としてございます。以上です。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>できない理由、多々あろうかと思うんですけども、基本的に今目的が語られていなかったように思うんですけども、女性が町に何を求めているかというのを聞くことが目的だろうと想定されるわけですけども、それが目的であるならば、発言者、参加者がいない、だから中止だというのは、ある面で安易な方法で、女性意見を議会に反映させない、行政に反映させないということ証にもなるわけです。やはり出れない理由、先ほど仕事がある、であれば、モニター制度のようなものでメールで対応するとか、様々な女性意見の採取</p>

	<p>の方法はあるわけですし、何も議会開催だけが唯一絶対の女性意見の聴取の方法じゃないわけですし、そういう多様な方策を考えて、少なからず町民の半数を占める女性の意見を、いかに行政に反映させるかという大きな目的に対して、手を挙げる人がいなかったからというレベルでの対応というのは、私は甚だ問題があるんじゃないかと思っております。この問題はもう終わったことですので、女性議会を改めてやれというわけじゃないんですけれども、1点は、そういう女性の方々の自由な意見がこだわりなく聞けるような仕組み、こういうものをぜひつくっていただきたいということを要望して、次の問題に入ります。次に、女性問題にも関わるんですけども、オリンピックの開催が危ぶまれています、渦中で、森会長の女性理事のわきまえ発言が物議を起こして、辞任に至りましたと。女性への差別発言を町長としてはどのようにお考えなのか。そのお考えの下で町の仕事を運営する上で、男女の問題をどのように対処されているのかお聞かせください。</p>
町長	<p>森会長、7年間にわたり大変ご尽力いただいたわけですね。その功績は私も認めるわけですが、さきの発言につきましては言語道断であるということであろうかと思えます。女性を軽視するということは、今の社会では考えられない、あるいは平等であるという私には考えを持っているわけなんですけれども、果たしてそれが現実の中でスムーズにいつているかという問題につきましては、まだまだ努力が必要ではないかというふうに考えるところでございます。手前どもも行政とすれば、女性を軽視するというようなことは一切しておらないつもりなんですけれども、日本のつくり上げた文化の中では、やはりそういったものを完全に拭き切ることが非常に難しい課題ではないかというのが、一面あるかと思えます。そういう面につきましては、女性の皆さん、どしどし意見を拝聴しまして、これから進めていくということではないだろうかと思えます。ちょっと付け加えさせていただきますけれども、森発言につきましては、一回、7年間の功績は少しだけ認めてあげたらいかげなものであるかというふうに、私は思っております。</p>
2番議員	<p>分かりました。そういう中で、例えば新年度予算で100万円の職員研修費が想定されておりますけれども、その中にジェンダー問題を語るような研修カリキュラムというのは用意されているのでしょうか。簡単にあるなしぐらいでお聞きしたいんですけども。</p>
総務課長	<p>内容については、まだ詳細について検討しておりませんので、当然そういったことも含めていくべきだろうというふうに考えております。</p>
2番議員	<p>ぜひこの問題を踏まえながら、より女性参画社会を推進していただきたい</p>

	<p>と。併せて役場職員の人事面で、例えば今ここにも女性一人もおられませんし、数えたら、事務局はちょっとすいません、別に、管理職としてですね。課長補佐以上の方の役職者は、調べたら女性誰もいないというような事実がありますので、このような人事案件についても、それが適切な能力の問題で整理されているならそれはともかくとして、男女の問題がそこに介在しているようであれば、是正をしていただきたいと思っております。これは要望として、ちょっと時間が押していますので、次のほうに進めます。それから、憩うまちこうみ事業の担い手育成の問題で、仕組みの変化や価値観の変化というものが、この憩うまちこうみ事業で先取りしているという趣旨が施政方針で述べられておまして、先取りしているということであれば、先ほどの国の交付金活用の指針の例えば2番目、雇用と事業継承の中で、地域自立・共助の運営組織づくりというのが項目として挙げられておりますけども、地域の自立・共助の運営組織づくりと、憩うまちこうみ事業の担い手というのは、今どのような形で進められているのかお聞かせください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>憩うまちにつきましては、前々からご説明しているとおり、自立して独り歩きをさせるために、昨年から地域おこし協力隊を1人専門に入れまして、その方に将来的な事務局を担っていただくような形で、人材の育成を行っております。共助だとかそういった団体につきましては、今年度予算にも調査費ということでお願いをしておりますけれども、渡辺議員さん当然ご存じかと思っておりますけれども、事業協同組合の関係でございまして、海士町が日本で第1号となりまして、先般1月からこの事業を、国からの補助金を交付されるようになりました。私どももIターンの促進ですとか地域づくりのためにこの事業を研究したいということで、令和2年度予算に要望したところが、事業の内容がまだ見えていないという、それと長期振興計画に載っていないという、それを理由に修正動議が出され、その調査費がなくなって、調査することができませんでした。ただ、この事業につきましては、今全国的な流れの中で、全国でも今88市町村がこの事業に応募していると。国も大変力を入れている事業でして、国もかなりの補助金をここへつぎ込もうとしております。内容はご説明しなくてもご存じかと思っておりますけれども、そういうことで、令和3年度事業で再度その事業について調査費を要望してございまして、そういう中で、今渡辺議員おっしゃるとおりの共助に向けた事業体づくりというものもやっというふうなことで考えております。以上です。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>全国88市町村の応募の状況等、ちょっと私最近不勉強でして、何とも対応し</p>

	<p>かねるんですけども、今の総務課長の判断の中で、私が質問したかったのは、地域づくり協力隊があれば自立できるのかと。自立を支えるのはやはり経済基盤であって、収益構造がどうなるのかということが、きっちり事業の枠組みとして開示されないと、自立はできないし、それからそういう利害関係の調整、これが地域の運営組織、SDGsにも書かれている多様な主体の参加というもので、ウィン・ウインの関係をつくっていくということが示されているわけですし、その前提が全然開示されていないということで、私は疑問に思っているわけですが、時間もないので、また改めて委員会等で説明を受けたいと思っていますけども。もう1点、ブドウ栽培と果樹栽培、ブドウ栽培については今日のメモを見ましたら、新津議員のほうからより具体的な質問が用意されているようでございますので、私からはちょっとここは飛ばさせていただきますして、次の問題として、農業と文教に関わる2つの体験施設が用意されましたけども、これは誰がどのように体験内容を利用者に享受するのか、その仕組みを、どちらか一つで結構ですから聞かせてください。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>体験施設につきましては、誰がどのようにということではなくて、ここに体験に来られる方の希望をそれぞれお聞きした中で、役場の職員がその希望に沿ったように段取りを組んでいくというものでございます。例えば有機農家でお話が聞きたいよだとか、収穫の体験をしてみたいよという話であれば、それはそれでまた有機農家のほうに役場のほうから声をかけて、こういった方がいるので、ぜひご協力をお願いしたいというような形でやっていくつもりでありますので、ご心配なさるような、何も計画がないとかそういうものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>全く戦略性、戦術性に欠けた話でございまして、今日的にまずは施設を用意しておいて、来た人が自由に使うんだと。一見非常にもっともらしく聞こえますが、事業の実効性、効果を高めるためには非常に内容が欠けているというか、目的意識に欠けるというか。私はこれはまちづくりの一環としてやるわけですから、町はこういう人に来てほしいんだという目的意識を明示して、こういう人にこそ来てほしいというメッセージを、都心部の若い方々に開示すると。先ほど海士町の例が出ましたけども、海士町も、それは隠岐の島全体がそうなんですけども、まさに10年前、15年前に移住体験施設を用意して、今町では福祉関係の人が不足しているので、福祉関係の人ぜひ体験してくださいと。3か月は無料で施設を提供しますと。その方が来て、海士あるいは隠岐の島っていいねと感じたときに、福祉のほうに就労をあっせんすると。そういう目的意識を持って発信しないと、この情報過多の社会の中で、</p>

取りあえず来なさいよと、誰がどうやってホームページへアクセスするか、全く私には理解できないわけでございます。それで、例えばの話を申し上げます。私は、市ノ沢集落では菊を軸とした花卉栽培農家が多いと。空き家もある。花卉栽培に関心を持っておられる方を対象に、滞在宿泊施設も農地もハウスも栽培技術も指導するから、体験に来ませんか。菊でなくても結構ですと、こういうようなメッセージを添えて、これを集落が運営すると。こういう形で発信することによって、広く多くの人に関心を持つんじゃなくて、こういうことをやりたいという方がピンポイントで入ってくるという戦略が必要なんですね。これですうまく成功している例は、南房総市や館山であります。花の栽培農家です。私は市ノ沢集落の活性化に向けて、必要に応じたら南房総や館山と連携して、向こうは冬が花の繁期ですから、その間はこちらは休み。逆、夏は向こうは暑過ぎて花ができないので、こちらは適地であると。そういったところで交流して、花栽培を勉強したいという若い方が、夏は小海に来て、冬は南房総に行くと。そういう戦略性を持った事業展開を提案していかないと、なかなか成果は上がりにくいんじゃないかなと思います。参考までに申し上げます。次に、民生費の中で町長が指摘している問題があって、私はこの民生費の中で自動車事故の問題、高齢者の誤動作を取り上げておられますけど、これは少し前に別の議員さんが質問したかと思えますけれども、私も佐久警察へ行って調べてまいりましたが、佐久管内の高齢者の誤動作による事故は出ていないと。問口を広げて、県内まで行くと多少あるというような返事をいただいておりまして、私は誤動作の問題もそうなんですけども、コロナ対策で一番肝心なことは、コロナは全ての人に等しく襲いかかる問題ではないということなんです。最も弱い方に最も強烈にパンチが入っていくと。このことを踏まえると、コロナ対策の民生費の中では、いかに生活弱者の方々を支援していくかと、このことを最も重視しなければいけないんじゃないかと。一つの事例としては、生活弱者の方々はそのまま買物弱者であり、買物難民とも言えますと。おいでなんし事業が行われておりますけれども、仕入れが高いとかいろんな経費が重いために、販売価格がどうしても高くなってしまうと。一例を挙げれば、パック牛乳がナナーズでは百六十、七十円で売っているけれども、100円ぐらいアップしてしまうと。これは生活弱者の方に高負担を強いる構造そのものではないのか。生活弱者の方々は、結果的には収入も厳しい方だと推測されておりますので、高い値段の牛乳を便利だからといって押しつけるのは、果たして適切なのかどうか。つきましては、地域の互助組織とか自立組織、そういったもの

	<p>をもう一度検討し直して、仕入れ価格の調整あるいは営業活動の合理化等を踏まえて、これも交付金の中で雇用の維持と事業継承、こういったものが明確に記されておるわけですから、こういった国の方針に従って、国が示していることをやるんだからしっかり予算をつけてくださいよということで、まさに民生費の中ではそういった方々に視点を合わせた対策をとっていただきたいと。併せて、私はわたなべ通信というのを配っておりますけれども、非常に衛生環境の悪い家屋に住んでいらっしゃる高齢者が多い。地域包括支援センターに問合せしましたら、包括センターの方も把握しているんだけど、手が出せないと。それは法律的な面かと思えますけれども、しかしながら、手が出せないで放置していい問題であるのかと。まさにそこでは新しい暮らし方、共助、そういう方も小海では優れた生活環境の下で暮らせるんですよ。これこそが町の情報発信のコンテンツになるわけです。小海ってすごいねと。しっかりそういう方たちをフォローできているんだね、このことが移住・定住促進の後押しになるわけです。こういった面で、民生費の在り方について、生活弱者への対策、町民課長がいいんでしょうか。包括的に町長でいいのか、ちょっと町民課長、お願いできますか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>民生費についてということで、コロナが襲いかかってくる問題、生活弱者、買物弱者というお話ございましたけれども、高齢者、障害者等を含めまして、予算に現れてこない部分が多いわけがございますけれども、生活支援ということで皆さんの生活、困っているところというものを的確に把握して、予算付けだけではなくて、個々に対応をしてまいりたいというふうに思っております。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>よろしく申し上げます。消防とか警察とか介護とか福祉とか、縦割りじゃなくて横断するような何らかの地域社会の仕組み、そういったものをぜひ、総括というような言葉でいいんでしょうか、作り出して行って、そこの担い手に予算を付ける。人の問題だと思いますので、そこを十分考えていただきたいと思えます。それから、3番目に、小海町地球温暖化対策実行計画策定というのが町長の施政方針で示されておりました、この案件は、12月議会で議会としては不採択になった案件でして、今回の施政方針で、議会とは逆に前向きに捉えていただけて、私は大変感謝するものでございます。ありがとうございます。議会の一員として、もう残り少ない任期ですけども、町長の意向と軌を一にした方向で、議会もかじを切るように尽力させていただきたいと思えます。つきましては、気候変動という大きな案件ですが、これはできることを着実にと、そのことも町長、方針で述べられておりました、</p>

それはまさにそのとおりなんです。例えばチャレンジ支援金や集落支援事業、こういったものの申請書類に、その活動は地球温暖化、二酸化炭素排出防止に効果的ですかという評価項目を1項入れれば、まずは取組がそこから始まるわけですね。あなたの申請では温暖化防止、二酸化炭素排出削減にどのように貢献できますかということ、町が町民に問いかける第一歩になるわけです。そういった活動を、町ではチャレンジや集落支援でより積極的に資金面で応援しますよという仕組みが必要で、今お手元にその申請書が用意されていると思いますけども、今の申請書ではそういった要項がほとんど書かれていないわけです。要するに評価項目が出ていないんです。評価項目が出ないということは、目的がはっきりしていないということ。こういう目的のためにはこういう手段が必要だから、その手段を明示しない申請書は受け付けないよという話になるわけですし、その申請書の在り方をしっかり考えていただきたい。それで、大変僭越ですけども、私が事業施設のリフォームに関わったときの申請書もそこに添付しております。私の申請を読んでもういただければお分かりになるかと思うんですけども、暖房経費の削減で、窓ガラスの二重化、これは石油系暖房からまきストーブやかまど炊飯、まき風呂、ピザ釜、こういった熱源に対する木質系エネルギーへの転換、そういった趣旨を踏まえて、そのような暮らしをしたいということで、かつそのような暮らしを、よそからの人と一緒に体験したということで立ち上げたのが、私のゲストハウス・シダーテイルでございます。この事業は、ご指摘のように1泊2,500円で、収益は二次的で、こういった事業が一つのコンテンツとして地域の中にぽつんぽつんとできていく。点となって、あるいは面となって、宿泊の新たな形態に対応していくと。先ほどホテル・旅館宿泊業の低迷というのがあって、カンフル剤として宿泊補助をやる、それはそれで一時しのぎにはなるんですけども、新しい観光需要に対応できるのかなといった点については、甚だ心もとないわけでございます。こういう多様な宿泊形態、これを町の中でいろいろトライしていくということで、小海の個性がより際立ったものになっていくというふうに思うんです。これが強靱とは言えないけれども、私はしたたかな事業になっていくのではないかと。なかなか軽井沢のような強靱な観光事業を展開するわけにいかない。あるいは白馬のような形で観光リソースがあるわけでもない。そういう中で、暮らし方そのものが都会の人に魅力を与えるような暮らし方をしていきたい。それはまさに私自身がやろうとしていることございまして、私は、私の暮らし方を都会の人におすそ分けをしたいという趣旨で事業展開しております。たまさか事情を申

	<p>し上げますと、家内の健康問題とコロナで利用者は非常に少なくなっておりますけども、ぼつらぼつら来て利用してくださる方はおられます。そういう口コミの需要が3年後、5年後に相応の成果を上げるんじゃないかと。私の話を聞いて小海に住みたいというような方が1人でも2人でも出てくればいいなと思って取り組んでいる事業でございます。情報戦略として、先ほど目的意識がないとメディアも取り上げないんだよと。来た人が自由に使えればいいんだというレベルでは、とても情報発信力は弱い。そういった意味で、町として内外に情報発信するには、お金を払って広告宣伝するのではなく、メディアがメディアの予算を使って取材に来るようなコンテンツをつくっていくと。いろいろな遊び方を演じていくと。地域づくり協力隊の平田君がメディアで取り上げられました。ああいった例も一つです。昨晩は、手前自慢になります、長野放送で私たちの凍み餅の取組も放映されました。これを広告宣伝費に換えたら莫大なものになるはずなんです。チラシやパンフレット作ることに注力するのではなくて、コンテンツをつくることに注力すると。そうすればおのずからメディアが取材に来るというふうになって、広告宣伝費をかけなくても内外に発信できるわけです。例えば市ノ沢の例でも、多分花好き若い方々にとっては、横のネットワークで話が広がるんじゃないかと思っております。残り3分になりましたけども、最後に、私は今回が最後の議会です。町長さんとはかみ合わないことが多々あり、自身の反省点も数多くあります。これらの点を踏まえて、もし再登板の権利が得られれば、一皮むけた渡辺としてお付き合いいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで渡辺均の一般質問を終わります。</p>
議 長	渡辺議員、後から出された企業概要書・計画書というこれは、渡辺議員の店舗の改修事業のあれに絡んだものであると思えますけれど、そうですか。
2 番議員	はい。
議 長	店舗新築等助成事業に絡んだものであると思えますけど、この資料はそうなんですか。
2 番議員	そうです。
議 長	確認のために伺いますけれど、この表の企業概要書・計画書というのは、この事業の申請時に町に出された資料ですか。
2 番議員	そうです。
議 長	初めからこのあれで、文言等は変わっていないわけですね。
2 番議員	変わっていません。
議 長	そうですか、分かりました。大変失礼しました。

2番議員	総務課に確認していただければ、同じものがあると思います。
議長	以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで11時30分まで休憩といたします。 (ときに11時21分)
<b><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></b>	
議長	再開をいたします。 (ときに11時30分) 次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9番議員	<p>第9番 的埜美香子です。さて、私たち議員にとっては、4年任期の最後の定例議会ということで、一般質問もこれが最後となります。町長にとっても任期最後の1年という中での、新年度に向けた予算議会です。町長が就任して3年目の2020年は、日本にとっても世界にとっても、歴史に大きく刻まれる節目の年になってしまいました。人や物の移動がいかに頻繁か、かつ世界的な広がりを持っているかということを再認識し、それらによって社会的、経済的な打撃の大きさがどれほどのものかということ、誰もが感じました。町長も施政方針の中で述べられています。この大変なときだからこそ、暮らしや社会の課題をしっかりと直視し、どう対処していくかが町の政治に問われています。まさに最後の予算議会はそういう議会ではないかと思い、3点で通告をさせていただきました。よろしく申し上げます。</p> <p>まず1つ目の、コロナ禍での町民生活をということで、7号補正や今回の予算を見たときに、全町民に対しての給付などもあったわけですが、コロナの影響を受けて本当に困っているのは、観光業や飲食店の皆さん以外にもたくさんおられるのではないかと思います。コロナでお困りの方がいるのかいないのか、町ではどのようにつかんでいるのか、まずお尋ねしたいと思えます。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。コロナの影響で困っている人がどのぐらいいるのかというご質問でございますけれども、はっきり申し上げまして、皆さんお困りだというふうに思っております。感染リスクにおびえる方、仕事が無くなったり収入が減ったりしてしまう方、それから行動が制限されて仕事が思うようにできない方など、内容は千差万別だと思いますけれども、当町においては、特に困っているということでご相談をいただいております。小売業、飲食関係、それから観光関係、タクシー、このような皆さんが、もうやっつけられないというようなことで、直にお声をお聞きしております。それから、商工会にもお聞きしたところ、製造業は全般的に落ち込みが大きくて、国の</p>

	<p>持続化給付金を申請した方が多いのではないかと。これは個人で申請するものですから、商工会のほうではどのぐらいの方が申請したかという把握はできていないということでございますけれども、お話を聞いていく中で多いのではないかとというふうに、商工会のほうではおっしゃっていました。それから建設業に関しては、ご存じのとおり災害復旧事業のためにおおむね良いのではないかとということでございます。それから、ご承知のとおり、国は時短等に応じた飲食店等に対しては、直接給付という形で支援を今もしておりますけれども、当町におきましては、需要を喚起するというところで、全ての町民に平等に地域振興券など食事券などを配布して、町民の消費を促進するという施策を中心に進めてきております。一部の方ではなく、町民みんなが恩恵にこうむれるということを目指して行っている施策でございますし、それなりに皆さんの評価もいただいておりますし、自画自賛ではありませんけれども、良い施策ではないかとというふうに考えております。以上です。</p>
9 番議員	<p>今のお答えでは、皆さんお困りだということで、相談にも見えているということで、特に小売業や製造業の方たち、そういった声もお聞きしていることで、私が今回直接お聞きした中でお困りの方がいるんじゃないかということを中心に、一般質問をしていきたいと思っております。私が町民の方とお話している中では、先ほども言われましたが、サービス業の方々は口をそろえて、やはり大変な状況になっておると。第3波の後、特に極端に収入が減っているとお聞きしています。今回、事業者経営継続支援金の第2弾もあるというわけなんです、前回やられたプレミアム商品券の効果はどうだったかということをお聞きしたいと思っております。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。商品券の関係、プレミアム商品券を発売または地域経済回復商品券の配布を行ったわけですが、合計で2億2,389万円という券が使われ、回収をされたということでございます。換金数ですが、そのうち2億1,855万円、97.6%ということでございます。かなりの方が使っていて、その効果がそれぞれの使える店舗にあったのではなかろうかと考えられます。</p>
9 番議員	<p>かなりのお金が動いたということで、換金もされたということで、効果があったんじゃないかということですが、1,500万近い公費を充てて、さらに65%の町民が国から支給された、町長言われましたけど、国から支給された定額給付金を町に落としてくれました。それはだからやはり一定の効果は出ているはずですが、でも、最初から指摘しましたように、本当にお金で困っている人にとっても、またもともと使われるところも偏っていて、不公平な事業だ</p>

	<p>ったんじゃないかなと私は思っています。私はこの事業は、一定の経済効果はあったかもしれませんが、課題も残されたままだということは、今後の教訓にしていかなければならないと思っています。プレミアム商品券のことはこれ以上は言いませんが、問題は、困っている業者の皆さんの声をどうやって拾い、どうやって直接的な支援をしていくかということです。経営継続支援金もこの範囲でいいのか、しっかりとつかむことが大事だと思います。2月18日の臨時議会のときにお尋ねし、国保税、介護保険料の減免が10件ぐらいあり、町営住宅の方の収入減での相談も1件、また社協の緊急貸付けもいつもの年より多く8件、問合せも3件来ていると答弁をいただきました。やはり困っている方はいらっしゃると思いますし、その方たちだけではないと思います。しっかりとつかむ手立てを打っていただきたいですが、その後の状況がもし変わっているようであれば、お答えをお願いします。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>まず、国保税の関係の申請でございますけれども、令和2年度で今のところ9件の申請がございまして、そのうち1件はコロナの関係ないということで不決定になったんですが、8件が減免ということになっております。減免額は81万8,200円ということで、お1人10万円程度ということでございます。そのほかにも、数件、一、二件の相談がありますが、今のところ申請はまだ来ていないという状況でございます。ちなみに令和元年度につきましては、減免申請決定されたのが6件でございましたが、金額的には9万円程度ということで、今年のほうが格段に多くなっております。それから、介護保険につきましては申請が6件ございまして、こちらは影響額がそれほどないんですけども、6件で、しかし減免額が40万円という状況でございます。それから、町営住宅につきましては1件ご相談があって、今検討している最中でございまして、条例とかによる減免というものは、かなり生活保護に近い方とかそういうケースになってまいりまして、今回そこまでは行っていないケースになりますので、町営住宅の家賃につきまして、今の状況が変わった後で再度審査をして、若干でも減免になるような方向で検討を進めております。以上でございます。</p>
<p><b>やすらぎ園 所 長</b></p>	<p>貸付金の状況でございますが、給付の件数は変わりませんが、相談件数は5件ほどありまして、そのうち中身、2件ほど調べさせていただきまして、貸し出さないという形になりましたので、現在の数字は変わっておりません。それで、今後の貸付けの状況なんですけども、県の社協のほうの貸付け期間も延長されるという話が出ていますので、今後また数字は変わってくると思いますが、また動向を見ながらお知らせしたいと思っております。</p>

9 番議員	やはり深刻な状況がうかがえるわけなので、今やすらぎ園所長言われたとおり、今後の動向をしっかりとつかんでいただきたいと思います。学生の皆さんですが、学生の皆さんは、去年は本当に大変でした。リモート授業で友達ができない、またバイトは減ってしまったりなくなってしまうたりで、親の仕送りだけではとても大変、親の経済も大変、子供たちの学力や就職が心配、そんな声ばかりです。休学してしまった子もいます。昨年、学生に向けて行った学生応援事業を、大変好評でした、また行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課 長	お答えいたします。学生につきましては、補正7号で計上させていただきましたが、商品券の関係で、また町民応援ということで配布するわけですが、その中に学生も対象にした形で進めたいと考えております。以上です。
9 番議員	その商品券は、よそでも使える商品券ということですか。
産業建設課 長	家庭の支援というような形で考えていただきたいと思います。配布する商品券については、小海のP-ネット商品券でございます。その家族の申請、または本人ももちろんできますけれども、その申請をしていただいて、買物等をしてもらう、そういう形で行います。
9 番議員	家庭への支援というのも本当に助かると思うんで、それはそれでいいんですけど、やはり学生に直接向けて送る、そういう学生応援事業をまた行っていただきたいなと思うのですが。
産業建設課 長	前回、小包というようなことにして行いまして、それにつきましては、実際89件という申請がありまして、1人当たり送料込みで約5,000円ぐらいの商品を送らせていただきました。今回はまだそこは考えておりませんで、商品券なので、親の側から何でも送ることはできる、そういう考え方でございますので、間接的には同じかなという考えでおります。
町 長	学生支援の件なんですけど、89件ということで送らせていただいたんですが、係のほうから私にメッセージを書けということで、89人全員に送らせてもらいました。非常に、私の似顔絵の入ったものでしたが、私に直接ありがたいというメールを数件いただいたので、これは効果があったのではないかと、うふうに思っております。
9 番議員	全国各地の大学や学園で、食料品や生活必需品の支援が行われています。どこも長蛇の列になり、物資がきれいに無くなるそうです。信州大学でも継続的な支援をしている団体があります。これまで6回行い、延べ700人以上の学生が物資を受け取ったそうです。話を聞くと、毎日1食しか食べていないとか1日1食シリアルだけだとか、これが本当に現代の日本の光景かと思ってし

	<p>もうという話でした。国からの経済支援がどうしても必要ですし、高過ぎる学費の問題もあると思います。どういう経済状況下でも、等しく学問が受けられるよう、大学の無償化もこれからますます求められると思いますが、町においては、少しでも学生の皆さんに直接届く援助をお願いしたいです。それから、直接お聞きした中では、外出を控えているお年寄りの方が結構おられ、寂しい思いをされているし、運動もしなくなって足腰がかなり悪くなっている、これは本当に何とかしないといけないと思います。2月の臨時議会の際にもお聞きしましたが、社協のほうでもできる限り連れ出すような努力もしているとお聞きしたわけですが、再度お聞きしたいと思います。</p>
<p>やすらぎ園 所 長</p>	<p>社協の事業、受託事業で様々な事業をやっているんですが、2月の臨時議会でもお話ししたとおり、コロナの中で中止という話が出るんですが、そういうことは一切やめようということで、事業をやっています。それで、的埜議員おっしゃられたとおり、年寄りの皆さんは、こういう社協の二輪草だとかああいうのに出てきて、大変にありがたいということでお話を聞きます。これは絶対に続けていかなければいけないんだなということを考えているんですが、今後の展開として、今町のほうと調整しているんですけども、いかに年寄りの皆さんが社協、やすらぎ園のほうに来ていただけるかということが、一番体を動かしたり、引きこもりにならないようにするための施策として、たしか18日の臨時議会でも申し上げたのかな、お風呂、それからだんだん動けなくなってきている方とか、そういう者に関して、任意事業なんですけども、移動の関係をちょっと強化して、社協のほうに来れるような形をとりたいと思っていますので、そこら辺も新年度にちょっと考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>今の説明で、来ていただける人はそうやって対応していただけるということでいいんですが、またどうやって把握するのかということが問題で、私お聞きした中で、社協のほうでも、地区のほうにも協力してもらって公民館まで出てきてもらって楽しめるという、そういう計画も始めているというふうにお聞きしたので、また、こういうときこそ見守りや声かけなどの体制を地区ごとに構築していくということが、今後の災害とかも踏まえて大事になってくると思いますので、町の包括だか社協だか分からないですけど、そういったことを中心にやはりお願いしていきたいなと思います。それから、困っていないだろうと思うところで、ひとり親世帯の方たちの心配があります。この間、女性の自殺者の増加や失業のことがたびたび報道されています。我が町は大丈夫なのか。町にはひとり親世帯の数がどれぐらいあるのか、まず</p>

	お聞きしたいと思います。
町民課長	お答え申し上げます。現在町の方でひとり親世帯、18歳以下の子供さんを持っておられるひとり親の世帯は、40世帯弱ということでございます。
9 番議員	40世帯弱ということで、その方たちの支援策は何かあるのかどうか、その辺分かりましたらお願いします。
町民課長	支援策としましては、県のほうの事業でございますが、児童扶養手当の対象となっておられるご家庭が20世帯ほどございます。大体平均で40万ほどになりますかね、そういう児童扶養手当というものがございます。また、その児童扶養手当を受給されている方には、コロナの関係で子供さんの数で違ってまいりますけども、5万円程度のコロナの給付というものがございました。また、町営住宅の関係で、入られますときに、ひとり親でおられますと寡婦控除ということがございますが、その対象になるのが7世帯おられるという状況でございます。
9 番議員	児童扶養手当が一定の額で支払われているということで、その額が妥当かどうかということとはともかくとして、まず問題の1点として、今答弁ありましたひとり親世帯が40件近くあるのに、児童扶養手当は支給されている家庭が半分の20件ということで、基準の所得額が高く設定されているのか、同居の家族との分離がされていないのかなというふうに考えられるわけですが、その辺はどのようになっていますか、お願いします。
町民課長	基準額を超えているというのが、一つ支給にならないという要件の一つになりますが、この金額につきましては県の事業ということですが、超えている方はそれほどおられないかなと思っております。あともう一つは、親御さんのほうで年金をもらっている場合に、その加算の対象になっているお子さんの場合には、この児童扶養手当は支給はされないという制度になってございます。
9 番議員	国で決まっている基準とはいえ、本当にその基準が実態に合っているのかということ。そして、女性の失業が全国で90万人と言われる中で、そのような実態が小海では起きていないのか、その辺はつかまれていますか。その2点について答弁をお願いします。
町民課長	そういう失業というご相談とかそういうものは、今のところ町のほうには来ていないという状況でございます。
9 番議員	実は佐久のハローワークのほうなんですけど、やはり全国と同様の傾向が佐久管内にはあるというふうに伺いました。そして、小海からの求職者もあるというふうに伺っています。誰にも相談できずに孤立するケースがないか、

	<p>学校や保育所、児童館などで子供たちの様子から気づくこともあると思いますが、意識的に捉える必要があるのではないのでしょうか。先ほど、学生の皆さんへの食料支援の話もしましたが、支援物資を受け取る学生の列の中には、子供に食べるものをと並ぶ母親の姿も少なくないそうです。そういったひとり親世帯に向けて、お弁当を届けたりフードパントリーを行っている方もたくさんいらして、その中で困窮家庭を見つけ、必要な機関につなげるきっかけにもなっているとされています。社協が行っているフードバンクも独自で行い、支援はもちろんです。実態を把握するためにもなると思いますが、今後こういった形で取り組んでいけるのでしょうか、お願いします。</p>
<p>やすらぎ園 所 長</p>	<p>フードバンクの件につきましては、佐久圏域でルールがございまして、一旦マイサポさん、野沢会館にあるんですが、佐久市の社会福祉協議会が事務局となって、マイサポさんが運営しています。そこに一旦物資を集めます。そして、そこから各町村の生活困窮、母子・寡婦全て含まれるんですが、そこから支援物資を大体5回ですね。1世帯5回の支給でお米ですとか乾麺、それから缶詰、取りあえず生活に必要な洗濯の洗剤ですとか、そういうものを支給するというをやっているんですが、小海町の中でもしこれから事業展開するというでやっていくとなると、社協でストックして、それで町の中の人にお配りするという形なんですけども、人口規模からいくと、佐久圏域の中で一緒にみんなでやったほうがいいんじゃないかなというふうには考えております。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>マイサポを通してということなので、そこではやはり町の人にどれぐらい行っているとか、ちょっとつかめるのかつかめないのか分かりませんが、やはり独自でつかめるような形をやっていてももらいたいなと、そういうふうなことを探ってもらいたいと思います。シフトが減って、休業手当の支給の対象になることを知らない人も多いと言われてます。国の支援制度もしっかりと広報していただいて、町で悲劇が起こらないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。コロナ禍で多くの女性の仕事が減っていることの原因は、多くの女性が非正規労働者であるという実態が当たり前にあるからです。町でもそういったことの改善に取り組んでいただきたいことを、重ねてお願いします。このほど、私たち共産党小海支部で行ったアンケートが大分返ってきていますが、コロナ感染症についてお困りのことは何ですかの問いに、80%以上の方が感染が不安と答えられています。不安を感じているという声が多い中、そういった声にどう応えていくのかという問題においては、先ほど来からの把握の問題と併せ、前々から言っているように、しっか</p>

	<p>りとした相談窓口をつくり、コロナでお困りの方はいつでも相談くださいと受け入れる姿勢を見せることが、安心材料につながると思います。それと、PCR検査補助、新年度の予算から削られていましたが、これは今後町の行事を行っていく上でも積極的にやっていくべきだと思います。憩うまちこium事業にしても移住体験にしても、そういうことも受け入れていく。観光業や関わる皆さんの検査体制をしっかりと整えて、小海は安心ですと言えるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>相談窓口につきましては、ワクチン接種も始まるということがありますので、しっかりとした窓口、それからコールセンター等対応してまいりたいと考えております。それから、PCR検査につきましては、3月までということで実施しておりましたが、現在のところ24件ほど申請がありまして、やっております。また、3月末に向けてもう少し増えてくるかとは思っていますが、新年度以降につきましては、また検討材料とさせていただきたいと思っております。</p>
9番議員	<p>学校の行事も制限することなくやらせてあげたい、今年は修学旅行にも行かせてあげたい、遠くに住む孫たちに会いたい、そんな声が多いです。スーパーのツルヤが、従業員に定期的なPCR検査を実施ということがニュースになりました。従業員の安心にも、お客さんへのイメージアップにもつながったのではないのでしょうか。今全国で抗原検査キットが2,000万検体が余っていると聞いています。町でまとめて購入すれば、かなり安くできるのではないのでしょうか。ワクチン接種を待たずにどんどん始めればよいと思います。私は今の状況を変えるには、補償と検査体制を広げることだと思います。そして、次の話になりますが、令和3年度の予算を見たときに、不要不急の事業が多く見られると感じています。先送りできる事業は急いでやることはないのではと思います。温泉の大改修ややすらぎ園の大修繕、駅前整備、書庫棚購入、各種イベントの増額、町長の交際費など、今年度やるべき事業なのか、その辺の町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>施政方針で申し上げた部分につきましては、これは急務であるという判断を私がしたので、載せさせていただきました。</p>
9番議員	<p>私は、今年度はコロナでお困りの方をしっかりとつかんで、そこへの対策をしっかりと盛るべきだと思います。その中で、コロナ後の町の進むべき姿をしっかりと見定めていく、そういうことが大事なのではないかと思います。また予算審議の中で議論をしたいと思っております。</p>
議長	<p>1番の問題はそこまででいいですか。</p>

9番議員	はい。
議長	それでは、途中でありますけれども、ここで休憩にしたいと思います。 1時まで休憩といたします。 (ときに12時02分)
議長	再開いたします。 (ときに13時00分) 午前中、第9番 的埜美香子議員の質問の途中で休憩となりましたので、その後の質問についてこれから行います。的埜美香子君。
9番議員	続きます、高齢者に手厚い支援をとということで通告いたしました。これまでも福祉施策として高齢者支援策を講じてきていると思いますが、高齢者の方々にお話をお聞きすると、介護保険制度の中では本当によくやられているという声も多いわけですが、その一方で、介護保険の認定の問題や、いわゆる元気高齢者に当たる人たちからのつぶやきの訴えをお聞きすることも、結構あるわけです。通告では2点に絞りましたので、今回はこの2点で質問していきたいと思います。まず1点目の、補聴器購入に補助をとということで、高齢期の聞こえの支援に関してです。年をとると聴力が低下し、加齢による難聴は40歳ぐらいから、高音部から徐々に聴力低下が始まり、70歳前後で補聴器が必要になるのが一般的だと言われています。耳が遠くなることで会話に加わりづらくなり、人とのコミュニケーションがとりづらくなり、こもりがちになります。高齢者の労働参加や社会参加は、老後の生活を生き生きと元気に過ごせるかということと、加齢性の難聴への対応が重要な位置付けになってきます。そこでお尋ねします。町での加齢性難聴の実態の把握と対応はどのようにされているか、まずその点についてお尋ねします。
町民課長	お答えをいたします。補聴器の購入につきましては、障害者総合支援法による補装具費支給制度を利用されるということになります。補聴器は、身体障害者手帳4級以上の方が対象となっております。手帳の申請と併せて医師の診断が必要となりますので、病院等の関係者と連絡を密にした中で、購入につなげているというのが実態でございます。費用負担につきましては、補聴器の購入または修理に要した費用の額から、利用者負担額原則1割になります。それを除いた額を補装具費として、公費負担は国が100分の50、県と市町村がそれぞれ100分の25となっております。利用者の負担は原則として1割ですが、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は利用者負担がないということでございます。この申請の流れとしましては、利用者から医師の意見書、それから業者の作成する見積書を町に提出していただきまして、町から県のリハビリセンターへ補装具交付判定を依頼します。判定結果が県から町に通知されまして、交付が決定された場合は、町から利用者に交付決定

	<p>通知をして、補装具が納品されるという流れになります。こういう制度をしっかり広報をいたしまして、利用いただけるように一層呼びかけてまいりたいと思っております。</p>
9 番議員	<p>身障者への補助制度の中で補助をやっているということで、今説明がありました。しかし、難聴者がどれぐらいおられるかということとはつかみ切れていないということと受けていいですか。</p>
町民課長	<p>難聴者につきましては、身体障害者の関係で台帳ございますので、数はすぐつかめるようになっております。今年度の補聴器の購入の実態でございますけれども、今年度この補装具の関係での購入は11件ございまして、そのうち10件が70歳以上の高齢者の方でございました。価格につきましては5万円台のものが多くありまして、高価なものは10万円を超えるケースも出てまいります。高齢者の10件の購入の平均額は5万7,600円で、自己負担が発生したのが5件となっております。また、修理が1件あったということで、耐用年数は5年とされております。この補聴器を直接ご自分で買うというケースは、多分ないと思います。お医者さんの診断が必要となって、業者さんに注文するということになりますので、2年度における対象は10件ということでございます。</p>
9 番議員	<p>ただいまの説明は、身障者への補助制度の中で令和2年、高齢者の方10名の方が購入されたと、そういうお話でした。国立長寿医療研究センターが行った調査によれば、日本の難聴有病者率は65歳以上で実に45%になるという調査結果が出ています。そういう数で言うと、小海では高齢者の数1,800人ちょっとなので、810人ぐらいが軽度も含めた難聴者ということになります。この数からいって、補聴器の補助を受けてる方は僅かな数でとどまっているというのが現状と言えると思います。それは、この制度で補助を受けられる方が、先ほど言われました聴覚障害4級以上の方で、それは高度難聴者への支援にとどまっていることで、欧米に比べて大変遅れている実態があります。そういったことも大きな問題であろうと思うわけですが。もう1点、超高齢化社会を迎える町にとっても大きな課題であります、認知症の問題です。難聴というのはほほえみの障害と呼ばれているようで、お話をされて聞こえない、何回も繰り返し聞こえないと、尋ねるのではなく笑ってごまかしてしまう、これがほほえみの障害です。どうしても社会的に孤立しがちになり、これが認知症や鬱病を進行させていくのではないかとということが、今問題になっていきます。日本は欧米に比べて寝たきりや視聴覚障害の百寿者が多いそうです。今後は健康長寿のための予防医学が一層重要になってきます。</p>

	<p>最近になって補聴器を使うことで鬱病や認知症が抑制されると研究結果がどんどん出てきているそうです。加齢性難聴は現代の医学ではまだ治せず、早めに難聴に対応すべく、必要なら補聴器を着けることが大切になってきています。そこで壁になっているのが、先ほどの障害者総合支援法に基づき、補聴器の購入費用を公費助成する制度が、加齢性難聴者は対象になっていないということです。補聴器の購入は、先ほどありましたか、1台5万、10万、20万、そういった金額がかかり、また40万、50万台というものもあるといいます。また、せっかく買った補聴器が合わないとか紛失してしまったという声もお聞きします。年金で暮らす高齢者には重い負担です。こうした中で、公的な補助制度を独自で始めた自治体が各地で生まれ始めています。長野県では、木曾町、南箕輪村、そしてお隣の南牧村でも、令和3年度から実施されるそうです。我が町でも補助事業の実施を検討していただくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>ただいまおっしゃられましたように、他町村の状況等をよく調査いたしまして、またそういう制度が必要かどうか、必要だとは思いますが、その制度設計に向けて調査させていただきたいと思います。</p>
<p><b>9 番議員</b></p>	<p>本来ならば、これは国の事業として進めるべきものと考えますが、介護保険懇話会でもありました。今後団塊の世代の方が全て後期高齢者になる2025年には、介護保険制度自体がもう成り立たなくなる、もう既に成り立たなくなっている。介護保険制度ができて20年間で、保険料は3倍近く上がってきています。もう個人負担にも限界というところまで来ているのではないのでしょうか。もちろんこのことも国の負担率を初め公的支援が必要なのは言うまでもありませんが、私たちがこのほど行った町民アンケートですが、その中身を見ますと、暮らし向きは前回4年前に比べると少し苦しい、とても苦しいという方は減りましたが、それでも良いというよりは多いです。問題はその中身です。苦しいと答えた方の原因は何か。国保税、介護保険料が高いと答えた方が断トツに多いです。今のところそのような結果が出ております。そして、小海町政に望むことは何ですかの問いに対しては、税金の無駄遣いをなくす、その次に国保税・介護保険料の引下げ、その次に高齢者福祉の充実と、そういうふうが多くなっています。それだけ皆さん負担を感じ、高齢者福祉の充実を求めておられます。消費税の増税、年金が減った、医療費の増加も苦しい原因として挙げられています。超高齢化社会を迎えようとしている町にとって、高齢者の認知症予防対策としても、高齢者の皆さんが地域での様々な会合へ参加したり、独り暮らしの高齢者がいろいろなところへ出</p>

	<p>かけ、自分の補聴器でいろいろな方とコミュニケーションをとる環境をつくるのが、大変重要なことだと思いますが、町長、いかがお思いでしょうか。</p>
町長	<p>共産党の皆さんの熱い行動により、アンケート等々で数字が出ていることについては、真摯に承りたいと思います。また、税金の無駄遣いということについては、そういうことのないように我々が検討し、そして議会に諮り、町民の皆さんが納得していただいたところで使うということは、段階的に行っていると思います。また、それがどういうふうに映るかということは、町民の皆さんにまたお聞きした中でということですが、介護保険、それから国民健康保険等々を含めました中で、日本の保険制度はかなり充実しているというふうに、私は思っております。そういう中でのそういうご意見というものがあるといことは、これはまた行政として真摯に受け止めなければいけないというふうに思っておりますので、また大変貴重なご意見として承っておきます。</p>
9番議員	<p>補聴器の補助事業に向けてはお聞きしなかったんですが、ぜひとも町での補聴器の補助事業に向けての前向きな検討をお願いしたいと思います。時間もありますので、次に、高齢者の外出支援についてですが、このことも高齢者の皆さんの生きがいづくりやいろいろな方とのコミュニケーションをとる環境づくりに関わることです。町ではこの間、町営バスから始まってタクシー利用助成制度、また今議会では、小型バスの導入で交通弱者の買物支援、外出支援をさらに充実させようと努力を重ねてきています。私自身も、このことに関しては議員になってからずっといろいろと提案をさせていただきながら、交通政策に関わらせていただいております。議会でも北斗市や京丹後市などに視察などしながら、町に合った交通体系を研究してきている中で、今の交通体系を維持させてきているところです。そういった努力もある中で、タクシーの利用は年々増えてきています。今回出していただきました資料を見させていただきますと、令和2年は恐らくコロナで外出を控えているせいだと思いますが、少し利用が減っていますが、その一方で、バス停から距離のある方や、駅からの距離があってタクシー券が足りないという方、足の不自由な方への配慮など意見が寄せられています。そういったご意見が町にも届いていると思うんですが、いかがでしょうか。届いているのであればどのように対処してきているのか、お願いします。</p>
町民課長	<p>タクシー利用助成券の関係につきましては、資料の15ページに申し上げてあります。議員さんおっしゃいますように、今年度2年度につきましては、コロナの影響かどうか、2月末で前年度と比較しますと15%ぐらい落ちている</p>

	<p>のかなという感じであります。この制度は、使う方は48枚全て使い切るという方が大体30名ぐらいはおられますので、今後、こういう人たちのニーズ、何月頃使い切ってしまうのかといったようなことも細かく検討しながら、枚数を増やすための施策が必要かどうか検討をさせていただきたいと思えます。</p>
9 番議員	<p>それでは、町のバスやタクシー以外にも高齢者の移動支援事業があるというふうに伺いましたが、これは障害者総合支援法の関係だと思えますけど、利用状況がどのようになっているのか、分かれば答弁をお願いします。</p>
町民課長	<p>高齢者の移動支援事業としまして、歩行が困難な方、屋外での移動に困難がある方を対象に、介護保険事業で対応しております。費用は、身体介護を伴う場合1時間当たり3,000円、身体介護なしの場合は1時間当たり1,500円とされておりまして、費用の9割が町負担、1割が利用者負担となっております。事業は社協に委託されておりまして、実績としましては、利用者の1年間の延べ人数になりますけれども、200人から300人という実態となっております。</p>
9 番議員	<p>こういった制度も利用してもらうことを、もっともっと積極的に進められるのではないのでしょうか。問題は、困っている方の切実な声があるときに、問題を解決する努力をしているか。問題を先送りにしていないかということだと思います。高齢者の皆さん、車の運転もできればしたくないけれど、免許証の返納をすると公共の乗り物は不便だと、そういうふうに思っています。これは高齢者だけでなく、町民みんなに共通することだと思います。私はもう少し改善努力をすることで、今あるサービスを十分に活用していただき、満足度が増し、結果的にも無駄もなくなるのではと思っています。もちろん、デマンドタクシーとかを今後視野に入れるとしても、今ある制度をしっかりと充実させることが、まだまだできるのではないかと思います。前からお願いしているように、駅から近い人と遠い人のタクシー利用の格差をなくす。またバスのルートになっているところは端折らないでしっかりと回す。そして、先ほどの移動支援事業もあることも、しっかりと知らせて積極的に利用してもらう。そして、これから始まる小型バスの運行も、動向を見ながら柔軟に使い勝手の良いものにしていく。ぜひそのような努力をしていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>おっしゃいますように、バスの利用につきましては、小型化それからナナーズさんのほうにバスの路線の延長ということで、今回ご提案申し上げております。今後も工夫を重ねた中で、利用者が増えて喜ばれるようなものを模索</p>

	してまいりたいと思っております。
9番議員	<p>補聴器のこともそうですが、これから超高齢者社会をどう迎えるか。高齢者の皆さんが不自由なく暮らせるように、また積極的に社会参加したり生きがいをもって暮らせるように、こういったことをしっかりと構築することが、地域で支え合う社会につながっていくと思います。</p> <p>最後に、障害者への自立支援ということで、障害者が自立に向けて働こうというときに、なかなか働く場所がないという問題と、働く際の交通手段が大変という実態があることに対して、どのように対応していくかという趣旨であります。障害者の働く場所の問題は以前も質問させていただきましたが、その後の対応と状況の変化はあったのか、まずその点について伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>障害者の働く場所ということでございます。現在、障害福祉サービスとしまして、自立支援給付のうちの訓練給付である就労継続支援B型を利用されている方が、町内で12人おられまして、ポッポさんに7人、町外に5人という状況でございます。また、就労Bの給付は受けていませんが、地域活動支援センターひまわりを利用されている30人の方のうち、働く場として通所されている方が24人おられるということでございます。また、国や地方公共団体、民間企業におきまして、障害者雇用が行われております。障害者雇用促進法において、常用労働者の数に対する割合である障害者雇用率を設定しまして、事業主等に雇用率達成義務を課すことによって、障害者の雇用機会を確保することとされております。町では、八峰の湯でも雇用しておりますし、今後はブドウ栽培等でも軽作業について雇用していただけるように、栽培者をお願いをしていくという考えを持っております。</p>
9番議員	<p>障害を持って生まれた方、けがや病気で障害を持ち、以前の仕事ができなくなってしまった人、様々ですが、いずれにしても、働く意欲はあっても働く場所がないということがあまり解消されていないというのが現実ではないでしょうか。町の仕事で、今八峰の湯やブドウ栽培に関わってもらうこともしていきたいということですが、もっとやはり積極的に障害者雇用を進めること、大事だと思います。作業所だけではなく、健常者の中で働きたいと考える身体障害者や精神障害者の方がいます。障害に合わせて無理なく働ける環境を、まずは町が率先してつくるということも必要だと思います。そして、ただいまありました企業などにもお願いをしていく。町全体で障害者に対する偏見をなくしていくことが、誰もが安心して暮らせる町へと進んでいくのだと思います。そして、もう一つは、障害を持った皆さんが働ける環境を整</p>

	<p>えるために、今の公共交通だけでは対応が十分だと言えないということです。町では、町営バスの割引やタクシー利用助成制度で、高齢者と同様の補助をしてきています。ですが、薬のせいで朝早く起きれないことがあったり、バスに長時間乗ってられない、タクシーはとてもお金がかかって無理など、まだまだ課題が多くあるようです。高齢者同様に移動支援事業があるそうで、今回要綱を資料として出していただきました。簡単に説明していただいて、利用状況が分かれば併せてお答えをお願いします。</p>
町民課長	<p>資料のほうですと、16ページ、17ページ、18ページに障害者の移動支援事業の実施状況ということで申し上げます。この事業につきましては、対象要件として認定調査を行いまして、真に支援が必要な方とされております。費用負担につきましては高齢者と同様で、身体介護を伴う場合時間当たり3,000円、ない場合は時間当たり1,500円で、利用者負担は1割でございます。この公費負担の9割のうち、障害者の場合は国が2分の1、県が4分の1負担となっております。実績的には、令和2年度で12人、延べ237時間の利用がございました。事業は屋外での移動が困難な障害者の外出のための支援ということで、社協で実施している福祉輸送事業に委託しております。今後、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、これの上乗せとして町単独での送迎ができないか、これも検討材料として考えてまいりたいと思っております。</p>
9番議員	<p>ただいま説明ありました。この事業対象が、ここで見ていただけると、第4条にあるように、障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出と言いながらも、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出が認められていないということが、大きなネックなのではないかと思えます。こういった制度を大いに利用していただけるように、この部分の削除をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>ここですぐお答えできませんけれども、検討をさせていただくということをお願いしたいと思います。</p>
9番議員	<p>ぜひ通勤にも使えるような要綱にしていきたいとお願いを申し上げます。ぜひ、障害を持った皆さんが積極的に働ける環境の整備をお願いし、このコロナ禍の下でこそ住民福祉の増進を図る、この精神に立った自治体づくりを改めてお願いをし、私の一般質問を終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第 1 1 番 新津 孝徳 議員</u></b></p>	

議 長	次に第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
11番議員	<p>11番 新津孝徳です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、ワイン用ブドウ栽培について伺います。昨年にかにワイン用のブドウを栽培するというお話が出てきました。私ども議員すら知らない間でありましたが、話が進んでおり、それも地元の親沢地区ということで、びっくりしました。事情はどうあれ、最近の親沢地区の野菜の売上げはひと昔前のような勢いはなく、後継者も少なく、遊休農地があちらこちらに見え始めています。他村から通いで当地区で野菜を作っている方もいますが、まだ先に見えるところまでには至りません。Uターンしてきた若い家族が1組ありますが、区民全員で応援し、定着して頑張ってもらいたいと思っています。こんな状況でのワイン用ブドウの栽培ということで、私は大変期待し、興味を持ちました。蔬菜農家とワイン用ブドウの栽培の双方があれば、若い人たちのUターンや移住にも選択肢が増え、後継者が出てくるのではないかと希望を持ちました。現地での説明会のときに、3年目には実をつけると聞き、その早さにも驚きました。3年なんてあっという間です。そこで質問をさせていただきます。試験栽培をすると決めた時点での町の構想を聞かせてください。これは総務課長ですか。</p>
産業建設課 長	<p>お答えいたします。試験栽培につきましては、令和2年度、ご存じのとおり親沢で1反歩実施しておりまして、5種類の試験栽培を行っております。新年度については笠原地区におきまして、同じ1反歩に、地主の希望もありまして、10種類の苗を植えたいと計画しております。他町村の実績なども考慮すると、あと一、二年で適種の選定ができるのではないかと考えられますが、いずれどんな品種が小海に適しているのか、そのあたりを検証したい。その後おいしいワイン、そういったものに目を向けていきたい、そういう構想であります。</p>
11番議員	<p>今、ワインという話も出てまいりましたけども、そこまで見ていただければ大変ありがたいと。長い間取り組んでいくという気持ちであると思います。それでは、そのときに産地化へ持っていこうと、そういう希望はあったんでしょうか。</p>
産業建設課 長	<p>産地化ということなんですけれども、いずれにしましても、産地にするにしても、適種が見つかるか見つからないか、というよりか、見つけていくということが正しいと思いますが、そういう方向で進んでいくということでございます。一般的に1町歩で5トンのブドウが収穫できて、5,000本のワインができるというふうに言われています。また、1軒の農家でできる面積は2町歩</p>

	<p>程度ということのようです。まずは早く1町歩ほどに拡大してワインを作ってみる、そういう農家さんが現れることを望みたいということです。マーケティングも同時に行いながら、売り先を確保して、栽培面積を広げていくように考えたいと思います。将来的には10町歩ほどにして、独自のワイナリーができるまでになればいいなという構想を描いております。</p>
11番議員	<p>大分構想あるいは希望がありまして、大変驚いております。あのときの視察の際に、東御の醸造会社の指導をいただいたと聞きましたけども、そのときの町とその説明をされた方、そのときのどういう、いろいろ教えていただいたのか、考え方だったのかその辺をお聞かせください。</p>
総務課長	<p>すいません、そのときは私が担当したものですから、私のほうから答えさせていただきますけど、まず東御のヴィラデストワイナリーという、玉村豊男さんの経営されていた、今は経営者といえますか、実質的な社長は替わっております、その社長さんにまず相談をしました。それで、こちらも温暖化して、割と比較的日当たりも良くて、冬場の気温もそんなに、標高1,000メートルぐらいはあるんですけども、1,000メートルほど寒くないという地域があるんですけども、ワインに向いているかどうか見てほしいという話をしまして、現地に来ていただいて、試験栽培、どんな感じのところでやったらいいですかねというような話をしながら現地を見ていただいて、今回の1号地を選定したと。選定する中には地主の意向もありましたので、地主に、農地1年以上空いているけれども、何か使う予定があるかと。なければワインの試験栽培をやってみたいんで、畑を貸してくれないかという話を持ちかけたところが、その地主さんが、実は自分もワインブドウをやるために、ちょっと今いろいろと考えている最中だというような話の中で、それでは、じゃ、町のほうで試験をぜひしてもらいたいから協力をしていただけないかということで始めまして、東御のそのヴィラデストワイナリーの社長さんにもいろいろ細かい話を聞きながら、どうやって取り組んだらいいのか、今後私たちのワイン作りに対していろいろとご指導いただけるかというような話をしたところ、快くご返事をいただいたものですから、取りかかったということでございます。</p>
11番議員	<p>大変よく取り組んでいて、本当にありがとうございます。今年になって、ちゃんとした広報で説明会を開くと言ったのは、私の記憶では2月6日だったような気がしますが、この日はどうでもいいですけど、そのときの参加者の人数とその話の内容というのを教えてください。</p>
総務課長	<p>すいません、そのときちょっと産業建設課長は都合がつかなくて、私が代わ</p>

りに出席したものですから、当日の内容をご説明したいと思っておりますけれども、参加者は全部で6名ございました。町内から参加された方が3名、町外からの皆さんが3名でした。この町外の方というのは東京の方でございまして、小海の人とつながりのある方で、間接的に小海でワインブドウの栽培を始めらしいと。については説明会をやるからというような情報を得たということで、東京からわざわざお見えになったということでございます。この中の、笠原から参加された方がものすごく意欲を示していただきまして、試験栽培に協力していただけたということになりました。本人も過去に独自にブドウ栽培に挑戦した経緯があるんですけれども、そのときには失敗してしまったけれども、今回は町が協力してくれるのであれば試験栽培に協力したいということで、積極的に取り組んでいただけたということになりました。町外から参加された東京の皆さんにつきましては、その後、役場の担当者といろいろと話をしましたところ、メンバーは全部で5人いるんだと。今東京で仕事を持っている方、学生の方、アルバイトの方がいるんですけれども、このコロナ禍において東京には未来がないと。できれば受け入れていただければ、こちらのほうへ移住して、ぜひともワインブドウの栽培を手がけてみたいと。ゆくゆくは法人化をしてワイナリーを造りたいという希望を持っている皆さんだということで、じゃ、試しに移住体験住宅というのがあるもので、ぜひ寒い冬にどのぐらい寒いか、来て体験してみてくれないかということで、2月の14日頃からだったと思うんですが、2泊3日で5名の皆さんがお見えになりました。親沢の体験住宅に泊まって自炊をしていただきながら、東御のワイナリーを見学したり、町のワイン畑となる候補地の畑を見学したりだとか、そういったことを、職員が案内をして2泊3日を過ごして、この先どうするかという話をいたしましたら、こんな状況であればぜひとも受け入れてほしいと。だから、ときに住むところと畑を見つけてほしいという話まで発展しまして、ただ、皆さんワインで食べられるようになるのは早くても四、五年先にはなりますよという話をしましたら、頑張りますという話だったんですけれども、我々もいろいろ考えまして、地域おこし協力隊として受け入れて、3年間である程度のブドウ畑を造成して、3年後には独立して法人をつくって、ワインブドウの栽培に取り組めばいいんじゃないかということになりまして、そういった話をしたところ、ではぜひお願いしたいということで、3名の皆さんにおいては、できれば4月から小海のほうに移住をしたいという、今意気込みで考えておられるようです。ただ、今ちょっと住むところがなかなか見つからなくて、今住むところを一生懸命探しているところなん

	<p>ですけれども、一応そういうことで、先行きがものすごく、その皆さんのおかげで明るくなったかなど。取りあえず来るのは3名なんですけれども、残り2人についても様子を見ながら、できれば移住がしたいということで、今検討されているようでございます。以上です。</p>
11番議員	<p>6人の参加ということでしたけれども、やはりその中で東京の方がおられて、そういう意欲を持っているということは大変素晴らしいことであるし、本当に今の町がちょうど取り組んでいる事業に対しても合うんではないかと、そんなふうに思いました。そして、去年の現地で町の予算が使われることになりまして、次に参加希望のある人には井上光広さんが指導するというような話であったんですが、そういうふうに捉えてよろしいでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。令和3年度につきましては、やはり試験栽培ということで取り組んでまいりますので、笠原の方も分からないことは、やっている方、あるいは他地域でやっている、先ほどの東御市の関係ありましたが、知っている方にお聞きするなどして研修を受けながら進めていきたい、そういう考えでおります。</p>
11番議員	<p>今回も前回と同じ予算が出されているということで、私はこの前の説明のときとちょっと違ったかなど。そういうことで、この130万円という金額が多い少ないかではなくて、私が農業振興審議会のほうでも出ていたんですけれども、やはり菊の栽培をしている方からもお話がありまして、新しい品種の菊を作るときには、やはり新しいものは大変高いと、購入するのに高いと。そういうことで、ぜひ助成してほしい。あるいは私が前の一般質問で、陸ワサビの話をしたことがあります。あれもやはり特産品づくりということに当てはまるとは思うんですけれども、あのときは苗代にもならなかったと。そういうことで、ぜひともそういう新しいものに挑戦するときには、ぜひそういうことを助成してほしいということを、私は申し上げました。それで、要するにこのワインに130万円が悪いとか、そういうことではなくて、全ての特産品に関わってくる、これは全体的に考えていかなきゃいけないことだと思っておりますので、その辺については、そういうふうに全てのことにやはり助成するならばとか、そういうよく決まりをつくって、それで取り組んでいただきたいと思います。議案質疑の中でも、別の意見も出されて議論がありました。本当に今、前回の説明と変わってきたというのにも説明をいただきました。先日、議案質疑の中で、総務課長の降って湧いたというような話もあったんですけれども、しかし、これは町長の施政方針でも述べられている</p>

	<p>ということで、今内容が大変すばらしくなってきたらと思っておりますけれども、ここで町長のお考えを聞きたいと思えます。</p>
町長	<p>特産づくりは、これは本当に町の使命でございます、先ほど新津議員申しましたように、菊の新種等々につきましては、私もその場におったわけですが、まさにそのとおりだと思います。また、ワインブドウの栽培につきましては、新しい分野のチャレンジということで、そしてワイン用ブドウがどうしてもこの温暖化の中で、この地が適しているのではないかという実証をするためのものがございます。したがって、今この試験についての予算をお願いしているわけなんですけれども、状況を鑑みますと、なかなかいけるんじゃないかという考えを持っております。どうであれ、また新しいチャレンジも応募があることで、明るい未来を期待して進めていきたいと思っております。</p>
11番議員	<p>ちょっと戻りますけれども、先ほどの全体についての助成という面については、産業建設課長はどんなふうにお考えでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。審議会の中でも確かに助成を望む、そういう意見が出されておりました。来年度につきましては、チャレンジ支援金、その中で展開ができるのではないかと考えておりますので、そのような方々、新しいものに取り組む方々、特に花の方ですけれども、相談の上申請し、進めてまいりたいと思えます。以上です。</p>
11番議員	<p>今、チャレンジ支援金という言葉が出てきましたけれども、そちらのほうにも使えるということであれば、もちろんそれは結構なことあります。それをぜひ利用していただいて、計画が終わらないようにしていただければ大変ありがたいと、そんなふうに思えます。少し前のことですが、信毎に、60年後には長野県が鹿児島県と同じ気温になるという記事が載っていました。そうあってほしくないとは思いますが、温暖化は進んでいます。ブドウの栽培技術も進化しています。衰退していく中山間地の農業に、明るく希望の持てるような事業となるようお願いをいたします。条件はいろいろあると思いますが、気温は間違いなくブドウ栽培のできる方向に向かうと思われまます。まだこれから研究段階だとは思いますが、施政方針にもあるということで、本当に力を入れて、大きな希望を持って、今そういう話がたくさん出ましたので、ぜひ進めていただきたいと思えます。では、次の質問に移らせていただきます。地域振興について質問をさせていただきます。最初の問題とも関連しますが、町が発展するためには、常に町全体を見つめ、状況を把握していなければなりません。小海町は、地形上山間地が多い町だと思います。そ</p>

	<p>して、そのそれぞれの集落で、荒廃農地や遊休農地とならないよう、皆さん頑張っています。しかし、その担い手が年々高齢化しています。集落への憩いの場づくりということで書きましたけども、これはちょっと具体性に欠けておりますので、例を挙げますと、集落の近いところに花木等を植え、花を見ながら散策のできるような公園と仮定してください。町内にも、松原方面のように観光地はあります。毎年のように整備をし、観光客の誘致に力を入れています。観光振興の面から当然であり、必要なことであります。でも、年齢を重ねた人たちは観光地へ出向くのではなく、近くで顔見知りの友達と触れ合うところを希望しているのです。折しも、移住定住促進事業も始まり、施設もできています。やっかいなコロナの終息が見えてくれば、この事業も動き出すでしょう。区民とすれば、迎え入れる気持ちができます。花を見ながら交流できたらいいなと思っています。数少ない、小さなお子さんを連れた若いお母さんも、ちょっと散歩でもできる場所があればいいねと言っております。いきなり質問をしてもその返事がいただけるとは思っておりませんが、まず町としてこのような公園を、町の事業として考えられるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。</p>
<p><b>町長</b></p>	<p>各集落からもそういった意見、要望はあるわけですが、規模にもやはり異なりますけども、町で進めています集落支援金とかチャレンジ支援金等々を利用した中で収まるものであれば、ぜひそういったものを活用してやっていただきたいと思います。また、希望を細かくお聞きした中で、これは検討させていただくという形になろうかと思っておりますけども、まず第一歩は集落の皆さん頑張ってくださいまして、集落支援金を有効に使っていただき、そこへチャレンジ支援金を足してでもできればなというふうな、今新津議員の質問に対してのお答えはそういうことになろうかと思っておりますが、よろしく願いいたします。</p>
<p><b>11番議員</b></p>	<p>実はこの話はもう前から区の中ではあったことでありまして、施政方針で町長が述べております、ただいま言われたとおり、チャレンジ支援事業があります。仮に500万円の事業といたしますと、チャレンジ支援事業の最高額50万円を使っても、10年かかります。そして、この内容は集落の負担が大きいことです。あまり年月をかけていると、効果が出るまで集落の様子が一変してしまう、そういうことが心配であります。それで、私が今個人的にですが、その計画地のある、大分広いとこなんですが、一部を自分で木を切って、ちょっとやってみております。そんなこともありますけども、その辺も、ただいま申されたとおり、区長さんともまた相談して、チャレンジ支援金がい</p>

	<p>いのかどういいう状況がいいのか、また、私は町にお願いするような規模だと思っておりますが、その辺も含めてこれから進めていきたいと思っております。最初の大きな事業を町でやっていただくと望むところではありますけれども、憩えるところのない山の中の集落に、町民として公平な立場からも、ぜひ遠からず考えていただきたいと思います。これから区長さんを通じて、ただいま町長もおっしゃられましたように、チャレンジ支援金がいいのか、どういいうことがいいのか、また町とも相談させていただきますが、これから申請なり陳情も出てくると思っておりますので、その節はぜひよろしくお願ひいたします。私が初めて言った質問に対しては、前向きな答弁をいただいたというふうに感じておりますので、ぜひとも今後よろしくお願ひしたいと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで2時10分まで休憩といたします。 (ときに13時52分)</p>
<p><b><u>第7番 篠原 伸男 議員</u></b></p>	
議 長	<p>再開いたします。 (ときに14:10) 次に第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
7番議員	<p>7番 篠原伸男です。新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。しかし、その供給量については大変不透明で、まんべんに行き渡らないことを承知しながら、国では接種の取組を地方自治体に一任すると言っております。町職員におかれましても初めての経験であり、町民全体に対応できるワクチンがいつ供給されるのか、また全町民が接種するにはどうすべきか、苦慮することが多いと思っておりますが、接種については、高齢者や障害者の皆さんの接種場所までの交通方法など、様々なシミュレーションを繰り返して、小海町からコロナ感染者が出ないように、さらなるご尽力をしていただきたいと思います。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。本日お配りしていただきました一般質問の日程の資料の中で、私の篠原伸男の質問1、保育行政、2は地域活動支援センターひまわりについてということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。初めに保育行政についてお尋ねいたします。小海町は、子育てをしていく上では、佐久広域の市町村の中でも住宅取得に際してや、子育てクーポンやらおむつの助成等々、一番行き届いた支援をしていると私は思います。大変子育てをしやすい町だと思います。そして、子育て支援でよそに先駆けて実施したら、他町村より</p>

	<p>ベターな子育てがベストになるのではないかと思いますのが、私は、未満児の保育料の無償、それによってベストな子育て支援ができるのではないかと考えておるところでございます。よく3歳までは母親の愛情の中で育てるのが良いと言われておりますが、しかし、保育の在り方や子育ても、時代とともに変わってきていると思います。今年度予算では、保育園児104人ですが、保育料負担は未満児28人分480万円が計上されております。私は、3歳児以上と同様に3歳未満児も無償にして、子育てしやすい町ナンバーワンのまちづくりを推進すべきと考えております。未満児の子を保育園に出す親は、トータル的に見れば、若く収入も少ないと私は思っております。さらに、労働環境は大きく変わり、産前産後の休暇だけでは対応できないから、保育園に子供をお願いするようになってきていると私は考えます。そこで、未満児の子供も無償にして、小海町は産後もとても子育てしやすく働きやすい小海町であることをアピールし、さらに子供が多くても、未満児保育では1番目の子や半額の2番目の子は無償にし、子だくさんの家庭が増え、人口増の一翼を担ってもらうために、町長、3歳未満児の保育料は完全無償にすべきと考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
<p><b>町長</b></p>	<p>この問題は、たびたび質問をされたり意見をいただいたりしております。私も保育の現場のことにつきまして、保育士さん等々と個人面談を、毎年1回ではありますが、全員の皆さんとしている中で、参考にさせていただいていることなんですけれども、先ほど篠原議員おっしゃるように、3歳までは親の元でという基本のご意見を拝聴しております。そうした中で、やはり私は大変だとは思いますが、その中でも町の助成はしているわけでありまして、まず出産、そしてそれに伴ったものがだんだん応援をしているわけなんですけれども、この件につきましては、私は未満児を受け入れないという体制ではございません。ぜひというか、できれば3歳までは見ていただきたいんですが、ご夫婦の中での検討をした結果、出さざるを得ないとかいう場面は出てこようかと思います。この件につきまして、やはりどうしてもという皆さんに限って受けたいという、もともとの理念がございますので、完全無償化というのは、今のところ私としては考えてはおりません。</p>
<p><b>7番議員</b></p>	<p>今、だんだん労働力の問題が大変問題になってきております。そしてまた、女性の社会参加というようなものが増えてきているときに、どうしても預けなければ働けないという家庭が、最近は特に増えてきているわけがございます。全く希望者がいないというなら別ですけれども、町長、完全無償は今の段階では考えていないというご答弁いただきましたが、また私が話すこと</p>

をお聞きしていただきまして、再度また町長にもお尋ねしたいと思っております。現在、町は国の地方活性化戦略に基づいたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンに基づいて、まちづくりを推進しています。それは、このままでは日本の人口が1億人を切ってしまう。だから、日本の人口の1億人目標確保を目指して作成されているものでございます。そのときの合計特殊出生率は、2020年は1.8、2040年には2.07で計算して、日本人口1億人を維持しようという考えに立っているようでございます。そういった試算によりますと、小海町の2040年の人口は、出生率が2.07でも2,773人まで減ると推定され、全国的に限界集落または896の市町村が消滅すると言われてきました。ひと昔のはやり言葉でありましたが、そういう予想がされておる。現実を見たとき、2019年の合計特殊出生率は1.36であります。2020年は1.8を目指しておりましたが、2019年の出生数は89万人でございます。2020年は84万人と、はるかに出生が減少してきております。したがって、小海町の人口は2,773人を2040年には多分下回るのではないかなと思っておるところでございます。そんな折に、小海町で2021年、今年の前算、宅地造成設計委託料を計上しております。私は大変良い計画だと評価しておるところでございます。そして、2024年には順調にいけば、多分分譲も始まると思います。分譲開始に際して、子育てをしやすい町ナンバーワンを売り文句に宅地分譲と人口増を図るべきで、そのためには、私は未満児保育料の無償を実施すべきと考えるものでございます。先般、私は佐久の建設会社の方から、佐久平付近に宅地造成を検討している。ついては、その土地が私の知り合いのものであるので、口添えしてほしいと頼まれました。かつての岩村田小学校が1,000人を超え、新たに建設した小学校は既に満杯状態になり、新たな小学校建設を佐久市では検討していると、そのとき伺いました。立地条件を考えたとき、佐久市は小海町にないものも多く、佐久市の宅地造成ラッシュは、小海町にとって大変脅威になると思います。しかし、小海町の子育て支援は佐久市をはるかに上回っておりますので、その優れた子育て支援をさらに進めるためにも、未満児保育は無償にすべきと考えます。コロナ禍や時代の要請、流れによって、全国的にリモートワークが増えてきております。地方への移住希望が大変増えてきております。小海町は子育て支援の豊かさを町のホームページ等でアピールすれば、リモートワーカーも必ず関心を持ちます。宅地販売は少子化をストップし、人口増の大きな契機になると私は確信しております。そのために、宅地分譲が始まりましたときには、広範囲の地域からの小海町への移住やスムーズな宅地販売の推進に、私は未満児保育無償は大変大きな目玉に

	<p>もなるのではないかと思います。そういった意味で、今年度28人の未満児保育料は480万円でございます。そういった町の大きい発展を考えていった場合に、町長、いかがでしょうか、もう一度町長の保育料無償についてお考えをお尋ねいたします。</p>
町長	<p>私の申しているのは、未満児を非常にお母さんが大切にさせていただきたいというのがまず第一でございます。それから、480万円につきましては、これは多いか少ないかは判断しかねるところでございますけれども、子供さんをたくさん作っていただき、育てやすい環境をつくるということは、これは町の使命でございます。したがって、その方向に向いていないかという、先ほど篠原議員のおっしゃるとおり、佐久界限ではナンバーワンの保育をしているというふうに、私は自負しております。先頃、私の知人も、小海に住んでいたものを、佐久市に家を建て、子供を保育園に出した途端に、大変驚いたというようなこともお聞きしております。今の時点では、私は大変すばらしいご提案、そして計画ではないかと思いますけれども、今のところの考えでは、やはり完全無償化というものは、私はちょっともう一步考えてやりたいと思っております。</p>
7番議員	<p>今3歳以上の保育ということにつきましても、昔から保育料の軽減あるいは無償化ということが叫ばれてきておりまして、なかなか実現しなかったです。しかし、今はそれがどこでも普通になっております。やはり時代の流れと、それから日本の人口を考えていった場合に、なかなか子育てというものはお金がかかるわけでありまして。そういった意味で親の負担を軽くし、そして育てやすい環境を、これは国はもちろんであります。地方自治体はそれを本当に先々真剣に考えていかなければならないんじゃないかなと思います。私、かつてタブレットを配布することをどうだと提案させていただきました。そのときには、まだいささかというような考えを示されましたが、しかし、実際にコロナ禍というものがはやってきたら、もうタブレットを使っただけの授業、オンラインというものが普通になってきております。たしか、町長も今急に無償化というのは難しいというお考えも分かりますけど、黒澤町長の一番良いところは、何につけても1番にやるということじゃないですか。そういう意味で町長、どうですか、もう一度ご答弁をお願いします。</p>
町長	<p>長年のお付き合いで、私に対する大変大きい期待、心に響きました。しかし、何度もお答えしているように、この場でということは差し控えさせていただきたいという部分と、大変貴重な意見と心から承っておきます。以上です。</p>
7番議員	<p>保育行政というテーマのもとで質問要項を出してございまして、無償化という</p>

	<p>ことは今日初めて質問の席で述べさせてもらったわけでございます。それぞの立場があると思いますので、ぜひ私の知っている黒澤弘町長は1番が好きですから、ぜひぜひ近隣の町村に先駆けてやっていただくことを期待しておきますと同時に、やはり若い女性がこれからは働かなきゃならなくなってきている時代であります。小海町の人口を考えても、情勢を考えても、労働力とか人手が不足しているということでもありますので、ぜひ今まで以上に突っ込んで検討をしていただきまして、いずれ後に良い返事がいただけますよう、要望いたしております。次に、園児の健康管理についてお尋ねいたします。女性の社会参加は、先ほども申しましたが、毎年増加してきております。そんな中で、保育園児は急に発熱したり等、身体的に大変不安な要素があります。そんな健康上の問題が生じたときに、園児の親に連絡をとられ、親が駆けつけるようになります。実際、勤務している親がすぐに駆けつけるということはなかなか大変であり、また、そのお子さんに保母さんが専念することも無理があると思います。働いている親が時間的に余裕をもって保育園に子供を迎えに来られるように、保育園に看護師を配置することを提案したいと思います。平素はもちろん、万が一異常が発生した場合にも、親にもそして保母さんにも過度な負担がかからないように、園児の平素の健康管理、健康教育に役立つと私は思っております。前にも一度こういった質問をしたことはありましたが、そのときに私の議会だよりを見た看護師経験の方が、「それはとても良いこと」で、もう退職した方ですから、「よければボランティアでそういうことに応じてもいいというようなこと」も申されました。小海町なら安心・安全で子育てができるような病後児保育ということも、将来的には検討すべきだと思いますが、今はちょっと無理かもしれませんが、取りあえずは看護師さんを置いて、園児の健康を更にしっかりと保持していくというようなお考えは、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>現在、保育士さんのほうにお願いしております状況といたしましては、園児さんの要するに健康状態、まず家で見ていただく。そして登園していただく。その中で十分の注意を払った中で様子を見ていただいております。そして、今看護師さんが常駐していればということなんですが、小海町の各施設、救急車の手配といたしますか、消防署が近くにあります。たまたまではございますが、そういったところに助けられている部分は大変あるかと思いますが、やはり保育士さんの安心、そして親御さんの安心等々を含めた中で、看護師さんも足りないわけですから、その皆さんに来ていただけるかどうかは、かなり厳しい部分があるかと思いますが、先ほど</p>

	<p>篠原議員おっしゃったように、OBであるとか、そういう経験者であるというようなものを含めまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
7 番議員	<p>ぜひ前向きに、そしてもう一つ私は、小海町はよく地域おこし協力隊を活用しておるところでございますが、こういった地域おこし協力隊、前にもやはり保母さんの問題が出たときに、今現実的にはなかなか保母さんの確保が難しい。それから看護師さんの確保も難しいということでございますが、しかし他町村を見ていると、結構専門的な知識、資格を持った人を地域おこし協力隊として活用しているケースが多々あります。そういった意味で看護師さんの確保ということがまた難しいようでしたら、地域おこし協力隊というようなことの面の活用も私は可能ではないかと、そういったことでありますので、ぜひまた保母さんも、それから親御さんも安心して保育所に任せられるということで、看護師さんがおれば安心できるのではないかと思いますので、ぜひぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。</p> <p>では、次に地域活動支援センターひまわりについてお尋ねいたします。第6次小海町長期振興計画「チャレンジこうみ2020」の31ページ、この冊子ですね。この冊子の31ページには、ひまわり事業所の民営化等を検討し、サービス提供の充実を図りますと明記されております。それを受けて、小海町長期振興計画前期計画、令和2年から6年によれば、地域活動支援センターひまわり運営事業について、NPO法人化、相談支援事業が挙げられていましたが、令和3年から5年度の実施計画では、NPO法人化の文言が消え、ひまわりの運営だけが変わってしまったのはなぜでしょうか。令和2年に定めた長期振興計画前期分が、たった1年、令和3年の実施計画で変わるということは、長振計画の中には書いておいても、NPO法人には何もメリットがないということではございませんか。現在、ひまわりは地域活動支援センターひまわりとしてやっておりますが、これは通所している皆さんの社交の場とか制作活動の場とかというようなことの、ある程度限定されておりますが、しかし、今国などで求められている、先ほども質問がありましたが、身体障害者の皆さんの働く場所というものには、NPO法人等の法人の者が設置しなければならない。それによって就労継続支援事業所に指定され、就労の機会を得ることができるようになっておりますが、なぜこのようにNPO法人の法人化というものが簡単に文言が消えてしまったのか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>それではお答えをいたします。地域活動支援センターひまわりについて、長期振興計画との関わりについてというご質問でございます。長期振興計画に</p>

	<p>は、今議員さん申されたとおり、10年間の基本計画には、ひまわり事業所の民営化等の検討という言葉で載っております。5年計画には、以前はNPO法人化と載っていましたが、今回は載っておりません。これにつきましては、元年度から2年度にかけて、議会の皆さんからも様々なご指摘いただいた中で、加工施設の工事を一旦予算化したわけですが、その事業を凍結して白紙撤回したということがございまして、それに伴い、ひまわりのNPO法人化というのも一旦撤回させていただいてということで、現在法人としておりますけれども、事業を運営していく体制がまだ調っておらないということで、今後もし体制が調べられれば、ローリングの見直しをしてまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ここに資料ありますけれども、令和2年度の全員協議会のときに、款3民生費、項4社会福祉費、目4心身障害者福祉費事業費予算変更案というのが出されております。その内容は、報酬、職員手当と旅費が皆減され、委託料にそれが全て振られております。9月に補正して10月から実施をするという説明を受けておりましたが、このときは民間委託ということ、NPO法人ということが前提であったのが、なぜ変わったのか。議会で議論したときには、その手続に瑕疵があったから駄目なのですか。そして今、この法人は取消しはなされていないわけですね。そこまで詰めていたNPO法人というものが、今町民課長の答弁を聞くと、前向きにやってみたいな話にもとれるんですけども、その辺は具体的にはいつローリングしていくわけがございましょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>このNPO法人化というものでございますけれども、このNPO法人の設立につきましては、令和元年7月23日に長野県の認証を受けており、住所が町の施設になっておったということでございます。議会のご指摘等もいただきまして、現在のところですが、この町の施設であった住所につきましては、今年の1月に長野県の定款変更の認証申請を行いまして、1か月の縦覧期間を経て、知事の認証を受け、住所は変更しているという状況ですので、ご報告はさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げたとおりですけども、現在は法人として事業を運営していく体制がまだ整っていない状況にあるということでございまして、NPO法人という登記はございますけれども、今後は事業運営に対しての体制が整っていけば、また考えてまいりたいという状況でございます。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>令和元年7月でしたか、NPO法人を届けてあると。それで、私どもが、先ほども申し上げましたが、令和2年の全員協議会のときに、先ほど申し上げました科目のところ報酬、職員手当等がみんな皆減され、それで委託料の</p>

ほうまで振られているんだよね。ということは昨年ですよ。昨年そのときには、既に体制が整ってていたということじゃないの。今聞けば、体制が整っていないからと。あえて私がひいき目で見れば、いろいろトラブルがあったから、そのNPO法人の皆さんに若干今控えめになって、やる気がちょっと減少しているかなと、百歩譲って見た場合ですよ。しかし、スタッフ的にはみんな変わりもないし。それから、確かに行政財産である町の施設ということに対して、上の決裁云々ということがありましたが、しかし、法律的に見ていった場合に、行政財産は平成18年の地方自治法改正によって、民間事業者にも貸付けが可能になり、行政財産が今まで以上に有効活用できるようになったんですよ。そういった意味からいけば、NPO法人というものが設立して、それでひまわりと運営していくということは、決して法律に触れてもいないし、それから町の皆さんだって、昨年の全員協議会のときに、9月に補正して10月から実施するということになれば、法人のことについても知らないでは済まなかったわけです。これは過去においてもさんざん議論した結果ですけどもね。そして、そういった地方自治法の改正を受けまして、その結果、地方自治法第238条の4によって、行政財産は貸し付けることが可能であり、それに基づいて、小海町行政財産の目的外使用に関する条例が定められていて、平成18年の1月1日からこの条例が施行されているんですよ。だから、町の条例的にも行政財産というものは使用することが可能であります。今、町民課長の言葉を聞くと、体制が整っていないと言われれば、私もその後の体制については調べてありませんですから、何も言えませんが、私が作業所のひまわりの皆さんと話をしたときには、大変意欲的に取り組んでいきたい旨を申し上げておりました。そして、障害者総合支援法は、全ての障害者及び障害児が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることを理念としております。これからの社会福祉は、私はもっと複雑多岐にわたっていきまして、行政だけで担うことには限界があると思います。NPO法人など、民間の方々と手を取り合って、その理念を実現すべきだと私は考えております。ただ単に地域活動支援センターでは、交流の場とか、それしかできない。しかしながら、NPO法人を取得し、そしてNPO法人によって就労継続支援事業所として就労の機会、そしてまたNPO法人の皆さんが、町からだけの仕事ではなく、新しい仕事も探すことが可能になってくるわけでございます。そういった意味で、私はせっかく盛り上がったNPO法人をこのままただ置いておくではもったいないと思います。これは、NPO法人などの設立した皆さんともう

	<p>一度よく話し合っ、町民課長が言われる、町が任せるには体制が整っていないというならば、どこがどういうふうに整っていないのかをよくそのNPO法人の皆さん方と話し合っ、私は障害者の皆さんの地域参加できるような体制を整えるべきだと思いますが、NPO法人の皆さんと話し合っ、そういうことをやっていく気がありますでしょうか、お尋ねいたします。</p>
町民課長	<p>この地域活動支援センターのことにつきましては、今年の1月と2月に障害者福祉施設等検討委員会というものを立ち上げまして、この地域活動支援センターの今後につきましても、ご相談申し上げているところでございます。お話の内容につきましては議員さんおっしゃるとおりでございます、現在のところは1年間、力をためるといいますか、町とひまわりの皆さんとの話合いも随時やっておりますけれども、令和3年度につきましては助走期間といえますか、しっかりした体制づくりができるかどうかということも含めて、お話し合いをしていく時期にしていきたいと思っております。将来的にNPO法人ひまわり、あるいはほかの法人という道もあろうかと思いますが、3年度は、そうしたものを中身をみんなで確かめながら進めてまいる期間としたということでやっております。その委員会につきましては、また新年度、3年度になりましてから会議を開きまして、将来的なものについてもまた詰めてまいりたいという段階でございます。</p>
7番議員	<p>いろいろ福祉の問題というのは、いろいろな問題が新たに新たにと出てきますから、なかなかその都度ずばずばと対応していくことは難しいと思います。以前にも障害者の皆さんのデイサービスの施設を造るというようなこともありました、そういったこともなかなかすばつといかないで、今度また検討委員会を開いたようですから、そういったことも含めてやっているとありますが、しかし、もったいないなと思っておりますのは、今ひまわりで働いていただいているあの方たちがNPO法人でやっ、ていこうという気概を持ったときに、ボタンのかけ違いかどうか知りませんが、ちょっと頓挫してしまつた。私としては、先ほど町民課長も助走ということをおっしゃられましたけれども、ぜひ、これは福祉をやっ、ていくのには、行政が新たにあれこれしていくということは、もうこれからは難しいと思います。ある程度民間に任せた形の中でやっ、ていかないと、行政は財政的には支援は可能ですが、人的なものとかそういったものになってきたときには、またそれぞれのプロの道の人たちが集まっ、てこうい、うNPOをつくっ、てやっ、ていくわけですので、来年のことを言えば鬼が笑っ、ちゃいますから、あまり信用はできませんけれども、ぜひ来年、令和3年はもう今年スタートに向かっ、てきてお</p>

	りますので、今のひまわりにいる皆さんと責任もって話し合っ、良い方向に行き、そして小海町が障害者の皆さんも住みやすい安心・安全な町ということが大きな声でアピールできるようにご要望いたしまして、私の一般質問は終わります。
議 長	以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。ここで3時まで休憩といたします。 (ときに14時46分)
<b><u>第10番 井出 薫 議員</u></b>	
議 長	再開いたします。 次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。 (ときに15時00分)
10番議員	10番 井出薫でございます。私は、通告しました施政方針から、それから介護保険料について、それから国民健康保険税についてということで議論をしてみたいと思います。まず最初に、町長施政方針の中で、早いもので私の任期も残すところ1年となりましたと。元気な小海町をつくりたいという公約の下、町長に就任し、間もなく3年が経過しようとしていますと言われていますが、私、3年間町長自身がどのように評価されているかといった点を、まず最初に伺いたいと思います。
町 長	私、施政方針の最初に書かせてもらいました早や3年ということが、3月25日をもって3年ということになりますので、書かせていただきました。私も議員の経験もなく、そして行政の経験もなかったわけなんですけど、志一つにし、そして会社を退職し、町長を目指し、この場におけるわけなんですけども、やはり私がまずやりたかったのが、この町を元気にしたいと。最初から言っていますけども、それには元気の施策っていういろいろあるんですね、とにかく多岐にわたって。そして、私も毎年毎年こうした議会等々を通じまして、大変勉強させてもらっているわけなんですけども、とてもとてもまだ完璧というわけにはいかないわけなんですけれども、そういう中でも、私が元気を皆さんに持ってもらいたいというのは、私自身がまず元気でなければ、これはまず駄目だということで、職員の皆様にまず挨拶、そしてラジオ体操等々を通じまして毎朝の朝礼、それから個人面談等々でこの中の者をまず元気にし、そして施策を立てていくという、健康でなければ良い考えが出ないはずでございます。そういうところで、職員の皆さんの心身共にの健康、そして私も少々ご存じのとおり、お酒については過ぎるわけなんですけども、そういったところでの活力も生かしながらやってきたつもりでございます。そういった中

	<p>で、数々の施策を議会の皆様にお願ひし、そして率先して遂行してまいったわけなんです、まず冒頭言えるところは、元気なまちづくりについて邁進してきたというところでございます。</p>
10番議員	<p>実は私、今日町長、元気な小海町と、選挙の前に町民の皆さんに届けておられたパンフレットをここへ持ってきたんですけども、まずは挑戦と。それから新鮮・実行という大きい部分を掲げて、幾つかの政策を実際に実行されてきたと。私、こういうふうに見ましても、例えばやる気・元気・チャレンジという点では、今の町長の話にもありましたけども、あとは小海渉外戦略室を造るとかね、観光・起業・店舗改装・企業保養所・広域連携、その他ふるさと納税によるいろいろの事業、それぞれに町長はやはりこなされてきたというふうに、私は見えています。それから、新鮮という中では、行政改革ということで、女性や若者の声を聞く、あるいは南佐久地域での連携とか、そういったこともやられてきていますし、実行の中では、民間企業の経営感覚を行政にということで、行政は最大のサービス業ということで、職員に対するいろいろの取組を、研修を初めとしてやられてきたというふうに思います。子育て支援もそうであります。給付型奨学金の創設、それから過疎化対策と。移動販売車などを実現されてきていると。また、去年からは、先ほど来話がありますコロナ禍の中での国の支援金を使った町民に対する様々な事業の遂行と。3年度予算も含めまして、2億9,000万くらい国から来ているという点で、それぞれいろいろ皆さんの意見も聞きながら、計画してきたと。今度の施政方針の中でも、7号補正で町民へまた1万円の配布とか3,000円の食事券とか、そういったものを予算化した中で、住民の方から喜びの声が寄せられたというような話をされているわけですけども。ただ一つ、町民目線の行政を推進するために、まちづくり委員会、これを設置するというふうにしてあるんですけども、この辺は、町長としてはどのような取組を実際にされてきたかという点をちょっと伺いたいわけでもありますけども。</p>
町長	<p>町民の皆様の広く意見を聴取するためのものにつきましては、まずは各区、それから民生委員の皆様、それから各種審議会、委員会、協議会等々の中で、私も全部の委員会等々に出席しております。そういう中で町民の皆様の生の意見を拝聴した中で、課の皆さんと検討するというものはもうもちろんでございますけども、議会の前といいますと、毎週毎週というか毎日というか、委員会、協議会等々がございます。そのほかにまだ町の皆さん、直接おいでになって意見を言っただけの部分、それからご意見箱等々で、ご意見箱は箱の中に投函するという行為はほぼゼロになったもんで、今のような封書</p>

	<p>へ入れて送ってもらうという形になっておりますが、飛躍的に意見は増えています。そういった中の意見を吸い上げて、町政に反映させていくという自負でございます。改めてその検討委員会というものを、必要であればやはりそれぞれにつくるべきだと思いますけれども、今のところこのコロナ禍になりまして、非常に持続化給付金等々の割振りというものにつきましては、私どもの知恵を十分に振り絞った中でやっているつもりなんです、議会にご提示申し上げ、そしてお認めいただいたものはやっていくという形は変わらないので、私とすれば、元気なものをつくるための意見の拝聴というものはほぼほぼできているのではないかというふうに、私自身は思っております。</p>
10番議員	<p>町長、私、町長も入れて5人の町長と議論をしてきました。そういう中で、ただいま町長言われましたね。いろいろの検討委員会とか審議会とか、そういったものを立ち上げて町民の意見を聞くということは、どの町長さんもやられてきたんですよ。あなたが今おっしゃったようなことは、どの町長さんもやられてきたと。それで、私、ここへ平成30年度の町長の施政方針を持ってきたんですけども、まちづくり委員会は、新鮮という中で、町長こういうふうに言っているんです。「次に新鮮ですが、民間上がりの行政経験のない町長で、言うことなすこと今までの常識と違うと思われることがあるかもしれないかもしれませんが」と、「公務員世界の常識が必ずしも世間の常識とは限らないと思います」、このように言われて、「私は町民目線の行政推進を目指していきたいと考えています。まずその第一歩として、仮称ではありますが、まちづくり委員会を立ち上げ、町民の皆様の忌憚のないご意見、ご要望を町政に反映できるシステムを構築していこうと思います」というふうに、町長言われているわけですよ。ですから、私は、忌憚のないご意見と、多くの町民の皆さんにまちづくり委員会に集まっていただいて意見を出していただくと。そういった部分での取組がどうもちょっと弱かったのではないかというふうにここで感じているということ、最初に申し述べておきたいと思いません。それで、次にもう1点、町長就任されて初めての定例会の一般質問で、答弁されたことをちょっと議論したいと思うんです。平成30年6月ですよ。町長にとっての第1回。定例会の議事録を町長に見ていただきながら議論を進めたいと思いますので、議事録を町長に示したいと思いますが、議長、いいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、いいですよ、配ってやって。</p>
10番議員	<p>俺が持っているから、町長へ渡してもらえますか。お願いします。それでは、ちょっと確認、本当は皆さん全員に配って見ながらやってもらえばよく分か</p>

と思うんですけども、私が言うことは町長に確認をしてもらいながら、議論を進めていきたいと思えます。このときもやはり質問の通告で、施政方針ということで町長と初めてこの議会で議論させてもらったんですけども、最初のページの、私の質問の下から4行目ぐらいのところですけども、3行目ぐらいですかね、今度の町長の施政方針から、新たに町長の意向に沿った補正予算が示された部分はどれだけあるのかと。どの点がどうなのかという点をまず教えていただきたいと、私は町長に伺いました。そういう中で、その下の段ですけど、町長は、「補正予算の中で一番目玉となりますのは、人材育成費について、研修会、講師謝礼というものはこれまでなかったわけですが、これを100万円盛らせていただきました」。それから、職員研修費を50万円から82万円に、32万円増額させていただいたと。あとは備品だとか総務費だとか公用車購入だとか、町長はこういうふうに答えております。それで、次のページを見ていただければですけども、私、7行目ですか、一番最初は、前町長が骨格予算を組んで新しい町長が補正1号という形で予算を提案するわけでありまして、私は、当初予算といっても、町長にとっては文字どおりの当初予算の補正1号だというふうに思いますと言っているわけですけども、その中で、議会提案された資料に町長が今言われたこと、一つも当時資料がなかったわけですよ。予算はあったけど、具体的な資料がないと。それで多くの議員から、職員研修って何だとか、様々な議論がされたわけでありまして。それで、私、当時ちょっといろいろ資料を取り寄せまして、真ん中辺になると思うんですけど、甲府市の研修についてという資料を皆さんにも見てもらいながら、町長にも示していったわけです。それで、この甲府市の研修というのはどういうものかと。「地方自治体の人材育成の目的」という資料ですけども、地方自治体の基本的な人材育成の目的と銘を打って、地方自治体の基本的な役割は住民の福祉の増進を図ることであり、甲府市においても、市民一人一人が甲府市に住んで良かったと実感できるまちづくりのために、様々な目標を掲げ、その実現に向け、市民ニーズや地域の特性を生かした事業等に取り組んでいると。しかしながら、変化の激しい時代にあっては、今まで以上に市民に対する責務を的確に果たし、継続的に高い成果を上げることのできる強い組織が必要となるため、その構成員である職員一人一人がその資質、能力、意欲を十二分に発揮し、成果を上げることが求められていると。こうしたことから、市の経営資源として重要な財産である職員を組織として育成し、市の発展と市民の幸せに貢献していくことを目的として、人材育成を行うと、職員研修を行うと。そして、その上に基本目標とか

	<p>職員像とかそういうものを、当時4ページぐらいあるんですけども、出されて、甲府市は予算化されているんです。それで、その次のページを見てもらって、私の発言の最後のほうになりますけども、「議員にも町民にも理解していただく点からすれば、やはり予算提案、様々な条例に対しての資料というものをしっかりと示すということが、私は求められるというふうに思うんですけども、いかがですか」と町長に聞いているんですけども。聞いているよね。町長は、「ご指摘の部分はまさにそのとおりだと思います。課長の皆さんはほとんど30年くらい役場にお勤めで、私のサポートをしていただいているわけで、こういった資料提出はそう困難ではないと思います。それはまたするべきだと思います」、町長はこういうふうに答えているわけです。そこで私が伺いたいのは、この3年間、ただいまの町長の初めてのときの議会の答弁で、資料を出す能力が職員にはあると。また出さなきゃいけないというふうに答弁されているんですけども、この3年間でどのようになったのかと。また、どのように考えておられるかという点を伺いたいんですけども。</p>
町長	<p>これは私も鮮明に覚えているわけでありまして、そして、その間資料提示ということについては、いささかも拒んだものはないというふうに思っております。したがって、私が初めての議会でこの指摘をされ、私もこれを読んで、よくこうやって答えたなど自分ながら思います。その中で、やはり三十数年お勤めの皆さんですから、資料の提示はできるわけですから、それを私自身、そして課長たちも、いささかも拒んだ部分はないと思いますが、その辺はご理解していただきたいと思っております。</p>
10番議員	<p>この質問は、町長が職員研修費で100万円乗せたと。資料がないんじゃないかということから、甲府市は、同じ職員研修でも、4ページ立ての資料を作って、研修の目的から理想の職員像まで、議会と市民に提示をして予算提案しているわけですよ。私は要求したから拒んだということじゃなくて、この3年間、皆さんが予算提案をされて、本当にこういった姿勢でやってこられたのかどうかと、これを伺っているんですよ。また町長自身がどういう努力をされたかという点を伺っているわけです。</p>
町長	<p>予算計上しました講師の選定につきましては、課長のほうからの報告の中で、私も内容を聞きましてやっているわけなんですけれども、それがどういった目的かというものは、本当に明確に分かるわけでありまして、これを議会に提示という話になれば、やはりこれはすべきだったというふうに思いますけれども、各講習とも、私は実のあるものであったというふうに思っております。</p>

10番議員	<p>町長、私同じことを何回も申しませんが、この3年間、小海町は大変だったわけですよ。例えば平成30年の9月、町道新田小海原線崩落復旧工事、もう大変問題になり、新聞沙汰にもなりましたよ。その後、雇用促進住宅用地と建設、あるいは空き家の撤去と、もう何回も問題になりました。私は予算審議の中でも言いましたけども、雇用促進住宅の場合は、もう進入路のことだって、私は都市計画の中で大丈夫かというような質疑もしたんですけども、結局行政から指導を受けて、新しく造らなきゃならない。誰が行って分かって分かりますよ。ああいう道を後付けで造らなくちゃならなかったと。そのほか、設計はできたけど土地が狭くて入らないとかね。境が云々、空き家が云々と、こういう問題がさんざんあったところです。それから、財政調整基金でも問題になったよね、いろいろ議論された。令和元年の9月議会最終日には、ついに黒澤町長は5点にわたって謝罪発言を、議会と町民にされた。詳しいことは言いませんけども。ですし、令和2年の当初予算では、一部否決と。さっきどこかの一般質問でありましたけども、私も記憶の範囲で、当初予算が一部否決なんていうことは初めてですよ。そして、去年からはいろいろありましたけども、例えば小海町店舗新築等助成事業問題、議員2人が関わる問題であったりしながら、5回も新聞報道されてね。町のイメージダウンと。こういう3年間、町長のすばらしい実績、やってきた仕事に合わせて、こういうことが数多くあったわけですよ。私は、何でこういうことが起きるか。ここをやはり町長はどのように考えておられるかという点を伺いたいです。</p>
町長	<p>今、井出議員のご指摘の部分につきましては、私も十分反省する部分等々、多々あったわけなんですけれども、やはり表現不足とか、それからいわゆる議会とのボタンのかけ違い等々あったように思っております。私はまず、この議会との関係を保つために、調和をとろうという姿勢をずっと貫いてきたわけなんですけれども、そういった中でいろんなご指摘が出てくるということは、これは井出議員のおっしゃるとおり、調査の不足とか、それからちょっと甘い部分があったとかいうことは否めません。ただし、その部分についてのことも、やはり職員は町のためという、あるいは元気にやるという基本は私は感じたわけですから、判こを押したわけです。したがって、そういう部分の責任は私にありますけれども、できたもの、それから経過した中では、決して大きな失敗ではなかったというふうに認識しております。</p>
10番議員	<p>若干、町長ね、もちろん反省された時期もありますし、そういった発言をされた是非もありますし、準備不足みたいなことを今言われたわけですけど</p>

も。私は、町長、まさに準備不足だと思いますよ。それで、先ほど言ったように、甲府市は予算提案すると、全部資料を付けて議会や町民に公表するわけで。それをこの間してこなかったと。そういう部分がこの様々な問題に発展したというふうに、私は認識しています。それで、なぜ問題は準備不足になるかということなんです。まさか説明資料を作れないということはないと思いますし、作る必要を感じないのかと、こうまで思えるんです。それから、一番やはり私は考えなきゃいけないのは、庁舎内での職員同士の経験交流、これまで様々な事業をやってきたのに、同じような間違いをまた起こすじゃないかという、そういう思いが私は物すごく気になっているんですよ。それで、やはりこうした姿勢がさらに大きな、私は問題になっているというふうに思います。それは本来予算というのは、一つ一つを積み上げて作られるべきものだというんですけども、それが誠に大づかみな、大ざっぱな予算になってきていると。1億円ぴったし、1,000万円ぴったしね、もうそういう予算が増えてきていると。例えば、令和3年度当初予算で小海駅前再整備設計委託料と、1,000万円ですよ。どういうことをやるという資料は出ていないわけ。だから、これでまた委員会でものすごい質疑になるわけですよ。それから、新分譲地宅地造成設計委託3,500万円、これだって何も資料がないですよ。ただ数字が予算書に載っているだけ。聞けば答えると、こういう姿勢なんです。さっき言った、言われれば出すみたいな答弁とそっくり同じわけ。もっとひどいのは、新聞報道や建設事務所に対する発言ですよ。こんなこと大問題。それで、さらに予算の上では、やすらぎ園の電気設備工事、この工事費2,200万。説明は、築30年経過したと、ただこれだけなんです。資料も何も載っていないと。もっとひどいのは、長期振興計画で、このやすらぎ園を4年かけて大規模修繕工事1億円と。調子に乗っているわけですよ。聞かれれば答えるだけで、資料はないと。これは、さらに大きな問題として、結果的に地方自治法第2条14項が求める最小の経費で最大の成果をと、この考え方が疎かになっていくんです。先ほどブドウの議論もありましたよ。あれだって総務課長は思いついたことをべらべらしゃべっているけど、資料で議会に1個も出ていないわけ。やはり、こういうことを町長、あと1年間、ぜひ私は何とか頑張っていたきたいと、親心で言っているわけですよ。それで、さらにちょっと厳しい声があるので、それを紹介して次に移りたいと思いますけども、町民の声としてね、町長、機動力5か条に問題ありという指摘があるんですよ。ちょっと読んでみますと、令和3年1月4日開催の町長訓示で、次のとおりの機動力5か条が示され、今後も町長の指針、挑戦・新鮮・

実行に邁進されたい旨が示された。これ町長ブログに載っているんですね。この5か条には重大な欠陥があり、民間企業であれば許されるであろうが、公共団体では看過できない事項が見逃され、推奨されており、これらの訓示が昨今の職員不祥事を招いているおそれがあると。その1つとして、言い訳するな。2、できない説明よりやる方法を考えることに労力を注げ。3として心配の先送りをするな、すぐやる。4番目として困らなければ知恵は出ない。5番目にパーフェクトを狙うな、60%でもよいと、とにかく進めと。私通告に、行政は走りながら町民の皆さんの声を聞き、的確な判断をと言っておられるというふうに書きましたけども、こういう憂いている声もあるということだけ町長にお伝えして、次のところへ移っていきたいと思います。次に、介護保険料と国民健康保険料という部分で質問を進めていきたいと思いますが、先ほどの議員から紹介がありました私どものアンケート調査によって、暮らし向きはどうですかといったら、国保税と介護保険料が高いと。幾つか、11ぐらい答えがあるんですけども、その中で一番多かったという紹介がありました。それから、小海町に望むことは何ですかと。これも16ぐらい選択あるんですけども、そのうち税金の無駄遣いをなくす、それから国保税・介護保険料の引下げ、これがやはり2番目に多かったわけです。このことを町長にお知らせしながら、介護保険料について質問したいと思うんですけども、最初に、先ほど自助・共助・公助政府の話がありましたけども、信濃毎日新聞の2月26日の建設標の中で、自助・共助・公助を政府に問うという文章がありますので、最初にこれを紹介したいと思います。最近、自助・共助・公助という言葉を目にしますと。これは佐久市のヨシカワさんという方ですから、これは市民が使うのは構わないが、政府が使ってはいけない言葉だと思っていますと。私子供を3人産みたいわと市民が言うのは自由ですが、政府が子供を3人産みましようと言ったらアウトだ。私は施設に入らずに死ぬまで自宅で暮らしたいと市民が言うのは自由ですが、政府が施設に入らず自宅で暮らしましようと言え、施設に入らないほうが良いという安上がりの行政の価値観を押し付けることになります。子供を産むか産まないか、施設に入るか入らないかは、個人の自由と自発性に基づくのであって、市民の多様な生き方に対応できる施策を用意するのが行政や政府の役割だと。自助も共助も個人の自由と自発性において行われるものですと。政府は公助を担当する機関なので、暮らしの困難や生きづらさを抱えている人にどう手を差し伸べていくか、そのことに専念してほしいのです。公助の前に自助・共助があるなどという上から目線の価値観の押し付けは、決して

	<p>てやらないというのが行政や政府の矜持なのだと思いますと。佐久市のヨシカワさん、83歳の方ですけれども、こういうことを言っておられます。そういう中で、私は、今政府は自助・共助をしきりにやっている政府ですから、地方で先頭に立っているいろいろ取り組まれる町もご苦労だというふうに思いますけれども、通告で、保険料を6万8,800円から「7,200円」と書いてありますけど、これ「7万2,000円」ですから直していただいて、に4.7%の値上げを予定していると、第5段階でね、こういう通告をしました。そこで私、資料をお願いしてありますもんで、資料の説明をお願いしたいんですけども、保険料の徴収が、私ちょっと初歩的なことをまず最初に併せて聞きたいんですけども、特別徴収といって年金から差し引かれる人と、普通徴収の人、この違いも併せてちょっと説明してもらえればと思うんですけども。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>それでは、資料のご説明をしたいと思います。資料の20ページ、21ページに介護保険料関係の資料が申し上げてあります。20ページにつきましては、介護保険料の滞納者の所得階層別割合ということで、その前のページに国税の同じ資料がありましたので、そちらに合わせて作成をしております。21ページのほうは、第8期の介護保険料と段階区分ということで、これは先日提出したものと同じものになっております。まず20ページご覧いただきたいんですけども、左側が令和2年度の現年分の滞納、それから右側が過年度分の滞納ということでございます。左側の現年につきまして、17名合計件数がございます。この中で、過年から引き続き滞納している方というのが、17名うち5名となっております。それから、20ページは所得階層別の割合という資料になっておりますけれども、21ページにありますような段階区分ごとで見ますと、20ページの右側、過年度分につきましては、本人が住民税課税者である6段階以上という方が4件、それから、本人非課税で世帯に住民税課税者がいるという4段階、5段階が4件、それから非課税世帯である1から3段階が3件、合計11件となっております。それから、左側の現年分につきましては、6段階以上が17件中12件、4段階、5段階が3件、1から3段階が2件というのが、段階区分別の内訳となっております。それから、過年度分につきまして、滞納者11名全員が介護保険料以外の税目にも滞納があるということでございます。現年分17名につきまして、介護保険料以外の税目の滞納がある方が9名、介護保険料のみ滞納の方が8名となっております。資料の説明は以上でございます。それから、特別徴収と普通徴収につきましては、特別徴収というのは年金からの天引きでございまして、普通徴収は納入通知書によって口座振替または窓口納付をされる方という徴収方法になってございます。</p>

	<p>以上です。</p>
10番議員	<p>まず普通徴収ですけど、どういった方が普通徴収になるのかという、そういう初歩的なことをちょっと教えていただきたいということと、それから、ただいま20ページで介護保険料の滞納の方が、所得別にそれぞれ出されているんですけども、見たとおりの200万円以下の方が現年分でも14名と64%もおり、過年度分でも11名皆さんが、所得としては200万円以下と、こういう、いわゆる低所得と言われる皆さんが多いという現状が出ていると思うんですけども、この中で、分割納入をされているという方がどのくらいあるのかというのが2点目。それから、保険料の滞納が増えて、そのペナルティとして介護の給付制限を受けている人、全国で約1万人とされています。それから、財産の差押え、こういった皆さんが1万6,000人に上っているという報告があるんです。だから小海町はどうかと、これが3点目。それからもう1点。介護保険ですけども、65歳以上の人が1号保険者で納めているんですけども、介護保険料というのは死ぬまでとられ続けるのかと。この4点を伺いたいんですけども。</p>
町民課長	<p>まず、特別徴収がどういう方かというのにつきましては、これは年金が18万円以上という方が特別徴収の対象となります。それから、分割納入の割合につきましては、申し訳ないですが、今ちょっと内容をつかんでおりません。それから、ペナルティということにつきましては、これも正確なすいません、内容についてはつかんでおらないわけですが、差押えはなしということをお願いしたいと思います。介護保険料につきましては、これは亡くなるまで納めていただくということになってございます。以上です。</p>
10番議員	<p>介護給付制限というのが、今町民課長、分からないと言われたんだよね。ぜひまた調べて、今日、今言ったってあれだと思いますから、それ以上申しませんが、また教えていただきたいと。ただ、全国では1万人あると。財産の差押えが1万6,000人というのが現状らしいです。それで、皆さんご存じのとおり、介護保険の給付というのは、5段階云々だ要保護だ云々といういろいろ段階があったんですけども、だんだん介護保険の給付範囲が狭まってきているというのは、皆さんご存じのとおりでありますし、それから、介護保険料でありますけども、今年で7期が終わって8期目ですから、21年が経過しているということですけども、月別の資料を今日頂いたんですけども、最初、これ12分の1の計算だと思うんですけども、第1期、平成12年から14年の間は2,306円、12倍ということであれば2万7,672円と。第2期が4万572円。第3期が4万6,056円というように、上がりに上がって、令和3年度8期目、小海町は</p>

	<p>7万2,000円と。第5段階の中心部分で。このさっきの説明資料の太枠の中の保険料を私今言っているんですけども、第7期が上の段で6万8,800円が7万2,000円と、4.7%の値上げと。多くの町民の皆さんが、高くてかなわねえというアンケートが、私たちには寄せられていますけども、町長どう思うかということですけども。実は私は驚いたんですけども、その下の小さい四角なんですよね。介護保険料を所得から見たときにどうなるのかという表を作っていましたら、標準の第5段階で何と163.6%。だんだんだんだん、例えば第1段階の人は平均所得5,000円の人が432%、金額にして2万1,600円です。こんな、税率と言えは正確じゃないかもしれませんが、保険料、税金のかけ方がほかのところでこんなにかけているのがあるかというのを私は伺いたいんですけども、町長、こういった表を見て、町長はどう思われます。</p>
町長	<p>確かに大変高い数字であるということは分かります。しかし、この運営についてぜひこういうものでお願いしたいということですので、円滑な運営をしていくには、やはりこういったことは必要ではないかというふうな認識でございます。</p>
10番議員	<p>先ほども、制度としてはすばらしい制度だと。運営していくには仕方ないと、今町長のお考えを伺ったわけでありますけども、町の介護保険の財源というのは、皆さんご存じのとおり、国・県・市町村が50%、40歳から64歳の皆さんが28%、それで令和3年度小海町は65歳の方が22%、約1億1,500万円というのを町は集めなきゃならんという予算の中で、この第8期の予算が計画されている。町長、私は無料にしろとは言いませんけども、低所得の皆さんにぐらいはせいぜい均等割ぐらいに収めると。やはり国の制度がもう限界なんですよ、介護保険。それを国の制度のまんまで言いなりになって町民に賦課していたら、こういう結果になるわけですよ。介護保険料を払わないから介護保険受けられないと、財産も差し押さえると、こういう保険になってきちゃっているんです。私はぜひ、所得の低い皆さんには均等割ぐらいにして、あとはそれ以上の皆さんにはそれなりに納めていただきながら、残りは町が応援すると。やはりそういうまちづくりを強く要望したいと思います。それで、時間もありませんので、国保のほうへ移りたいと思いますけども、所得が確定する5月に税率を決めるということで資料も出してもらいますけども、私のほうでちょっと説明させていただきますけども、やはり19ページを見ていただければ分かるのとおり、国保でも滞納の皆さんということで私資料を作っていたいたんですけども、いわゆる低所得者と言われる皆さんの滞</p>

	<p>納が多いと。そういう中で、私いつも言うんですけども、低所得者が多いんですよ。それで、この中で分割して一生懸命払っている人もあるんですけども、それでも国保は約2,000万円を超える滞納になっているという状況なんです。それで、実は滞納をされていない皆さんだって本当に大変なんですよ。それはやはり町が納付金制度になって、納付金を県に納めるという制度に変わったものですから、その納付金額をどう集めるかという観点でいろいろ税率を決めていくんですけども、所得に関係なく均等割2万7,400円、これは子供1人ですよ。それから平等割が2万6,400円という課税のされ方がされているもので、非常に大変になってきていると。それでも町は、町長、私先ほど国保の關係の初めてのときの問題で、国保の税条例のあれを当時うんと議論して、信毎でも大きく取り上げて、均等割の免除、条例改正案提出と。いろいろ事情があつて条例案を差し替えて、子供の分の均等割を条例からは外したけども、多子世帯応援事業という形で、いろいろこれも議論ありますけども、町長は始められたという点では、私は評価できるんですけども、それにしても大変だと。私いつも言うんですけども、これも制度に限界があると。それは、全国の知事会や全国市長会、全国町村会などが、国の財政支援1兆円投入しろと、こういうことをぐつと言っているんですよ。それで国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのように、国にやれと、全国の知事さんや市長さんや町村長さんが言っているわけです。これは、今の国保制度に限界があると。ここでもやはりさっきの介護保険と同じで、私は国の制度の言いなりになって住民に課税をすると、所得の低い皆さんの滞納が増えると、こういう形がぐつと変わらないということなんですよ。それで、もう一つちょっと言いたいんですけども、町長ご存じかな。厚労省が子育て世代の負担軽減を進めるとして、均等割の5割を未就学児に限って公費で軽減するという方向を決めたと。ご存じだったでしょうね。</p>
<p>町長</p>	<p>勉強不足で申し訳ございません。その詳しい部分はよく分かりません。しかし、私、今まで聞いていまして、県への納付金、大変多額だとは思いますが。しかし、高額医療が発生した場合の安心とか、それから我々がこの日本に住んでいて、国民皆保険という制度の中では、世界でただ一つだと思います。どこ行ってもどの場所でも、保険証一つあればお医者さんにかかれるという、すばらしい制度だと思っていますので、それを維持していくのにそういうちょっと圧力といいますか、大変な目に遭っている皆さんがおいでになるということは、共産党の皆さんの調べで分かったわけですけども、今のところ、やはり我が町で独自の線をとというのは非常に厳しいものになっておるな</p>

	<p>と思います。また、薫さんには、私が町長になったとたんに保険のことで言われ、私は職員を信じてどうだやと言ったら、よかろうにというようなことでお返事をしてしまって、本当に申し訳なかったんですが、ああいう教訓をこれから生かそうという、そのときに思ったわけでありまして、大変勉強させてもらっています。</p>
10番議員	<p>町長、実は今、私ちょっと資料を見つからなくて詳しい話できないんですけども、この5割給付というのは、令和3年でなくて令和4年からなんですよ。それで、令和3年に法制化するというのを厚生省が決めたという話なんです。それで、数字的にはまさかお役所ですからそれぞれに持ちながら、その5割のうちの半分を国、そしてその半分を市町村と県と、そういう制度だそうなんです。私は何でこれを取り上げたかという、先ほど町長1番が好きだというような意見もありましたけども、やはり当時はあれだけ苦勞して、町長もなったばかりだし、町長の判断は別の形でのことを選んだわけでありまして、私はやはり国が何でこういうふうに動いたかという、全国の皆さんのそういう負担の大変さ、そういったものが国を動かしているわけです。ですから、先ほどなかなか小海町で特別なことを云々というようなことを言われたわけです、出てきた出てきた。時間まだ3分あるからちょっと話しますと、対象となる児童数は約70万人おられるそうです。必要な財源は90億円と。国が2分の1、都道府県4分の1、市区町村4分の1ということで、法制化するということです。やはり全国の知事会や、先ほど私も言いましたけども、こういったいろいろの国民の運動やそういうものが、やはり今の国保の中でおかしいんだと。人頭割で子供1人何ぼなんていう税金のかけ方はおかしいという声が、やっと厚労省に届いたというのが、私たちの評価です。ですから、県は国保の課税方式を各町村から今度は県に決めさせてもらいたいというようなことを言い、市町村が国保にお金を入れるということはまかりならんという方向を今とっているわけです。町も5,000万からの基金があるんですけども、担当は、県がそうなったときに急に上げちゃ困るということで、基金を崩さないというふうに言っていますけども、私は町民の声に耳を傾けていただくと。1,000万円くらいは国保に入れると。約800世帯弱だよ、七、八百何世帯だったかな、正確な数字は分かりませんが、1世帯1万円が値下げができるくらいのような、そういう英断をもった運営を、町長、ぜひ研究をしていただき、勇気ある行動を改めてお願いしたいわけでありまして、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>仕組みの中でそういうことがどんどん通るということであれば、また研究を</p>

	<p>して見させていただきます。ただし、私どもも国・県があつての町でございます。そういう中のやはりルール違反というものは控えと、やっちゃいけないというふうに思っておりますので、研究をさせていただきたいと思ひます。</p>
10番議員	<p>ルール違反じゃねえだよ。地方自治体は、自分とこの予算はどういうふうにするかというのは、地方自治体に権限がある。ただ、国の方針、県の方針とは違うということでありまして、そこがやはり自治体の長の考え方だと。現実的に一般財源を国保に投入している、介護保険に投入している、保育料だって無料化している、こういう自治体があるわけですよ。だから、そういうことが本当に決断できるのは町長かどうかということだと私は思ひます。ぜひ、国保は強制加入です。そういった意味では最低生活費、生活保護基準に食い込むような保険税の賦課、こういうことはぜひ改めていただきたいと、このことを強く要望しまして、私の一般質問を終わりにしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、明日水曜日10日、午前9時30分から現地視察を行います。視察箇所につきましては、午前中に佐久平クリーンセンターを視察、役場で昼食をとりまして、午後松原のサニタリー棟を視察いたします。服装は通常の服装で結構でございます。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。</p> <p>これもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時12分)</p>

<b>令和 3 年 第 1 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 22 日」	
* 開会年月日時	令和3年3月23日 午後2時00分
* 閉会年月日時	令和3年3月23日 午後3時22分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	皆さんこんにちは。今月2日に招集されました令和3年第1回定例会であります。本日は最終日であります。議事日程にあります各議案につきましてはそれぞれの常任委員会で審査をお願いしてあります。その審査結果の報告に続いて質疑、討論、採決をお願いするものであります。適切な判断と円滑な議事進行にご協力をお願いを致します。ただ今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
<b>議 長</b>	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづり3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
<b>議 長</b>	日程第2、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。 黒澤小海町長。

町 長	皆さんこんにちは。議員の皆様におかれましては最後の定例会も最終日となりました。今日まで議案質疑、一般質問、全員協議会、各常任委員会において慎重な審議をいただきましたことに対しまして心から厚く御礼申し上げます。また、私も初当選以来この3年間、皆様には大変ご指導ご鞭撻をいただきながら、無事職責を果たすことが出来たのではないかと思います。今後もこれまでご指導いただいたことを肝に銘じ、職員一丸となって行政推進に邁進してまいります。来月には議員選挙が執行されます。立候補を予定されておられる議員の皆様の再選を心からお祈り申し上げます。さて、それでは1件ご報告いたします。13日土曜日に、シャトレゼバウムクーヘン工場の地鎮祭が行われ豊里林野水利保護組合議長とともに出席いたしました。8月の開業を予定しているということですが、シャトレゼのバウムクーヘンの国内製造量の約8割を製造するという事で、金額にすれば5億円ほどの製造量になるということです。従業員も30名程度雇用するという事で、町への転入者も増え、大変ありがたい事業だと考えております。高校入試の結果につきましては、この後教育長よりご報告させていただきます。本日はすべての議案について可決ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、教育長の任命同意案件を本日追加議案としてお願い申し上げますので、合わせてよろしくお願いいたします。以上ご報告といたします。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
<b>教育長 【高校入学者選抜、志願者数、合格者数、進学者数の報告】</b>	
議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。
<b>○【議案の上程】</b>	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
<b>日程第3 「議員派遣の件」</b>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。 事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 議案第5号</u>	
議 長	日程第4、議案第5号 「小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告一可決と決定) (委員会からの要望事項一1件)	
<p>〈委員会からの要望事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営路線バスについて、令和3年度から新しい区間を運行することになるので町民に周知徹底するよう努力されたい。</li> </ul>	
議 長	ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
町 長	お答え申し上げます。町民に配布する町営路線バス時刻表には起点または終点を「福山(ナナーズ前)」と表記してわかりやすくするとともに、防災無線・公民館報などを活用した広報を実施し、町民への周知を徹底するよう努力してまいります。
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第5号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第6号

<b>議 長</b>	<p>日程第5、議案第6号</p> <p>「キャリフル小海事業レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。</p> <p>(委員長報告—可決と決定)</p>
<b>議 長</b>	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<b>議 長</b>	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<b>10 番議員</b>	<p>私は本案に賛成の立場で討論に参加したいと思います。実は私は委員会では本案を反対したわけであり、それは条例の改正の主だった説明の中で「新規施設の設置を明記し各シーズンにより年間を通じて利用料金を柔軟に設定するため利用料金の規定を改定するものです。」という説明でありますけれども、この部分には異存がなかった訳でありますけれども、その他の追加の部分で指定管理者に関する部分かなりの点が新しく加えられているわけであり、指定管理者でありながら、使用料だとか色々な会計のあり方、そういったものが縷々うたわれているわけであり、行政の皆さんに質問をしたところ、分かりやすくするためとか或いはこういったことを書き入れても特別問題ないというような説明であったわけであり、私はどうも合点がいきませんで、委員会では反対したわけであり、帰って指定管理者制度など色々調べたところ、本条例に指定管理者関係の条例を載せないでこのキャリフル事業の使用料が一般会計へ行く条例になっているということであり、この条例をいれなければ指定管理者の方へお金が回らないということが私自身わかりましたので、本日はこういった理由から賛成とさせていただきます。以上であります。</p>
<b>議 長</b>	<p>他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数 ×・・・7)</p>

議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第6 議案第7号</u></b>	
議 長	日程第6、議案第7号 「小海町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷 恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第7号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第7 議案第8号</u></b>	
議 長	日程第7、議案第8号 「小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷 恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第8号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第8 議案第9号</u></b>	
議長	日程第8、議案第9号 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第9号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第9 議案第10号</u></b>	
議長	日程第9、議案第10号 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、

	委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—1件)
	〈委員会からの要望事項〉 ・介護保険について、低所得者対策として公的な補助を増やすよう、 国・県に要望されたい。
議 長	ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	お答え申し上げます。将来的に介護保険料は全国的に増額し続けると思われまますので、近隣町村とも連絡をとったうえで、公的な施策によって介護保険料の低減につながるよう、国・県に働きかけてまいります。
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	議案第10号 小海町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論致します。本案は65歳以上の皆さんの令和3年度から令和5年度までの介護保険料、また基準となる第5段階の年額介護保険料を68,800円から72,000円に4.7%値上げし、各段階ごとに係数をかけた金額とするものとその他であります。介護保険制度は平成12年度から始まり、21年が経過しました。平成12年度の介護保険料は年額27,600円であり、令和3年度は先程も申しました、72,000円です。保険料が2.7倍となっております。保険給付費から保険料を選定する現在のやり方に多くの町民の皆さんが高すぎると言われています。出して頂いた資料に令和2年度、過年度分の保険料滞納者が11件あり、所得100万円以下の方が10件です。保険料の滞納が増え、そのペナルティとして介護の給付制限を受けている人が全国で約10,000人、財産の差押えが約16,000人に上るそうです。町では差押えはないと答弁されました。皆さん、介護を求めている人達に差し伸べる手が保険料が先と言っています。国への制度の改善を求めると共に、施政方針で町長は町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施して参りますと言われる町長にぜひ、介護保険料の値

	上げでなく、値下げの努力をし、払える保険料、適正な保険料となりますよう強く求めまして本案の反対討論と致します。
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第10号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数 ×・・・9、10)
議長	挙手多数と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第10 議案第11号</u></b>	
議長	日程第10、議案第11号 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第11号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第11号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第11 議案第12号</u></b>	
議長	日程第11、議案第12号 「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

	する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第12～19 「議案第13号～議案第20号」</u></b>	
議 長	日程第12、議案第13号から日程第19、議案第20号については一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 井出 幸実 君。
	(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—3件)
<p>〈委員会からの要望事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書庫の整理について、文書保存期間等により整理するとともに、不用品は処分を行うなど整理整頓に心掛けられたい。</li> <li>・ 各事業実施にあたっては、事業計画等の作成により事業実施されたい。</li> <li>・ 予算説明資料の作成にあたっては、詳細な説明資料の作成と根拠資料の添付等の対応をされたい。</li> </ul>	

議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。ただ今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
町 長	<p>お答え申し上げます。まず書庫の整理につきましては、文書取扱規定に従い文書整理を行うとともに、物品の適切な管理と不用品の処分など、書庫の効果的な利用に努めてまいります。</p> <p>次に各事業実施にあたっては、事業計画等の作成により事業実施されたい。という要望事項につきましては、各種事業について、現在も計画、立案のもと、事業を実施しておりますが、今後も事業の目的、期待する効果など分かりやすい説明に努めてまいります。</p> <p>次に、予算説明資料の作成にあたっては、詳細な説明資料の作成と根拠資料の添付等の対応をされたい。という要望事項につきましては、予算説明資料については、分かりやすく表記するなど内容の検討を行ってまいります。また根拠資料の添付等細かい説明に努めてまいります。</p>
議 長	これより議案第13号「令和3年度小海町一般会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
2番議員	<p>私はこの予算案に対して反対の立場で討論を進めさせていただきます。反対理由を述べる前にこの私の判断自体が実はコロナワクチンの接種等に係る予算が入っておりまして、町民の安心、安全を担保する上でも欠かせない予算であることは踏まえながらも、しかしながら町の取り組みの成果の現れたのか感染者が発生しておらず、またワクチン接種には多少の時間を要するようですので、その間を活かして適正な予算への修正が間に合うのではないかと思い反対の立場で討論をさせて頂くわけでございます。反対理由は4つほどございます。1つは温泉施設の大改修でございます。予算決算常任委員会でもコロナ対策に翻弄されている中でなぜ今やらなければならないのかという指摘がされました。私もその通りだと判断致しました。私はこの判断を踏まえながら委員会の中で意図や目的を含め、中長期に渡るリニューアルプランの策定を依頼しました。コロナの感染が落ち着いた時、そこには新たな働き方や暮らし方が生じることが予想されます。観光の中身や町民の暮らし方にも変化が予測されます。そのような変化が温泉需要にどのように影響するか需要の変化に対応した、それらの変化を受けとめた新しいサービス、これを考えて提供できるような改修計画が必要ではないかと考えた次第であります。因みに憩うまちこうみ事業でもポストコロナを見越した事業展開</p>

が模索されています。憩うまちこうみ事業と関わりを持つ温泉改修にも何らかの反映が必要とされるのではないのでしょうか。これらのことは当然、経営収支見通しにも反映されます。この大改修で、事業収支はどのように改善されるのか、収支の見通しを町民に説明し、その上で「だから今やるんだ」とう適正な理由、それを添えて計上させるべき予算ではないかと判断したわけです。大改修は不要とは申しませんが、急ぐ必要のない不急の事業だと、急ぐ必要がない事業だと判断した次第であります。反対理由の2番目は憩うまちこうみ事業の件でございます。この事業はこれまで5年以上に渡り、新年度も含めて8,000万に上る予算が使われることとなります。しかし、その成果が見えていません。協定企業が増えたことは成果としてあげられますけれども、それらの協定企業が町の活性化にどのように貢献できるのか、コロナ後を見越した事業とはどんな事業なのか。委託調査の中で自走詳細策定計画とか、人材育成、モニターツアー、オンライン起業セミナー、サロン、他地域交流など多岐に渡った取り組みが示されておりますが、これらの成果見通しはどうなっているのか。先程町長、要望事項により目的と成果を明確にするって答えられてましたけれど、そういったことをもう1度検証し始めて改めて予算を計上すべきだと判断した次第でございます。反対理由の3つ目は遊休農地対策としてのブドウ試験栽培の件があります。事業の発端は言葉のあやとは言え、「降って沸いたような事業」であり、そのこと自体町の事業としては問題ではありますが、すでに始まっているわけで、認めざるを得ないのだが、憩うまちこうみ事業に例を取るのであれば、ワイン用ぶどう栽培で自走に要する詳細設計、事業計画、こういったものが示されておらず、2年目も私の眼には場当たりのと言わざるを得ません。たとえそれが試験的であったとしても、成功を目指すという想定で事業計画を組み立て、試験栽培以降の組み立てについて、何年後までにかくかくしかじかの手順段取りで生産規模を何haまで拡大し、何万円、何億円というような出荷額を目指し小海ブランドのワイン製造を目指しますといったシナリオが必要だったと私は判断しているわけでございます。この事業はそもそも論として遊休農地対策なのか、特産品開発なのか、そのことも不鮮明なわけでございます。ブドウの特産化であるならば鞍掛豆のような扱いになるし、遊休農地対策であれば、そば栽培に準じた事業になるかと思えます。いずれにしても私には場当たりの中途半端な予算は認めがたいと判断した次第でございます。4番目に駅前再整備事業設計委託があります。駅前再整備の要点は人々が集う駅前をどのように作り出すか、その1点に発端がありました。駅周辺

	<p>を人々が集う場所にすることで、周辺の小売店や飲食店の売上が多くなり、事業の継承が担保されると私は考えその趣旨に沿って検討委員会の運営を図ってきました。しかしながら今回出された町の方針はエキウエを改修し、エレベーターを設置し、トイレを充実させること、これらのことで例えばアルル入居の事業者や駅周辺の事業者への経済的な波及効果が得られるのかどうか、私には甚だ疑問でございます。施設を整備するだけで人が集うとは思えないからです。従ってアルルの事業者や駅周辺飲食店の経営維持にはこの事業成果は繋がらないと判断せざるを得ません。改めて検討委員会が示した 11 項目についての再考を要請しておきたいと思っております。以上を通じて本予算編成の問題点を大まかに整理しますと、次年度以降に駅前整備が 1 億円、温泉 2 億、スケートセンターまあ 4 年から 5 年にかけてですけれど 3 億、新分譲地造成が 4.5 年先に 3.5 億、億単位の大きな事業が何件か用意されており、財源の適正な配分が歪めかねない事態が予測されます。また諸々の施策について推進にかかわる綿密な計画が描かれておらず、場当たりのとも呼べる予算が計上されております。過去に取り組みされた施策の成果検証が不鮮明で新予算への反映が見えないことなどから、議会の肝心かなめの責務として予算の見直しを要請するものでございます。最後に令和 4 年には町長選挙が行われます。大型事業の推進に町民の声を反映させる必要があります。3 年度予算で前倒し的に行われる駅前再整備や温泉改修などの調査設計予算は選挙で町民にその必要性を問い、その上え令和 4 年度に先送りすべきではないかと。以上の判断から私はこの予算案に反対致します。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>次に賛成の方の討論がありましたらお願いします。なければ他の方、討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p><b>9 番議員</b></p>	<p>私は本予算に反対の立場で討論します。私は一般質問の中でコロナ禍で経済的困難な状況が深刻になっていることを指摘致しました。総務課長も町民皆が困っているとお答えになられました。そういった中で今年度予算、不要不急の事業が多く見られるのではないかとということのを例を挙げてお尋ねしましたが、町長はそうは思わないと答えられました。委員会審査の中でも色々と議論がありましたがいきなりの設計委託料というおつかみ的な事業が多く、まずは調査費をつけてしっかりと検討してから取り組むべきだと思います。そして根拠となる説明資料が議案説明で出てこない、1 つ 1 つの事業を進めるにあたって、丁寧に進めるというプロセスに欠けていると言わざるを得ません。またコロナワクチン接種費用のことが委員会でも議論になりました。全国統一単価の 2,070 円、</p>

	<p>その中には医療従事者や誘導の為の人員、接種会場の確保、接種に要する器具等の確保も接種費用として含まれています。事務費や予診費用と併せて医療機関に支払われるという内容になっています。その他に医師、看護師派遣料とは予算の二重計上ではないかという問題です。説明では地域によって格差が出てくるということで、越えた部分という話でしたが確かにこの 2,070 円は上限価格ですのでそういうこともありえるかもしれませんが、まだ佐久地域で単価が決まっていない、病院との契約も結んでいない段階で 463 万円という数字を載せてくるのはいかなものか根拠に欠けると思います。そして 6 歳未満の 660 円の加算分も計算されていません。コロナの関係で言うと今回 PCR 検査実施費用が載っていないという事で補正の方で対応するとのことでしたが、2 年度の実施に当たってもほとんど広報もされない、どこでどうやって検査を受ければいいのかなど全く広報されていません。社会的検査体制をしっかりと取って不安が少しでも解消され、飲食店、旅館業にしても、また他の業種にしても、前のような動きを作ることが一番の経済対策ではないでしょうか。コロナ禍で町民の生活を第 1 に考える、先程も委員会要望もありましたが事業を進めるにあたっては、根拠をしっかりとさせ、段階を踏んで進めて頂きたいことも改めて要望致しまして、私の反対討論と致します。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>他に討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p><b>10 番議員</b></p>	<p>議案第 13 号 令和 3 年度一般会計予算、反対の立場で討論します。本案は歳入支出総額 39 億 4,600 万円です。この中で私が注目したのは先程来話があります、小海駅前再整備設計委託料 1,000 万円、検討委員会報酬 99 千円、新分譲地宅地造成設計委託料 3,500 万円、公園設計調査委託 300 万円、特定地域づくり事業体調査 50 万円、やすらぎ園整備 2,200 万円、令和 3 年から 6 年の 4 年間で 1 億 250 万円という計画です。町営住宅建設工事大畑で 1 億円、設計委託料 700 万円、温泉改修計画設計委託料 2,000 万円、令和 4 年度に約 2 億円の改修予定。大規模事業が提案されていますが、予算提案時に説明資料がついていたのは特定地域づくり事業体調査だけで、資料を要求しないと出ない、要求しても未だに出ないものもあります。駅前再整備設計委託料 1,000 万円ですが、未だに資料も出ず、答弁ではアルルのトイレ改修とエレベーター設置と答えられ、で、後は何か検討委員会で相談してのように答えられた。そもそもこの問題はアルルの事業協同組合が施設を町に寄付したいという申し出から始まり、町が寄付を受けるのか、断るのか、明確な姿勢が今</p>

	<p>になってもはっきりしていないというところに問題があります。アルル施設内にトイレ改修などの約 1 億円と言われる事業の再整備設計委託料を予算化するのではなく、町として方針を明確にするべきであります。新分譲地宅地造成事業も建設事務所から抗議を受けたなどの答弁を聞いた時、私は 3 年前の町道新田小海原線崩落復旧工事が雇用促進住宅建設での様々な問題や個人の空家撤去問題にまで広がり、新聞報道により町のイメージダウンなどを思い出しました。仕事をスピーディに進めることも重要ですが、何よりも町の方針を明確にし、それに沿った事業計画、起案をしっかりと練ってから予算提案をする、これこそが地方自治法が求める最小の経費で最大の成果への道であります。公の仕事をする皆さんにこの努力を強く求めまして本案の反対討論と致します。以上です。</p>
議 長	<p>他に討論がありましたら挙手を願います。これで討論を終わります。これから議案第 13 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 13 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手多数 ×・・・2、9、10)</p>
議 長	<p>挙手多数と認めます。したがって議案第 13 号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。ここで 3 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 55 分)</p>
議 長	<p>再開致します。(ときに 15 時 10 分) つづいて議案第 14 号「令和 3 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 14 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 14 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 つづいて議案第 15 号「令和 3 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 15 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 15 号を委員長報告のお</p>

	り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 つづいて議案第16号「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第16号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 つづいて議案第17号「令和3年度小海町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第17号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第18号「令和2年度小海町一般会計補正予算(第8号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
	(討論なし)
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第18号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第18号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第19号「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手

	をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第19号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 つづいて議案第20号「令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	委員長の報告は、可決であります。議案第20号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第20号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第20「同意第2号」</u></b>	
議長	日程第20、同意第2号、 「教育長の任命同意について」を議題といたします。 ここで中島教育長の退席を求めます。
(教育長退席)	
議長	事務局長に同意第2号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。同意第2号を原案のとおり同意することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第2号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。ここで中島行男君の入室を求めます。
(中島行男氏入室)	
議 長	ただ今、中島行男君が教育長に同意されたことをご報告致します。ここで中島教育長よりあいさつをお願い致します。
教育長	再任に同意いただきありがとうございます。黒澤町政のもと引き続き教育長の職責を全うし、町の教育の発展に努めて参ります。議員各位におかれましては変わらずのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
議 長	ご活躍をご祈念致します。次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て終了いたしました。これにて、令和3年小海町議会第1回定例会を閉会といたします。 ご苦勞様でした。 <span style="float: right;">(ときに15時22分)</span>